

令和 7 年度

名古屋市包括外部監査の結果報告書

名古屋市包括外部監査人
税理士 新開 章

目次

第 1 章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 監査の対象年度	1
3 包括外部監査人及び補助者	1
4 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
5 選定した理由及び監査対象	1
6 利害関係	2
7 監査の期間	2
8 監査の手続	2
第 2 章 総論	5
1 指定管理者制度の概要	5
2 指定管理者制度の運用における手続の流れ	5
3 各部局における指定管理者制度導入状況と監査対象とした施設 ..	7
4 監査委員の監査の状況	10
5 監査の結果（総論）	11
第 3 章 個別施設に関する事項	20
1 名古屋市中小企業振興会館	20
2 名古屋市民会館	23
3 名古屋市公会堂	28
4 名古屋市青少年文化センター	38
5 名古屋市音楽プラザ	45
6 名古屋市短歌会館	53
7 名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）	62
8 名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター	66
9 名古屋市志段味古墳群歴史の里	71
10 名古屋市熱田福祉会館	74
11 名古屋市笠寺福祉会館	80
12 名古屋市天白福祉会館	90
13 名古屋市清風荘	93

14	名古屋市安田荘	102
15	名古屋市きよすみ荘	107
16	名古屋市緑寿荘	117
17	名古屋市寿荘	131
18	名古屋市笹島寮	135
19	名古屋市五条荘	142
20	名古屋市青少年交流プラザ	147
21	名古屋市営久屋駐車場	150
22	オアシス 21 (公園・バスターMiナル)	156
23	名古屋市営金城ふ頭駐車場	161
24	稲永公園野鳥観察館	165
25	庄内緑地	170

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象年度

原則として、令和 6年度。ただし、必要に応じて他年度も監査対象とした。

3 包括外部監査人及び補助者

名古屋市包括外部監査人	新開 章 (税理士)
同補助者	米津 覚登 (税理士)
同補助者	片山映理子 (税理士)
同補助者	高井 正樹 (税理士)
同補助者	筒井 敬士 (公認会計士・税理士)
同補助者	利行 淳 (公認会計士・税理士)
同補助者	河口 航平 (弁護士)
同補助者	平松 卓也 (弁護士)
同補助者	中西 敏夫 (弁護士)

4 選定した特定の事件（監査テーマ）

「指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について」

5 選定した理由及び監査対象

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置付けられ、その目的は多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、住民サービスの向上や経費削減等を図ることを目的として導入されたものである。

名古屋市においては、令和 7年 4月 1日現在 596施設について当制度を導入している。

指定管理者制度の運用にあたっては、指定管理者が取組意欲を高め、自主性や創造性を十分に発揮できるようにするなど、そのノウハウや能力が最大限発揮される環境を整え、行政と民間事業者それぞれのノウハウや経営資源を最適な形で組み合わせることにより、市民サービス向上と地域活性化を図ることが求められている。

名古屋市では、平成21年 3月に制定しその後適時に改訂を重ねている「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下、「指針」という。）に従って、適切な指定管理者制度の運用に取り組んでいるところではあるが、近時の社会状況の変化も踏まえて、制度導入施設の管理において民間事業者の能力や創意工夫を最大限に引き出すことが不可能となる場合には、指定管理業務内容の見直しや、市の直営等の選択肢を検討することも必要となりうるため、管理運営状況の適切な点検・評価、及び定期的な検討を行うことが必要である。

以上の点も踏まえ、名古屋市における指定管理者制度導入施設の管理及び財務事務の執行が適切に行われているかを検証する必要があると考え、指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について令和 7年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

7 監査の期間

自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 2月 8日

8 監査の手続

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているか、指針に沿った事務が実施されているか検討を行うため、指定管理を行っている公の施設の管理部局に対するアンケート・ヒアリング及び関連書類の閲覧、および選

定した施設に対する施設往査を行い、現地視察、書面確認、指定管理者へのヒアリングを実施した。

また、必要な計数の再計算、分析、備品についての棚卸結果の確認を行った。当該監査にあたっての、主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 選定・締結に関する事項

- ・指定管理者の選定手続は指針に沿って適切に実施されているか
- ・指定期間の設定は適切か
- ・公募方式が原則であるが、非公募方式の場合、その理由は適切か
- ・公募方式の場合、応募条件及び募集期間は適切か
- ・指定管理に関する協定等の締結は適正に行われているか

(2) 指定管理者の業務に関する事項

- ・指定管理者の業務は、協定書、仕様書等に基づき適切に行われているか
- ・施設の修繕負担は協定書どおり行われているか
- ・指定管理者の備品、現金等の管理は適切か
- ・源泉所得税等の処理は適切か
- ・施設において、安全性を損なう状況がないか
- ・施設において、個人情報等の情報管理は適切になされているか
- ・施設の目的外使用に関する事務は適切になされているか

(3) 指定管理料の設定

- ・指定管理料の算定根拠は適切か
- ・指定管理料の精算は適正な帳簿に基づき行われているか

(4) 利用度及び目標値の設定

- ・目標設定が行われているか
- ・報告及びモニタリングは適時適切に行われているか
- ・指定管理制度導入の成果とその分析が適切に行われているか

『監査の結果』として、【指摘】又は【意見】を記載した。

【指摘】とは、合規性の観点から問題があり、又は経済性、効率性、有効性、公平性、公益性の観点に照らして妥当性を欠いており、改善すべきと考えるものと定義し、【意見】とは、合規性、経済性、効率性、有効性、公平性、公益性の観点に照らして、改善することが望ましいと考えるものと定義する。

【事実関係】は、【指摘】又は【意見】の前提又は根拠となるものである。監査の結果確認された施設・設備における事務の状況、制度の運用状況など及び改善されるべき問題点を記載している。

本監査における指摘、意見の数は以下のとおりである。

	指摘	意見
第 2章 総論	—	8
第 3章 個別施設に関する事項（総数）	71	98
(内訳)		
指定管理者	48	44
所管課	14	29
指定管理者・所管課双方	9	25

第 2 章 総論

1 指定管理者制度の概要

平成15年 9月の「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）の施行により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを趣旨とする、指定管理者制度が創設された。

指定管理者制度により、指定管理者に施設の使用許可を含めた包括的な管理運営を任せることができ、また、外郭団体等に限らない民間団体を管理運営主体とすることができるようになり、もって、施設管理の効率化、民間サービスノウハウの活用が可能となった。

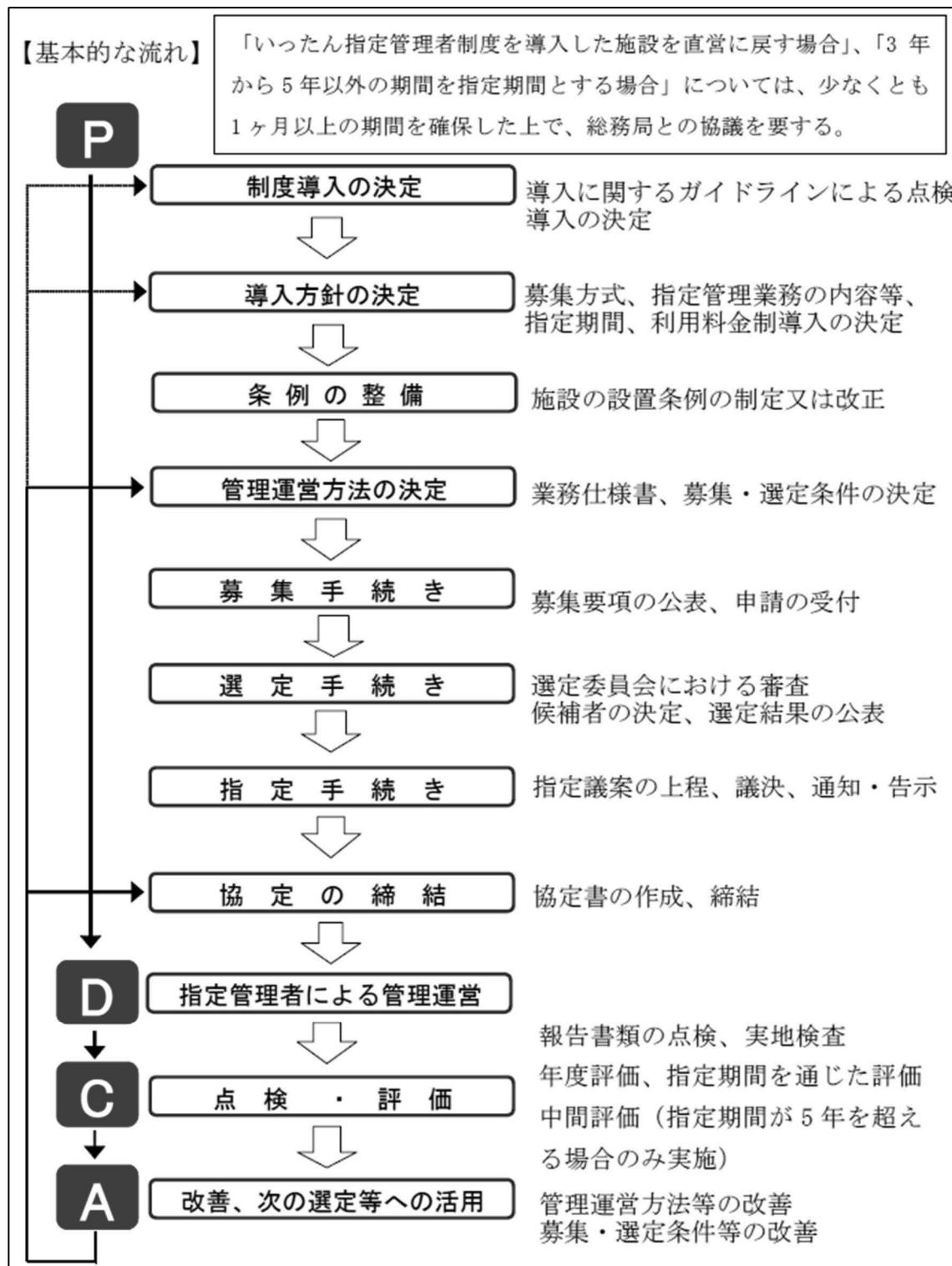
名古屋市においては、平成16年度以降、指定管理者制度の導入が順次進められ、令和 7年度においては、596施設が導入されている。

指定管理者の選定にあたっては、施設所管局ごとに選定委員会を設置し、原則公募により選定が行われる。

名古屋市の指定管理者制度は、当該制度の目的を果たすため、適切な制度運用がなされるよう、指針が設定され、これに基づき運用がなされている。

2 指定管理者制度の運用における手続の流れ

指針によると、指定管理者制度運用の流れは、下図のとおりとなっている。指針上は、運用の流れのみならず、PDCAサイクルが回るよう、このような表記がなされている。



（「指定管理者制度の運用に関する指針」より抜粋）

導入決定から、募集、選定にかかる手続を経て、指定管理者との協定が締結される。

(1) 導入に関する基本的な考え方

指定管理者制度の導入については、「公的関与のあり方に関する点検指針」（平成15年 3月作成。以下、「点検指針」という。）の考え方を踏まえ、「代替性」、「行政責任の確保」、「導入効果（サービス・経費の比較）」などを総合的に勘案した上で判断するものとし、市が直営により管理運営を行う場合は、公正性・透明性確保の観点から、その理由を公表するものとしている。

(2) 選定方式

名古屋市において、指定管理者の選定は、公募方式と非公募方式の両者が採用されているが、指針上、原則として公募によるものとされており、非公募方式は、限定的なものであることが示されている。

また、指定管理者を公募により選定する施設の場合は、その旨を条例上に明記する。公募によらない手続により選定する施設の場合は、選定手続及び選定基準を条例上で明らかにする旨も指針上示されている。

(3) 指定期間

指針上、指定期間は原則として 4年間とされ、施設の特性等を鑑み弾力的に3年間もしくは 5年間とすることも可能としている。また、合理的理由がある場合には、これ以外の指定管理期間を設定することができるものとされている。

(4) 指定管理料の精算

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定められる。指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理料は、原則として精算を行わないものとされている。

3 各部局における指定管理者制度導入状況と監査対象とした施設

名古屋市の公の施設において、指定管理者制度を導入している施設は 596施設であり、下表の状況下にある。

監査対象選定にあたっては、名古屋市監査委員監査の状況を勘案し、また、各部局よりサンプリングされるよう、選定を行った。

監査は限られた監査資源を用い、効率的に実施することが求められ、名古屋市監査委員監査、包括外部監査において監査範囲が重複することは、監査効率の観点からは望ましいと言えず、名古屋市監査事務局との協議により、令和7年度監査対象や、令和6年度（一部令和5年度）に対象とした部局の指定管理者については、改善措置中という観点から、原則として監査対象より除外した。

また、監査対象選定には、対象部局から1件以上のサンプリングを実施した。同一部局内においては、同様の管理体制が敷かれており、問題の発生可能性としては、部局内では一様になっていると考えられることから、当該方針によるものとした。

なお、上記サンプリングによる確認となっているため、当報告書における指摘事項は、同一部局内において監査対象外施設においても確認することが必要である点付記する。

所管局	所管課等	施設数	実地監査対象	監査対象検討
防災危機管理局	防災企画課	1	—	令和6年度の監査委員監査対象のため除外した。
スポーツ市民局	地域振興課	249	—	コミュニティセンター243施設を含む。各学区において管理されていること等を踏まえ除外した。
	男女平等参画推進課	1	1	—
	スポーツ振興課	1	—	令和7年度の監査委員監査対象のため除外した。
	スポーツ施設課	35	—	令和7年度の監査委員監査対象のため除外した。

	スポーツ戦略課	1	—	令和7年度指定管理者制度導入施設のため除外した。
経済局	産業企画課	1	1	—
観光文化局	国際交流課・MICE推進課	3	—	令和6年度の監査委員監査対象のため除外した。
文化交流局	文化芸術推進課	27	5	—
	歴史まちづくり推進課	3	1	—
教育委員会	生涯学習課	17	1	—
	図書館	9	—	令和7年度の監査委員監査対象のため除外した。
	文化財保護課	1	1	—
健康福祉局	高齢福祉課	19	3	—
	地域共生推進課	1	—	令和5年度の監査委員監査対象のため除外した。
	介護保険課	6	5	—
	障害企画課	1	—	令和6年度の監査委員監査対象のため除外した。
	障害者支援課	1	—	令和5年度の監査委員監査対象のため除外した。
	保護課	3	1	—
	環境業務課	2	—	令和6年度の監査委員監査対象のため除外した。
子ども青少年局	子ども福祉課	2	1	—
	青少年家庭課	19	1	—

住 宅 都 市 局	交通企画・モビ リティ都市推進 課	3	1	—
	住宅管理課	75	—	令和6年度の監査委員監査対象のため除外した。
	都心まちづくり 課	3	2	—
	名港開発振興課	1	1	—
緑 政 土 木 局	自転車利用課	95	—	令和7年度の監査委員監査対象のため除外した。
	都市農業課	4	1	—
	東山総合公園管 理課	1	—	令和7年度の監査委員監査対象のため除外した。
	緑地利活用課	11	1	—
総計		596	27	—

4 監査委員の監査の状況

包括外部監査は、地方自治法第 2条第14項及び第15項の規定の趣旨により実施される点で監査委員監査と同様であり、その監査主題は同様となるものと解される（法第 199条第 1項及び第 3項、法第 252条の37第 1項及び第 2項）。このため、限られた監査資源の中で実施される両監査は互いに併存し協同されることで、もって住民の福祉に寄与するものと考えられる。

当該視点より、包括外部監査対象の選定においては、直近年度における監査委員監査対象となっている監査先については、監査委員監査の状況を確認することで、その対象から除外した。

上記選定時においては、当監査年度（令和 7年度）、監査対象年度（令和 6年度）および過年度（令和 5年度）において、監査委員監査の状況をヒアリング及び監査計画（令和 7年度）、監査結果（令和 5年度、令和 6年度）の閲覧により下記状況を把握した。

- ・監査委員監査において、上記除外された対象課が監査対象となっている点
- ・監査委員監査における手続が、指定管理者の事務運営の協定への準拠性、会計経理の適正性や施設運営の目的適合性を含んでいる点
- ・過年度監査結果に対する措置の検討が実施または計画されている点

監査委員監査において、事務執行の適法性や目的適合性及び会計の適正性が監査要点として検討されており、これに基づく指摘がなされており、当該指摘に対する措置状況の確認がなされている点を確認することができた。

のことより、相互に重複の無い監査を実施することでより効果・効率的監査が実施できるものと判断し、監査対象の選定の方針を決定した。

5 監査の結果（総論）

（1）公の施設を指定管理とすべきか否かの検討状況

指針において、指定管理者制度導入にあたっては、「点検指針の考え方を踏まえ、「代替性」、「行政責任の確保」、「導入効果（サービス・経費の比較）」などを総合的に勘案した上で判断するものとする。なお、市が直営により管理運営を行う場合は、公正性・透明性確保の観点から、その理由を公表するものとする。」と定め、その導入時のガイドラインが詳細に記載されており、これに沿って検討がなされるものとされている。

一方で、指定管理者制度をやめる場合については、指針において、「いったん指定管理者制度を導入した施設を直営に戻す際には、事前に総務局と協議を行うこととする。」とあり、「指定管理者制度導入施設における管理運営状況の点検・評価について」（指針別冊）に基づいて点検・評価の上「施設の管理運営方法や次期選定条件等を改善」するとあり、指定管理者制度を引き続き導入するか、直営に戻すかの観点も含めた「管理運営方法」の点検・評価を行うものと理解される。

一方で、この記載であると、指定管理者の管理方針と理解されることもあり、実際に今回施設往査を行った施設においてヒアリングした限りにおいては、指定管理者制度導入そのものを継続すべきか否か定期的に検討している施設は確認できなかった。

ア 指定管理者制度の継続【意見】

各施設における指定管理者制度の導入の継続について、「指定管理者制度導入施設における管理運営状況の点検・評価について」（指針別冊）において、指定期間の最終年度に実施することとしている「指定期間を通じた評価」において、管理運営方法も含めて点検・評価するものとして運用されている。しかし、検討を部局において実施する場合、どうしても継続の傾向が強くなり、また、当該検討が長期的に行われないことも考えられる。「指定管理者制度導入施設における管理運営状況の点検・評価について」（指針別冊）において、指定期間の最終年度に実施することとしている「指定期間を通じた評価」において指定管理者制度を引き続き導入するか、直営に戻すかの観点も含めて点検・評価するものであることを明記しておくことが望ましい。

(2) 指定管理者の期間

上記のように、指針上、指定期間は原則として4年間とされ、施設の特性等を鑑み弾力的に3年間もしくは5年間とすることも可能としている。ただし、合理的な理由がある場合には、これ以外の期間を定めることも例外として許容されており、5年を超える期間を指定期間とする場合、10年間を目安とすることとされている。これについて、監査人が各指定管理施設を対象にアンケートを実施したところ、下表のように10年以上の期間との回答が355施設あった。

所管局	所管課	施設数
スポーツ市民局	スポーツ施設課	3
	地域振興課	243
健康福祉局	介護保険課	6
	障害企画課	1
	障害者支援課	1
子ども青少年局	子ども福祉課	2
住宅都市局	都心まちづくり課	1
	名港開発振興課	1

緑政土木局	自転車利用課	91
	都市農業課	2
	緑地利活用課	4
総計	—	355

件数が多い地域振興課は、各学区連絡協議会等が指定管理者となる各地域のコミュニティセンターであり、その性質上期間が長くなっている。また、自転車利用課では、各地の駐輪場管理が、介護保険課においては軽費老人ホームが、多くなっている。

ア 指定管理期間【意見】

指定管理の期間は、上述のとおり 1期あたり原則 4年間とされている。コミュニティセンターのように、その施設の性質上、当該地域の協議会などに任せることが概ね確定しているものなどの理由がある場合は長期の期間となることも合理性があるともいえる。

一方で、当該施設を取り巻く環境は時を経て変わっていく状況にある。長い管理期間の中で競合他社の開設や、施設に係る市の計画の変更、想定外の施設老朽化等への対応、指定管理者の方針変更、直近では物価高騰による対応などもある。それぞれ、年度協定や適時の協議により対応できるものもあるが、当初の基本協定の変更を必要とする変動や、明らかに優位な競合他社がいる場合など、両者にとって、長期の指定期間が足かせになる可能性もある。

また、施設往査時においても指定管理者側から、定期的に基本協定の見直しができる方が対応しやすいと回答する施設もあった。

指針上、原則が決められている以上、長期の指定期間を設定している施設も、現期間が終了する時点で常に適切な指定期間について再検討を行っていると思料するが、再検討時においては、現指定管理者の意見も聞くなどして、前期の期間に左右されることなく適時適切な指定期間の検討がなされることが望まれる。

(3) 指定管理料の精算

指針において、「指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めるものとする。指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理料は、原則として精算を行わないものとする。ただし、修繕費など特別の取扱いを要する経費については、実績に基づき別に精算することができるものとする」と規定されている。

ア 指定管理料の精算について【意見】

今回の監査において、一部の施設について施設往査を実施したところ、原則として、修繕費や備品購入費などの当年度に生じる需要に対応するための費用について精算対象としていたが、軽費老人ホームなどいくつかの施設については、指定管理者との協定書上、上記以外の費用の一部についても、指定管理料の額に満たない場合は差額を返還すること（精算の旨）が定められており、毎年度精算が行われている。

現状では協定時に予算を協議し指定管理料が設定されているため、多額の精算額が発生することは少ない。しかし、指定管理料の精算条項があると指定管理者の経費削減のためのインセンティブが少なくなり、使い切りの動機が発生してしまう可能性がある。そもそも指定管理者制度導入の意義から考えると、民間企業の効率化を進める動機付けの観点からは望ましくないと考えられる。

実際に経費削減が達成された場合には指定管理者の利益となり動機付けがなされ、明らかに指定管理料が大きい状況になった場合には翌年度以降の指定管理料検討のきっかけになるなどのメリットもある。本監査で施設往査を実施した施設以外についても状況を確認の上、修繕費、備品購入費など予め需要が想定しづらい費用以外についても精算を行っている施設については、精算の要否について検討されたい。

(4) 利用料金制

利用料金制は、

- ① 利用料金を直接指定管理者の収入とすることにより自主的な経営努力を促す

- ② 条例に定める範囲内で指定管理者が弾力的な料金設定を行うことにより、利用者のニーズに応じた料金設定、多様なサービスの提供を可能にする
- ③ 地方公共団体の収入事務等の軽減を図る

上記を目的とし、施設の経営状況、利用料金収入の見込みと指定管理料の節減効果や施設の特性などを勘案した上で導入される。

施設の利用料金は、市では無く直接指定管理者の収入となり、その分、協定により指定管理料が調整されるものであるが、一般的に指定管理者のインセンティブとなり、効率的な施設運営に資するものとされる。

監査人が各指定管理施設を対象にアンケートを実施したところ、使用料発生施設のうち30施設について利用料金制を導入していない旨の回答があった。

利用料金制を導入していない部局別状況は下表のとおりである。

所管局	所管課	施設数
スポーツ市民局	スポーツ施設課	8
	スポーツ振興課	1
観光文化交流局	文化芸術推進課	1
	歴史まちづくり推進課	1
健康福祉局	環境業務課	2
	高齢福祉課	2
	障害企画課	1
	障害者支援課	1
	保護課	3
子ども青少年局	子ども福祉課	2
	青少年家庭課	2
住宅都市局	交通企画・モビリティ 都市推進課	3
	名港開発振興課	1
緑政土木局	都市農業課	1
	東山総合公園管理課	1
総計		30

基本的に少数であるが、高齢者施設や障害者施設など、福祉分野のものが多
い中、市営駐車場や市営プールなども含まれている。

ア 利用料金制導入について 【意見】

指定管理者制度は、上述のとおり、公の施設管理に民間を導入することでそ
の施設管理の効率化等を図るものである。民間事業者は、基本的に営利団体で
あり、その動機は、利益確保を第一に考える。ここで一般的に利用料金制は当
該利益確保において動機付けとなる制度であり、施設の性質に合致するもので
あれば積極的に検討を行うべきものである。

施設の性質上、これになじまない施設もあり、それを含めるものでは無いが、
上記、駐車場やプールなど、民間も運営可能であり特定の利用者の需要に対応
する事業は当該制度導入の効果が期待できるものと考えられ、検討が望まれる。

(5) 修繕費の負担

指針上、修繕費については、「修繕費など特別の取扱いを要する経費につ
いては、実績に基づき別に精算することができるものとする」「修繕費に関する
市と指定管理者の費用分担の考え方については、募集要項及び協定書に明記す
る」などの規定があり、基本的には各基本協定書上に記載されることになる。

記載の方法はそれぞれ異なるが、名古屋市の指定管理の協定では、一定金
額以下の修繕等は、指定管理料のうち精算対象経費として概算払で支払われ、
指定管理者が原則として直接執行することとなっているものが多いが、修繕費
そのものの定義もあいまいになっているものが多い。

ア 修繕費の定義 【意見】

協定書上等で記載される「修繕費」は、会計用語としては収益的支出のこと
を言い、一般的に言われる修繕費とは定義上、若干の差異がある。例えば、少
額備品の買替なども修繕費とするか否かの判断に差がでるものである。指定管
理者として選定される事業者は民間企業であり、民間企業の一般的な会計慣行
により処理をすることが想定される。このため、当該用語は協定書などにおい

て定義が明確化され、運用上問題の無いように協定書が交わされることが望まれる。

イ 突発的修繕に対する対応【意見】

修繕は、ある程度突発的に発生する性質があり、年度協定策定時には想定外の支出を必要とする可能性のあるものである。修繕の必要性があるにも関わらず、予算の関係上修繕がなされない状況下にあると、施設利用者の安全にも問題が発生する可能性がある。指定管理者が必要と判断した修繕については、隨時市と協議し、市においては必要な予算措置を行うなど、修繕されない状況が継続することが無いよう留意するのが望ましい。

(6) 各施設における備品管理

公の施設における備品については、市と指定管理者の協定に基づき管理することが求められ、この管理は原則として協定に定めた「貸付備品の管理に関する事務取扱要項」に従って管理するものになっている。

ここでいう備品は市の所有する備品であり、指定管理者はあくまでも市の施設に附属する備品を管理する建付である。

当該管理は、備品の異動状況を把握のうえ市に申請報告し、備品には小票を貼付すること、備品台帳を適切に更新すること、一年に一度「物品関係内訳書」と現物を確認することなどが定められている。

ア 備品管理の状況について【意見】

後述の「第3章 個別施設に関する事項」において施設毎に記載しているが、現地視察を行った多くの施設において、物品関係内訳書と現物との不整合や小票の貼付漏れ等の誤りが発見されている。

備品管理は残高（ストック）の管理であり、収支（フロー）の管理に重点を置く地方公共団体においては、相対的に確認が甘くなる点であると言える。この点において、今回現地視察の対象ではない施設についても当該管理が出来ていない可能性を示唆する結果である。また実務上、備品管理については、指定管理者の実施した棚卸結果のみにより実施を確認し実地検査が行われないケー

スも散見されており、結果多くの施設において備品リストと現物に差がある状況が継続している状況が見受けられる（次章参照）。

資産管理が杜撰となることで、施設運営維持のための必要な資産を把握できなくなり、これにより将来支出の積算に影響する可能性がある。また、施設利用者の便益を損ねる可能性を増加させるほか、盗難などのリスクも増加する。

これらのリスク低減のため、市の担当各部局は備品管理の重要性を改めて認識し、施設の備品管理について全ての指定管理者に周知すること等により、適正な備品管理に努められたい。

（7）各施設における目的外使用

行政財産は、地方自治法第 238条の 4第 7項において、その使用許可の定めがされている。指定管理施設においては、協定等においてその施設の目的の事業として定める等以外の使用は当該許可が必要である。このため、許可のない使用は、本来認められるべきではない。

後述の「第 3章 個別施設に関する事項」において施設毎に記載しているが、現地視察を行ったいくつつかの施設において施設の一部が目的外使用の状況にあるが、その申請が行われていない状況にあった。

ただし、この場合においてもその利用は、指定管理者の施設運用上利用者の利便性を向上させる意図をもって行われていると考えられる状況にあり、その取り組みは評価できるものの、手続上の不備があるものといえる。

ア 目的外使用許可について【意見】

目的外使用については、原則として 1年ごとに市の許可を得る必要があり、各施設において許可申請を行うか、協定書においてそれらの事業を含め定められるべきである。

これらの申請が各年度で行われることで、あくまでも例外的な施設利用であることが認識され、これにより残置物についての意識が変わることが期待される。施設面積には制限があり有効利用を行う観点から、市も指定管理者も 1年に 1度その申請・承認が行われることが望まれる。

また、今回現地視察の対象ではなかった施設についても当該管理が出来ていない可能性を示唆する結果であり、市の担当各部局は各施設についてこの点の確認を行うことが望ましい。

第3章 個別施設に関する事項

(実施した手続)

所管課に対する質問、関連書類の調査・分析を行い、各施設に対して現地に往査を実施し、関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性の検証を行うとともに、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

手続実施の結果、抽出した指摘及び意見は以下のとおりである。

1 名古屋市中小企業振興会館

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市千種区吹上二丁目 6番 3号
指定管理者	中小企業振興会館マネジメントグループ 代表団体 公益財団法人名古屋産業振興公社
指定期間	令和 5年度～令和 9年度末
選定方法	公募
所管課	経済局 産業企画課
施設概要	吹上ホール (大展示場棟) 展示面積 5,327 m ² 第1ファッショング展示場 (ファッショング展示棟2階) 展示面積 1,838m ² (東 926m ² 、西 912m ²) 第2ファッショング展示場 (会館棟 3階) 展示面積 915m ² (東 553m ² 、西 362m ²) メインホール (会館棟 7階) 席数 シアター 430席 展望ホール (会館棟 9階) 床面積 425m ² (第1室212.5m ² 、第2室212.5m ²) 収容人数 200名 会議室 (会館棟 4階)

	<p>第1会議室から第10会議室</p> <p>16人から 144人まで規模と目的にあわせて選択</p> <p>駐車場</p> <p>振興会館構内駐車場（100台） 8時～23時</p> <p>振興会館西駐車場（100台） 8時～20時</p>
設置目的	中小企業の振興及び産業貿易の促進並びに市民福祉の向上を図るため（名古屋市中小企業振興会館条例第1条）

（1） 概要

名古屋市千種区にある中小企業振興会館は、見本市、展示会その他の催物及び会議、研修会その他中小企業の振興に関する事業活動の場として利用されている。

（2） 指定管理料・利用実績

項目	説明
指定管理料	－（納付金方式であり原則として指定管理料は生じない。）

令和6年度の利用実績は以下のとおりである。

項目	利用日数	利用件数	稼働率
吹上ホール	249日	87件	71.1%
第1ファンション展示場	229日	98件	65.4%
第2ファンション展示場	205日	87件	58.6%
メインホール	117日	101件	33.4%
展望ホール	182日	97件	52.0%
会議室	2,013日	2,190件	71.9%
第1会議室	189日	198件	
第2会議室	255日	280件	

第3会議室	302日	365件	
第4会議室	234日	251件	
第5会議室	191日	202件	
第6会議室	117日	118件	
第7会議室	281日	316件	
第8会議室	197日	204件	
第9会議室	104日	105件	
第10会議室	143日	151件	

(3) 監査の結果及び意見

ア 倉庫の管理状況について

【事実関係】

現地視察の際、5階、6階の東側倉庫内に、指定管理者が把握していない物品が残置されていた。具体的には廃棄予定書類や野球のベース盤などであった。同施設内を利用している他団体の物品が置かれている可能性もあるが、その物品の所有者や今後の処置について、その時点では不明とのことであった。

【指摘】 指定管理者

まず、指定管理者が管理する施設の倉庫についてその利用状況を把握していないということは、望ましくない。倉庫の利用実体を早急に把握し、現在倉庫に置かれている物品が、事業に関係しないものであれば、直ちに撤去すべきであり、また、今後も保管すべき物品であった場合にも、目的外使用許可が必要であるかどうか確認し適切な措置を講じるべきである。

2 名古屋市民会館

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市中区金山 1丁目 5番 1号
指定管理者	共立・名古屋共立共同事業体
指定期間	令和 5年度～令和 7年度末
選定方法	公募
所管課	観光文化交流局 文化芸術推進課
施設面積	敷地面積 14,205m ² 建築面積 9,370m ² 延床面積 28,245m ²
設置目的	芸術文化の振興及び市民福祉の向上を図る。（条例第1条）

(1) 概要

名古屋市中区にある、名古屋市民会館（ネーミングライツ契約による愛称は、Niterra日本特殊陶業市民会館）は、クラシックからポップス等の演奏会や講演会、バレエ、演劇、伝統芸能などさまざまなニーズに応えるための芸術文化振興拠点としている。

客席2291席／車椅子席 5席のフォレストホールは、プロセニアム・ステージの劇場形式となっており、間口20m、奥行21m、高さ11.5mの舞台、反響板、オーケストラピット、大迫り2基、エプロンステージなどを備えている。客席1146席／車椅子席 3席のビレッジホールは、プロセニアム・ステージの劇場形式であり、間口16m、奥行21m、高さ7.2mの舞台、反響板、回り舞台、花道、花道すっぽん、大迫り 2基、小迫り 2基などを備えている。

その他の施設としては、定員90名の第 1会議室、定員30名の第 2会議室、定員20名の特別会議室、広さ 151m²の第 1リハーサル室、広さ 120m²の第 2リハーサル室のほか、広さの異なる地下楽屋を16室保有している。

名古屋市民会館は、優れた文化芸術公演の鑑賞の場、市民の文化活動・発表の場、地域の賑わいを創出する場として、施設を位置づけており、鑑賞型施設としての充実、芸術文化活動の相談と支援、幅広い領域の人材の育成、施設の魅力向上、市民会館周辺地域一帯の賑わいを創出するための事業の実施を、施策・事業の方向性としている。

指定管理者は、当該施設運営に係る、施設の一般利用に供すること、使用許可に関する事項、施設の維持管理及び修繕に関する事項、利用料金の徴収に関する事項、緊急時対応に関する事項等を行う。

なお、昭和47年10月の開館から50年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることから、令和元年度に「市民会館の整備検討懇談会」を設置し、市民の代表や有識者らによる議論を重ね、令和4年2月に「名古屋市新たな劇場の基本構想」を策定し、新たな劇場の整備のあり方をまとめた。その後、令和7年2月の「名古屋市新たな劇場の基本計画」に基づき、令和10年3月末に閉館予定とされている。

(2) 指定管理料・利用率（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	171,045,418円

令和6年度における利用率（使用日数÷使用可能日数）は以下のとおりである。

施設名	区分	目標利用率	達成利用率
大ホール (フォレストホール)	全日	93.4%	91.4%
	平日	89.6%	86.5%
	土日休	100.0%	100.0%
中ホール (ビレッジホール)	全日	92.4%	93.3%
	平日	89.1%	89.5%
	土日休	98.3%	100.0%

第1リハーサル室	全日	92.9%	94.7%
	平日	91.8%	92.8%
	土日休	94.8%	98.3%
第2リハーサル室	全日	96.0%	98.1%
	平日	96.2%	97.1%
	土日休	95.7%	100.0%
第1会議室	全日	85.1%	86.8%
第2会議室	全日	83.6%	90.7%
特別会議室	全日	65.0%	60.1%

指定管理者によれば、目標利用率を達成利用率が下回っている貸室について、その理由は大ホール（フォレストホール）全日区分は、5月の平日利用が少なかったため、大ホール（フォレストホール）平日区分は、一般企業利用などが少なかったため、特別会議室全日区分は、利用料金も高く収容人数も少ない影響で利用しづらいためと分析している。

（3）監査の結果及び意見

ア 備品管理のあり方について

【事実関係】

指定管理者は、市との協定書に基づき、管理事務の執行上の必要により市が貸付けた備品について、協定書別紙における「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に従って管理しなければならない。当該要領上では、第5項において名古屋市の物品分類表に定める品名、細分類、単位等により整理することが求められている。

現地視察の結果、第二会議室に備えているプロジェクター、特別会議室のプラズマディスプレイについて備品として管理されていなかった。その理由を確認したところ、改修工事の際に改修工事一式として認識したため、備品としていないという回答であった。

【意見】指定管理者

この状況下では、これらの設備単体の更新管理がおろそかになることや、紛失に気づかないという恐れがある。改修工事一式として会計処理するのではなく、それぞれの明細を明らかにしながら備品として認識し、上記事務取扱要領に従い、備品小票を貼り付けるなどして管理されることが望ましい。

イ 稼働率分析からの検討について

【事実関係】

部屋によって利用率が異なることはやむを得ないことであるが、その中でも特別会議室においては突出して利用率が少なくなっている。これは、他の部屋よりも利用料金が高く、収容人数が少ないため利用率が少なくなっているとのことである。

【意見】指定管理者

このように、ある程度現状分析ができているのであれば、利用料金を低く変更する等の検討を行うことが望ましかったと考えられる。空室状況が続くよりも、利用率を高めることで、結果的に年間の利用料収入をより多く得られることも想定される。名古屋市民会館は閉鎖予定ではあるが、同様のケースが他の施設でもあるのであれば、利用料金の改定も含めた検討をし続けることが望ましい。

ウ 閉館までの施設修繕について

【事実関係】

開館から50年以上が経過し、施設の老朽化が顕著である。修繕計画については、指定管理者の実施する点検及び各設備の耐用年数等から、対応の必要性を指定管理者でリスト化しており、基本的にはそれに応じて、市が毎年度必要な修繕を計画している。また、予測不能で緊急性の高い不具合が発生した場合の対応については、必要な工事や費用等を把握しながら、市で適宜対応方針を検討している状況である。

【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

令和10年 3月末に閉館予定のため、大規模な修繕は現実的ではないが、現在においても利用率が高く、日々不特定多数の利用者が利用している以上、利用者の安全確保に努める必要がある。現状の修繕計画、緊急時の対応について継続して実施すると共に、閉館まで事故無く施設が運営されるよう、危険箇所発見になお一層の注意を払うことが望まれる。

3 名古屋市公会堂

項目	説明
所在地	名古屋市昭和区鶴舞 1丁目 1番 3号
指定管理者	KNS共同事業体
指定期間	平成30年度～令和 6年度末(当初は指定期間 5年としていたが、コロナの影響により 2年延長となった)
選定方法	公募
所管課	観光文化交流局 文化芸術推進課
施設面積	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階 敷地面積：6,402m ² 建築面積：2,670m ² 建築延面積：11,652m ²
設置目的	市民文化の向上及び住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

(1) 概要

名古屋市昭和区の鶴舞公園の一角に位置しており、建物は地下 1階・地上 4 階、大ホール（定員 1,562名 車椅子席10席を含む）と 4階ホール（定員 780 名）、9室からなる集会室・和室・特別室で構成されており、国の登録有形文化財（建築物）に登録されている。大ホールはコンサートを始め、講演会、各種大会、式典、映画会などに利用され、4階ホールは講演会、研修会、試験、社交ダンス、コスプレイベントの会場として利用されている。

指定管理者が行う業務としては、一般の利用に供すること、使用の許可に關すること、施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く）に關すること、利用料金に關すること等があり、一般の利用に供することの具体的な内容として情報提供業務、問い合わせ、要望、苦情等対応業務、利用打ち合わせ業務、舞台業務（大ホール、4階ホール）、公会堂貸出業務などが含まれている。

(2) 指定管理料・利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	71,509,740円

令和6年度における利用率（使用日数÷使用可能日数）は以下のとおりである。集会室の利用率が低くなっている要因としては、大ホールからの音漏れの影響が懸念されることや、大ホールで有料イベントが開催される場合、建物構造上、集会室からも自由に出入りできてしまうことから貸し出しを控えていることなどがあるとしている。

施設名	区分	目標利用率	達成利用率
大ホール	全日	86.6%	89.5%
	平日	79.8%	84.6%
	土日休	99.1%	98.3%
4階ホール	全日	98.2%	84.1%
	平日	97.2%	82.1%
	土日休	100.0%	87.8%
第1集会室	全日	92.4%	77.9%
第2集会室	全日	54.2%	62.7%
第3集会室	全日	60.4%	51.9%
第4集会室	全日	74.5%	65.7%
第5集会室	全日	60.4%	39.4%
第6集会室	全日	74.9%	53.1%
第7集会室	全日	87.0%	81.2%
和室	全日	40.4%	43.9%
特別室	全日	50.3%	43.9%

(3) 監査の結果及び意見

ア 備品の管理について①

【事実関係】

特別室の中に市の備品として登録管理されていない衝立や調度品が置かれていた。

また、地下救護室において車いすが保管されていたが、指定管理者へのヒアリングによると、どのような経緯で保管されているか明確ではなく、他施設から譲り受けたようであるが、市の所有物なのか指定管理者の所有物に該当するのか不明な状況が確認された。



【意見】 指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

衝立や調度品を指定管理者自らが持ち込んでいるとは通常考えられないが、備品の帰属先が明確になっていない場合、指定管理者の引継ぎ時等に適切な取り扱いができなくなる可能性がある。また、衝立や調度品は市の備品管理の金額基準（令和7年度からは5万円以上を備品として登録管理）を踏まえると備品登録されている状況が通常と考えられる。

車いすの件も含め、帰属先が明確になっていない備品については改めて指定管理者・観光文化交流局の両者にて協議の上、その帰属先について明確にするとともに、金額基準に基づく備品台帳への記載の必要性についても確認することが望まれる。

イ 備品の管理について②

【事実関係】

4階第7集会室控室にマイクやプロジェクターといった音響機器が保管されていたが、市の備品台帳には登録されていなかった。ヒアリングによれば改修時に音響設備一式として改修工事の支出に含めて処理がなされ、備品登録されなかった可能性があるとのことであった。

【意見】 指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

指定管理者の業務の中に備品管理が含まれているが、持ち運び可能な機器が備品台帳に登録されていない場合には、紛失や盗難が生じた場合の責任関係が不明確になる恐れがある。改修工事を行った場合にあわせて機器を取得したような場合の備品管理の在り方をルールとして明確にすることが望まれる。

例えばこのようなケースにおいても、持ち運び可能な機器については備品台帳に登録し個別の資産として管理するか、別途管理台帳を作成するなどが考えられる。

ウ 備品の管理について③

【事実関係】

地下倉庫に平成18年製の印刷機（リソグラフ）が保管されており、現状では使用見込みがない状況が認められた。



【意見】指定管理者

不要な資産を整理することで、資産の保管スペース（例えば後述するグランドピアノ）を確保できる可能性もあることから、当該資産を含め今後明らかに利用が見込まれない資産については、市の定める手続に従って廃棄することが望ましい。

エ 備品の有効活用について①

【事実関係】

地下喫茶スペースについて、以前は公募により業者が営業を行っていたが、現在は公募に対して応募がなく、喫茶としては利用されずに空きスペースになっており、その場所にスタインウェイのグランドピアノが保管されている。当該グランドピアノについては名古屋市公会堂の改修時において名古屋市民会館に移動させていたものが返却されたものであり、現在においてはピアノ庫が他のピアノすでに埋まっており、入らないためここで仮置き状態となっているとのことであった。



【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

グランドピアノは本来適切なピアノ庫等で保管するべきものであり、このままの状態が続く場合には中古資産としての価値も低下していく恐れがある。ま

た、地下喫茶スペースの有効利用を踏まえると、このまま仮置きの状況を継続すべきではない。名古屋市のほかの施設での有効利用を検討するとともに、利用が難しい場合には売却をするなどの対応をとる必要がある。

オ 備品の有効活用について②

【事実関係】

地下倉庫にアップライトピアノ1台が保管されており、現状では利用されていなかった。



【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

名古屋市の他の施設を含めて有効利用を検討するとともに、利用が難しい場合には売却をするなどの対応をとる必要がある。

カ 防犯カメラの録画映像の保存期間について

【事実関係】

指定管理者へのヒアリングによると、録画後 1か月の経過により自動消去される設定にしているとのことであった。

【指摘】指定管理者

「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（令和 7年 4月 1日施行）第 7条に従って、特別に考慮すべき事情がない場合には、録画画像の保存期間は 2週間以内の必要最小限の期間とする必要がある。

キ 特別室の花瓶について

【事実関係】

現地視察時において、肩より上の高い位置に、固定されていない花瓶が設置されていた。

【意見】指定管理者

利用中に地震等が起きた場合には利用者に危険が及ぶ可能性があるため、高い位置に置かれている花瓶については固定するなどの配慮を行うことが望まれる。

ク 救助袋の更新について

【事実関係】

3階廊下の救助袋 2つについて、経年劣化により安全性の観点から使用禁止となっていた。状況についてヒアリングを実施したところ、平成30年度の改修当時から既に使用できない状況となっており、修繕要望については指定管理者から不具合等状況報告書で市に伝達するとともに、毎年の市による現地確認の際に伝達しているが更新がなされていないとのことであった。



【指摘】観光文化交流局文化芸術推進課

避難器具の設置は消防法により定められており、指定管理者からの要望を踏まえて早急に更新する必要がある。

ヶ PCのアクセス管理について

【事実関係】

現地視察時にPCの利用状況を確認したところ、パスワードによるログイン管理は実施していないとのことであった。また、個人情報についてはNAS (Network Attached Storage) で保管されているとのことであったが、PCのデスクトップ上には多数のファイルが保存されていた。

【意見】指定管理者

現状の業務でのPCの利用状況を踏まえると個人情報を含む情報がデスクトップ上に保管される可能性も否定できることから、PCについては少なくともパスワードによるログイン管理を行い、不特定多数が個人情報を保有する可能性のあるPCに不特定多数がアクセスできないようにすることが望ましい。

コ 施設の目標利用率の適切な設定について

【事実関係】

集会室の利用率については前述の通り、音響や建物の構造の影響を理由に貸出の規制等を行っていることから、目標利用率と実績利用率が乖離していると事業報告書の中で市に対して報告を行っている。なお、前回公募時の平成29年以降、長期間にわたり目標が更新されていない。

【意見】 指定管理者

貸出の規制等を行っていることが要因であれば目標利用率の設定方法を見直したうえで、現実的な目標利用率を設定し、利用率の向上に資するような目標と実績の乖離の分析を行うことが望まれる。

サ 特別室の利用料金の設定について

【事実関係】

特別室の利用率について、事業報告書では施設内容に見合う利用を獲得できなかったとしている。

【意見】 指定管理者

特別室（全日利用料金11,500円）については席数が20席であり、例えば第1集会室（全日利用料金7,000円）の席数30席と比較すると、席数が少ない一方で利用料金が高く設定されている。

特別室の利用料金は名古屋市公会堂条例に定められている基準金額をそのまま採用しているが、条例では利用料金の額は、当該基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、「指定管理者が市長の承認を得て定める額」にできるとしている。

より積極的な利用を促進するという観点からは、柔軟な利用料金の設定を検討することが望まれる。

シ 修繕の適切な実施について

【事実関係】

指定管理者は市に対して修繕要望がある場合には、不具合等状況報告書を作成・提出し修繕の依頼を行っている。指定管理者へのヒアリングによれば、当施設は登録有形文化財に指定されていることもあり、指定管理者の裁量で修繕を行えない部分も多く、現地視察時においてはロビー床のタイルの剥がれが生じている状況が複数個所認められた。また、前述の通り救助袋についても更新が行われないまま長期間が経過している状況が認められた。

【意見】 指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

計画的に修繕を実施していくためには指定管理者と観光文化交流局が連携して取り組むことが必要である。予算等の関係上、すぐに修繕対応を行うことが難しい状況もあるとも考えられることから、修繕要望をリスト化し、優先的に修繕を行う対象を相互に確認して対応していくことなどの工夫が望まれる。

4 名古屋市青少年文化センター

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目18番 1号
指定管理者	名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ
指定期間	令和 7年度～令和11年度末
選定方法	公募
所管課	観光文化交流局 文化芸術推進課
施設面積	10,809.52m ²
設置目的	芸術文化の創造及び芸術文化活動の交流の場を市民に提供することにより、青少年の芸術文化の振興に寄与する。

(1) 概要

名古屋市中区にあるナディアパーク内のデザインセンタービル 7階～12階にあり、 724席（1階 508席、 2階席 216席）が定員のホール、リハーサル室、研修室等を備えている施設である。

施設の位置づけとしては (1)青少年の文化芸術・交流拠点 (2)青少年の文化芸術関連の情報収集・発信拠点 (3)創造・発信機能を担う人材を育成する場を提供するものであり、指定管理者は、当該施設運営に係る、施設の利用、使用許可に関する事項、使用料の徴収に関する事項、維持管理修繕、利用案内、利用促進に関する事項等を行う。

(2) 指定管理料・利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	111,136,526円

令和6年度における利用率（使用日数÷使用可能日数）は以下のとおりである。

施設名	区分	目標利用率	達成利用率
ホール	全日	92.3%	91.9%
	平日	87.7%	88.6%
	土日休	100.0%	97.1%
リハーサル室	全日	99.7%	97.8%
	平日	99.7%	96.4%
	土日休	99.7%	100.0%
第1練習室	全日	100.0%	100.0%
第2練習室	全日	99.9%	100.0%
第3練習室	全日	100.0%	99.7%
第1音楽練習室	全日	99.5%	99.7%
第2音楽練習室	全日	100.0%	100.0%
第3音楽練習室	全日	100.0%	100.0%
第1スタジオ	全日	79.3%	73.7%
第2スタジオ	全日	86.9%	78.9%
ビデオルーム	全日	67.2%	39.3%
編集室	全日	93.9%	99.0%
第1研修室	全日	99.0%	80.3%
第2研修室	全日	99.4%	78.7%
第3研修室	全日	98.1%	74.6%
第4研修室	全日	98.9%	68.9%
第5研修室	全日	99.0%	75.1%

(3) 監査の結果及び意見

ア 施設管理収支資料の適切な作成について

【事実関係】

名古屋市青少年文化センター指定管理者業務仕様書においては事業年度の翌年度 4月30日までに事業報告書を市へ提出することが求められており、その中においてはセンターの管理経費等の収支状況の報告が含まれている。

令和 6年度の事業報告書に含まれている「施設管理収支（利用料金施設）青少年文化センター」を閲覧し、指定管理者が記録している帳簿記録との整合性を確認したところ、施設管理収支の金額に誤りが認められた。

（単位：円）

区分	市への当初提出金額	実際の金額
収入合計	153,437,070	153,437,070
管理運営経費合計	151,425,211	145,319,251
収支差額	2,011,859	8,117,819

【指摘】指定管理者

施設管理収支については施設の運営に関する収支の状況を明らかにするための重要な資料であることから、実際の帳簿記録に基づいて正確に作成し、市に提出する必要がある。

イ 備品管理について

【事実関係】

現地視察において物品の管理状況をサンプルで確認したところ、例えば建物等に据え付けされておらず、個別の資産として存在している音響機器であっても、当初において電気工事等として取得されたものについては、その後に更新による取り換えが行われた場合であっても、備品としての登録は行っていないとの回答を得た。

【意見】観光文化交流局文化芸術推進課

建物等に据え付けされておらず、個別の資産として存在しており、定期的に取り換えが生じるものについては、精算対象経費に含めて、名古屋市に所有権がある備品として管理ができるような形で指定管理者が購入することができるようになることが望ましい。

ウ 利用者の確認について

【事実関係】

青少年文化センターの利用案内によると、青少年が団体で利用申込をする場合には、代表者が青少年であり、練習・公演の参加者のうち青少年が過半数以上の団体である必要があるとしている。青少年が過半数以上の団体であるかどうかの確認の実施状況について質問をしたところ、受付時に代表者の身分証を確認し、毎回利用の確認書の提出を求めると共に、青少年利用をチェックし、入退室時の様子から過半数かどうかの確認を行っているが、利用時間内に室内で全利用者の身分証の毎回の確認は行っていないとのことであった。

【意見】指定管理者

青少年団体の利用においては一般向けよりも申し込みが早くできることとされていることなど優遇されていることを踏まえると、利用者による不適切な利用を抑止する観点から、少なくとも具体的な利用者名簿の提示を受けたうえでサンプルでの確認を行うなど、すべてのケースにおいて確認を行うことが望まれる。

エ 利用料金の柔軟な設定について

【事実関係】

名古屋市青少年文化センターの施設利用料金は下図のとおりであり、この金額は名古屋市青少年文化センター条例の別表に定める基準額と同一になっている。

一方で条例においては基準額に 0.7を乗じて得た額から当該基準額に 1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることができるとしている。

名古屋市青少年文化センター

NAGOYA CITY YOUTH CULTURAL CENTER

■施設利用料金

単位：円

施設名	面積 (m ²)	定員	区分	午前 9:00 ～ 12:00	午後 13:00 ～ 16:30	夜間 17:30 ～ 21:30	午前午後 9:00 ～ 16:30	午後夜間 13:00 ～ 21:30	1日 9:00 ～ 21:30	
11F ホール 大楽屋2室 小楽屋3室含む 舞台 間口 15m 奥行 12m 高さ 8.6m	1724	1階席 508席 2階席 216席 計724席	芸術文化活動	平日	45,000	53,000	60,000	88,000	102,000	126,000 (101,000)
				土日祝	57,000	67,000	76,000	112,000	129,000	160,000 (128,000)
			芸術文化活動 以外	平日	54,000	63,000	72,000	105,000	122,000	151,000
				土日祝	68,000	79,000	91,000	132,000	153,000	190,000
9F リハーサル室	185	72名	芸術文化活動	3,400	4,000	4,500	6,700	7,700	9,500	
			芸術文化活動以外	4,100	4,800	5,500	8,000	9,300	11,500	
第1練習室	71	35名	芸術文化活動	1,600	1,900	2,100	3,200	3,600	4,500	
第2練習室	70	37名	芸術文化活動以外	1,900	2,200	2,500	3,700	4,200	5,300	
第3練習室	85	45名	芸術文化活動	700	800	900	1,400	1,500	1,900	
7F 第1音楽練習室	38	10名	芸術文化活動以外	800	900	1,100	1,500	1,800	2,200	
第2音楽練習室	19	6名	芸術文化活動	400	500	500	800	900	1,100	
第3音楽練習室	20	6名	芸術文化活動以外	500	600	700	1,000	1,200	1,400	
7F 第1スタジオ	104	90名	芸術文化活動	4,300	5,000	5,700	8,400	9,600	12,000	
			芸術文化活動以外	5,200	6,100	6,900	10,200	11,700	14,600	
8F 第2スタジオ	51	20名	芸術文化活動	2,400	2,800	3,200	4,700	5,400	6,700	
			芸術文化活動以外	2,900	3,400	3,900	5,700	6,600	8,200	
8F 編集室	15	6名	芸術文化活動	500	600	700	1,000	1,200	1,400	
			芸術文化活動以外	600	700	800	1,200	1,400	1,700	
9F 第1研修室 第2研修室 第4研修室 第5研修室	35 48 35 39	20名 20名 15名 15名	芸術文化活動	700	800	900	1,400	1,500	1,900	
			芸術文化活動以外	800	900	1,100	1,500	1,800	2,200	
9F 第3研修室	71	46名	芸術文化活動	900	1,100	1,200	1,800	2,100	2,600	
			芸術文化活動以外	1,100	1,300	1,500	2,200	2,500	3,100	
8F ビデオルーム	20	24名	芸術文化活動	500	600	700	1,000	1,200	1,400	
			芸術文化活動以外	600	700	800	1,200	1,400	1,700	

【意見】指定管理者

利用料金の状況を見る限り、現状では芸術文化活動と芸術文化活動以外の利用料金に大きな金額の差異がある状況にはない。

(2)に記載しているとおり、利用率が100%近くになっている施設が多数存在していること、芸術文化活動を支援するという施設の目的を考えると、経営的な観点からは必ずしも条例どおりの利用料金を適用するのではなく、実際の芸術文化活動と芸術文化活動以外の利用状況を確認の上、例えば芸術文化活動以外の利用料金を上げるなど、料金設定を柔軟に検討することが望ましい。

オ ビデオルームの利用について

【事実関係】

定員24名のプロジェクター設備があるビデオルームが設置されており、小規模の上映会ができる施設があるものの、(2)に記載しているとおり、ビデオルームの利用率は必ずしも良い状況にはない。利用率が低くなっている点について質問を実施したところ、以前頻繁に利用していた特定の利用者による利用が減少しているとの回答を得た。

【意見】観光文化交流局文化芸術推進課

他の施設の利用率が高いことを踏まえると、他の用途への変更も含めて、利用率の低いビデオルーム用の施設を上映会以外の利用を促進するなど、利用率向上に努めることが望ましい。

カ 研修室の利用状況について

【事実関係】

(2)に記載しているとおり、研修室の利用率については目標利用率を下回っている状況にある。事業報告書において、目標を達成しなかった理由の報告がなされているが、「利用団体が減少したため」とのみ記載がなされており、詳細な分析は報告されていない。

一方で、利用料金はエに記載している利用料金の図にあるとおり、比較的低額に設定されている状況である。

【意見】指定管理者

指定管理者として利用率向上のための営業活動をされている旨をヒアリングにより確認しているが、当該施設は名古屋の中心地に所在しているという立地の観点と低額に設定されている利用料金の観点を踏まえると、より高い利用率を目指して、利用率が低くなっている理由を分析しながら、より幅広い認知のための広報活動を行うなどして、市の財産を最大限有効活用できるようにすることが望ましい。

キ 物品点検台帳の記載不備について

【事実関係】

指定管理業務として備品等物品の管理が含まれており、指定管理者は貸付備品等の使用状況について毎年1回、現物と照合の上検査を行い、市に対して報告することが基本協定書において求められている。

令和6年度に実施した検査の状況をまとめた台帳を確認したところ、検査日前に購入した一部の備品について検査日が記載されていないケースや検査日後に購入した一部の備品について検査日が記載されているケースが確認された。

当該状況についてヒアリングしたところ、記載漏れないしは誤記載であるとの回答を得た。

【指摘】 指定管理者

台帳に記載する検査日の情報は実際に現物と台帳を照合したことを見跡であり、記載漏れや誤記載がある場合には適切かつ網羅的に検査が実施されていないと判断せざるをえないことから、今後においては適切に検査日を記載する必要がある。

5 名古屋市音楽プラザ

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市中区金山一丁目 4番10号
指定管理者	共立・名古屋共立共同事業体 (株式会社共立、株式会社名古屋共立)
指定期間	令和 5年度～令和 7年度末
選定方法	公募
所管課	観光文化交流局 文化芸術推進課
施設概要	延床面積 6,499.77m ² 構 造 鉄筋コンクリート地上 6階・地下 1階 フロア 6階見学室 (44席) 5階合奏場 (495m ² 、高さ 9m) 4階公益財団法人 名古屋フィルハーモニー交響楽団 事務局 (占用許可) 3階第 1控室 (57m ²) 第 2控室 (49m ²) 2階大リハーサル室 (230m ² 、高さ 5m) 中リハーサル室 (148m ² 、高さ 5m) 1階音楽サロン (約 319.2 m ²) 喫茶コーナー
設置目的	音楽その他の舞台芸術の練習の場を市民に提供することにより、芸術文化の振興に寄与する。(名古屋市音楽プラザ条例第 1条)

(1) 概要

名古屋市中区にある名古屋市音楽プラザは、芸術文化の振興に寄与するため、市民に音楽その他の舞台芸術の練習の場を提供する施設であり、練習施設であるため、発表会やコンサート、パーティ等営利目的での利用を禁止されており、

練習等で利用する場合であっても、受講料や参加料等の金銭の授受を音楽プラザ敷地内で行う行為は禁止されている。

(2) 指定管理料・利用率（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	58, 231, 653円

令和6年度の利用率（使用日数÷使用可能日数）は以下のとおりである。

施設名	区分	目標利用率	達成利用率
合奏場	全日	100%	100%
大リハーサル室	全日	100%	100%
中リハーサル室	全日	100%	100%
第1控室	全日	90. 9%	90. 8%
第2控室	全日	94. 5%	96. 3%

(3) 監査の結果及び意見

ア 備品管理のあり方について①

【事実関係】

指定管理者は、市との協定書に基づき、管理事務の執行上の必要により市が貸付けた備品について、協定書別添 2における「貸付備品及び貸出用消耗品等の管理に関する事務取扱要項」に従って管理しなければならない。また、同要領第 3項では、備品小票（規則第97号様式）を付して整理することが求められている。

現地視察の結果、備品に貼付された備品小票に「×」印が記載されていた。

ヒアリングによれば、令和 7年 4月 1日から、備品管理の対象物品が 2万円以上から 5万円以上に変更されたことに伴い、対象外となった物品から備品小票を剥がすことも検討したが、きれいに剥がせないものもあるため、美観を保つために「×」印を記載することにしたとのことであった。

【参考報告】指定管理者

備品管理の対象外となったことが一見して明確に認識できたため、参考報告とする。

イ 備品管理のあり方について②

【事実関係】

現地視察の結果、2階大リハーサル室、および中リハーサル室に、それぞれ1台ずつアップライトピアノが設置されていたが、いずれの備品小票にも全く同じ管理番号が記載されていた。

ヒアリングおよびデータ確認の結果、いずれも平成29年度に購入された備品であったが、備品登録の際に誤って品番を登録してしまったために、同じ管理番号が記載されていることが判明した。

【指摘】指定管理者

備品小票は、物品確認のために登録および貼付が求められているものであるから、市で発行された小票が正しいか確認のうえで、貼付すべきである。

【指摘】観光文化交流局文化芸術推進課

全く同じ備品番号の物品が2つ登録されることは明らかに不自然であるため、市においても備品登録及び備品小票を発行する際に最低限の確認をすべきである。

ウ 備品管理のあり方について③

【事実関係】

現地視察の結果、5階合奏場にグランドピアノ、オルガン、オルガン台、チエンバロが設置されており、また1階音楽サロンにグランドピアノが設置されていたが、いずれの備品小票も旧備品番号が記載されていた。

ヒアリングの結果、いずれも現在の指定管理者が施設管理を始める前から設置されていた備品であり、引継ぎの際に、市から提供された備品リストを元に備品番号ではなく物品名等により確認していたとのことであった。

【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

備品小票は、物品確認のために登録及び貼付が求められているものであるから、備品番号が更新された場合には更新後の備品番号が記載された備品小票を貼付することが望ましい。

エ 備品管理のあり方について④

【事実関係】

現地視察の結果、6階見学室の隣室に令和7年度に購入した天井スピーカー（2つで1セット）の1つが使用されずに保管されていた。また、同スピーカーには備品小票が貼付されておらず、備品登録もされていなかった。

一方で、5階合奏場に設置されている複数の録音機材が収納されたワゴン（1台の開閉可能なワゴンの中に複数の録音機材が収納されている）の中の機材の1つは、故障の際に備品扱いとして購入されて備品登録されていた。ただし、機材に備品小票を貼付する場所がないため、備品小票は貼付されていない。

ヒアリングの結果、天井スピーカーについては、1階音楽サロンに設置されていたものの1つが故障したため購入が必要となったが、2つ1セットで販売されているものであるため1セットを購入し、1つは修繕で使用し、残り1つを予備として保管しているとのことであった。また、備品の購入ではなく、設備の更新として購入したものであるため、備品台帳には登録されていないとのことであった。

また、録音機材については、前の指定管理者が備品として購入したものであり、その経緯の詳細は不明であった。

【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

当初は設備として導入された物品であっても、設置されずに保管されている天井スピーカーのように建物に付合していない動産は、施錠可能な部屋に保管されているとしても、移動や持ち去り等が容易である。それにもかかわらず、備品台帳等に登録されず、備品小票の貼付もなされていない状態では、所在の確認が困難となるおそれがあり、管理として不十分である。

なお、録音機材については、備品として購入されていることから、事後的に備品として扱うことも可能であると思われる。

将来的に指定管理者が変わったとしても継続的に管理ができるよう設備の一部が故障して修繕する場合に購入された物品（動産）の管理方法を検討し、また取扱いを統一することが望ましい。

オ 備品管理のあり方について⑤

【事実関係】

現地視察の結果、3階の倉庫32に現在の指定管理者が一度も使用していない物品が保管されていた。

ヒアリングの結果、現在の指定管理者が施設管理を始める前から施設内にあったものであり、備品台帳にも登録されていないとのことであった。

【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

全庁的な課題と思われるが、市の所有物で長期間未利用となっている備品については、「物品会計事務の手引き」に則り、他の部署に利用を募り、希望部署に譲り渡す、保管転換処理を適切に実行できる体制を整えることが望ましい。

カ 備品管理のあり方と情報コーナーの活用について

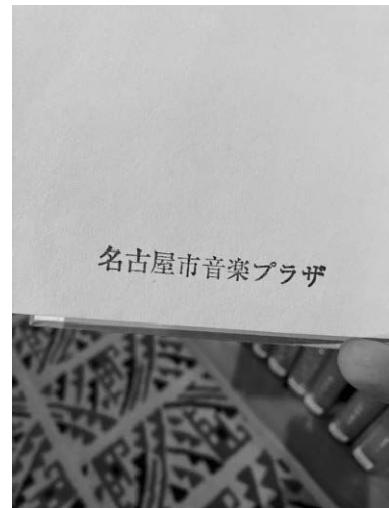
【事実関係】

現地視察の結果、1階音楽サロンの一角に情報コーナーが設けられ、雑誌や書籍が設置されていた。雑誌や書籍には、「音楽プラザ」の押印がなされ、管理番号らしき数字の記載されたシールが貼付されていた。

ヒアリングの結果、現在の指定管理者が施設管理を始める前から設置されていたものであり、現在の指定管理者において特段の管理はしていないとのことであった。

また、市に提出している事業計画書において、「情報コーナーの充実を行う」としたうえで、「利用者からの意見を取り入れ、閲覧可能な関連資料の追加と入れ替えを適宜実施する」との記載があるため、ヒアリングにより実施状況を確認したところ、利用者からの書籍やCD・DVDに関する要望が特になかったた

め、特段指定管理者において書籍等の更新は実施していないが、交流ノートや楽器・オペラ・ミュージカルなど音楽に関する情報発信コーナー、子供向けの楽器モチーフのおもちゃを設置し情報コーナーの活用を行っている、との回答を得た。



【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

市の所有物であると思われる雑誌や書籍が管理されていない状態であるため、適切に管理することが望ましい。

また、事業計画書に記載している「閲覧可能な関連資料の追加と入れ替えによる情報コーナーの充実」を実施することが施設の利用促進に有用であれば適切に実施すべきであり、情報コーナーを別の形で利用するということであれば実態にあわせて事業計画書の記載を修正することが望ましい。

キ 目的外使用、電気料金の未徴収について

【事実関係】

現地視察の結果、1階喫茶コーナーが目的外使用され、市と業者の間で直接手続がなされていたが、食器返却ワゴンの一部が同スペースを越境していた。

また、3階の倉庫31が、喫茶コーナー運営業者の更衣室として利用されており、また、業務用冷蔵庫または冷凍庫が設置されていた。

ヒアリングの結果、いずれも喫茶コーナー運営業者の要望に応じて、特段の手続を取ることなく容認しているとのことであった。また、3階の倉庫31に設

置された業務用冷蔵庫または冷凍庫の使用にかかる電気料金も徴収していないとのことであった。



【指摘】 指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

いずれも適切に目的外使用許可の手続を取るべきである。また、電気料金の徴収を行うべきである。

ク 施設利用料について

【事実関係】

名古屋市音楽プラザは、市民に音楽その他の舞台芸術の練習の場を提供する施設であるところ、3階第1控室および第2控室は、会議室として利用するこ

とも可能であるが、利用料金は隣接している名古屋市民会館よりも安価に設定されている。

ヒアリングの結果、名古屋市音楽プラザ単体でみると、利用料金等の収入で維持管理費用を賄うことはできおらず、現在は名古屋市民会館も併せて指定管理を受けていることから、結果的にはスケールメリットにより運営できているとのことであった。なお、名古屋市民会館は、「名古屋市新たな劇場の基本計画」に基づき、令和10年3月末に閉館予定とされている。

【意見】指定管理者・観光文化交流局文化芸術推進課

複数の施設を併せて運営を考えるのではなく、当該施設ごとに運営が成り立つよう当該施設の維持費を踏まえて適切な利用料金を設定することが望ましい。

6 名古屋市短歌会館

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市中区錦 2丁目 13-22
指定管理者	ホーメックス株式会社
指定期間	令和 7年度～令和11年度末
選定方法	公募
所管課	観光文化交流局 文化芸術推進課
施設概要	敷地面積 257.95m ² 延床面積 617.71m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 棟屋1階 建設年度 昭和39年度
設置目的	歌人青木穂子氏より寄付を受け設置された貸館施設であり、その利用をもって市民文化の向上を図ることを目的とする。

(1) 概要

短歌会館は、歌人青木穂子氏（故人）が、社会教育振興のための文化施設として名古屋市に寄付された建物である。集会室3部屋及び、和室、展示室が貸出されており、文化的行事、その他の行事について使用できる施設である。

施設は、昭和39年度建設と、大変古い状況にある。一方で、当該施設の周辺地域における、民間再開発事業の動向を見据え当該施設は耐震化や長寿命化などの大規模工事を行っていない。なお、過去の包括外部監査において、老朽化・耐震について指摘を受け、また昨年度実施した措置状況の確認において当該案件を検討し、措置中であることからこの点については今年度の監査では重ねての指摘は行わない。

(2) 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 情報提供事務
- ② 問合せ、要望、苦情等対応業務
- ③ 会館貸出業務
- ④ 利用者満足度調査業務
- ⑤ 利用促進業務

(3) 指定管理料・利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	18, 534, 444円
利用状況	利用者数 17, 559人 開館日数 347日 年間利用区分 2, 870区分 (年間利用区分 4, 164区分) 利用率 68. 92%

(3) 監査の結果及び意見

ア 倉庫の管理状況について

【事実関係】

現地にて倉庫の状況を確認したところ、過去の書面やシュレッダーゴミ、不用品などが置かれている状況下にあった。

【意見】 指定管理者

名古屋市短歌会館指定管理者業務仕様書によれば、環境維持管理業務のうち廃棄物処理業務として「関係法令に従い、会館内で発生した全てのゴミの収集・運搬・処理を適切に行うこと」とされている。施設の中でも倉庫は多く無く、備品消耗品等保管の貴重なスペースである。倉庫内は整備し、ごみ等の処分は適時行うことが望ましい。

イ 庭木の剪定管理について

【事実関係】

現地にて中庭の状況を確認したところ、右の写真のとおり中庭の木の枝の一部が隣地にはみ出している状況があった。

写真のおおよそ中央やや左側に隣地との境界があり、上空の枝先がそこを超えて隣接する建物に触れる状況下にある。



【指摘】指定管理者

隣地へ伸びた枝は、その土地所有者等への迷惑やその枝の大きさなどにより危険を発生させる可能性がある。特に隣地ビルのガラス面に接触している状況もあり、現状隣地からの要請や苦情等は無いとのことであるが、時期を定め剪定していくべきである。

ウ 屋上の修繕の状況について

【事実関係】

現地にて屋上の状況を確認した所、一部ひび割れと割れの中への浸水が確認された。指定管理者にヒアリングしたところ若干の雨漏りを、ビニールシートやビニールテープで処置を繰り返している状況であり、現地視察時には鳥などによりはがされてしまっていたとのことであった。



【意見】指定管理者

現状、応急処置を繰り返し対応し、利用者に対し大きな不便をかける状況にないということであるが、施設の老朽化によりいつ雨漏り等が悪化するか分からず、また施設そのものを痛めている状況下にある。施設の老朽化の状況からしても、応急的でない修繕処置を行うことが望ましい。

エ 指定管理料について

【事実関係】

基本協定書13条第4項において、「甲は指定管理料のうち、精算対象経費（修繕工事費、物品修繕費、備品購入費、貸出用消耗品購入費、事業所税、その他項甲が認めたもの）については概算払いにより支払うものとし、乙は会計年度終了後速やかに執行状況等を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない。」とされている。

精算対象経費の報告書を見ると、令和6年度精算対象経費（739千円）の内容はドアの取手や鍵の取替、トイレの水漏れや便器改修など、基本的に修繕費のみであって、利用者のための物品購入や消耗品購入などに充てられていない。また館内消耗品の多くが指定管理者の持ち込みである状況であるが、この点からも精算対象経費が充てられる余裕がない状況と思われる。

施設の修繕は当然に築年数とともに増加するものである。名古屋市では固定資産台帳が公表されていないため、現在の建築単価で考えると、鉄筋コンクリートの建築単価は、334（千円/m²）（地域別・構造別の工事費用表（1m²当たり）【令和7年分用】（国税庁）より）であるため、その再取得金額は、206百万円程度と簡易計算され、年間の修繕費・備品購入費・消耗品費の合計は、施設取得原価の0.36%程度となっている。これは、築60年を超え、改修が行われていない施設の修繕費としても低いものであるといえる。

当該施設は、現在市において、再整備の検討調査を行っている所であり、その検討結果により再整備等の方針が策定される所であるため、大規模修繕などは控えている状況にある。

【意見】指定管理者

指定管理者は、当該状況下において支出を最低限に抑え、上述のように自前での備品利用や、できる限り自前での修繕に取り組むなどの姿勢がみられる。

この点で経費節減の姿勢としては評価できるものの、利用者の安全性や利便性確保の観点からは、施設修繕等、名古屋市へ要求を行い必要な修繕等が求められる。市が再整備検討中である状況は理解できるものの、これにより大規模修繕が行えないのであれば、上述の剪定や雨漏り対応などそれ相応の修繕等が発生することは必然であるため、それが指定管理者の責務であると認識し、必要な申し入れを行うことが望ましい。

【意見】観光文化交流局文化芸術推進課

指定管理者制度は、民間の知見を活かし、よりよい施設運営を行うことを主眼としているため、市と管理者の間で施設運営について必要な情報を積極的に共有せねばならないところ、それが不十分であると思われる。

市としては、毎年施設の状況を把握し、また再整備検討中のため大規模工事を止めている状況を認識しているのであるから、その上で精算経費をこの水準にとどめるのは、管理者に厳しいのみならず市の施設の利用者にも負荷をかけている認識が必要である。

予算上すべてを認めることは出来なくとも、少なくとも、この状況下においては市側からも管理者と積極的な協議を行い課題認識と対応を進め、必要に応じ協定内容の変更などをしていくことが望まれる。

指定管理料については、指定管理期間の切り替え時において、金額増加をされているため、一定の配慮は見込まれるが、指定管理者に対するヒアリングを深めるなどより一層の配慮が求められる。

オ 料金体系について

【事実関係】

短歌会館の料金は、「名古屋市短歌会館条例」により規定され、その料金体系は、下表のとおりである。

使用区分	使用料の額					
	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
集会室 (1室につき)	1,300円	1,300円	2,600円	1,700円	3,000円	4,300円
和室	1,600円	2,200円	3,800円	2,700円	4,900円	6,500円
展示室	700円	700円	1,400円	1,100円	1,800円	2,500円

備考

1 使用時間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
- (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
- (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
- (6) 1日 午前9時から午後9時まで

この表を見ると、集会室、展示室については、同一の時間（3時間）である午前午後は同一の単価、時間が長い（4時間）夜間については、それより高い単価となっているものの、和室については、同一時間の午前と午後で単価が1.375倍の単価設定になっている。

当該料金設定については、過去より引き継いでおり設定時の状況等は不明であるとのことであるが、利用者からは和室のみ料金が異なることについて疑問の声もあるとのことである。

【意見】観光文化交流局文化芸術推進課

条例において定められた表ではあるものの、利用者からの疑問もあるとおり、同一条件下で価格が異なる状況は、その使用料設定に不透明性が残る。また、当該施設のみのことでは無いが、使用料設定根拠が残っていない状況は、施設を管理する部局としては望ましい状況にない。

現状の使用料体系について改定を行うまたは改定検討を実施していくことが望ましい。

なお、昨今限られた財源による財政運営を目的とし、全府的な使用料改定を行う団体も見られる。全府的な料金改定を実施することで、市全体の受益者負担率の適正化、料金体系の透明性の確保の他、そもそも料金算定根拠の誤りを発見することができる点、市役所職員の施設に関するコスト意識の増加などの効果も見られる。監査対象ではないが、これを機に全府的な取り組みを進めてもらえることを期待する。

力 未納者リスト管理について

【事実関係】

施設において、利用の予約者ごとに、使用料の入金・未入金の管理を下記帳簿で行っている。これは、管理上、事務処理担当が管理するものである。事務処理エラーを防ぐ統制上の行為として望ましいものであると言える。当該帳簿は、予約を受けた際にその予約日を鉛筆で記載し、使用料の支払を受けた場合その対象の予約日を消しゴムで消すことで、残債権分が帳簿に残るという運営であった。



【意見】指定管理者・觀光文化交流局文化藝術推進課

担当者による帳簿による統制は、誤り防止の行為としては望まれるものである。一方で、当該帳簿を鉛筆で書き消しゴムで消す行為は、誤って消した場合、この誤りを発見するのが困難となり、折角の統制の効果を失うことになる。予約日欄と消込欄を別で記載する、消しゴムでなく、斜線などのしをつけることとし、履歴が残るようにするのが望ましい。

また、当該統制はたまに見られる統制手法であり、市が監査等を行う際には（別施設においても）指導されることが望まれる。

キ 予約制度の公平性について

【事実関係】

施設の利用にあたっては、通常、事前に予約がなされ、その後、使用料の納付と同時に使用許可書が交付されることになる。

そして、使用料納付がなされながら、実際の利用日前までにキャンセルがなされた場合には、条例施行細則第 8条第 1項 (2)号により、「使用者が許可

を受けた使用の日・・・の前14日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。」に限って、使用料の額の 2分の 1相当の額が還付されることになる。

しかし、令和 6年度においては、予約申込みがなされながら、使用料納付がなされないことにより、本申請（使用許可）に至らないまま利用当日を迎えてしまっているケースが 5件あった。なお、いずれの場合も、施設は使用料請求をしていなかった。

予約をしながら当日利用しなかった者に関して、使用料納付を適正にした者は、還付を受けられないか14日前までのキャンセルにより 2分の 1相当額の還付が受けられるにとどまるが、使用料納付をしなかった者は、現状の運用では、何らの財産的支出をしなくて良い、ということになってしまっている。つまり、予約キャンセルに関して適正な手続をした者と、適正な手続をしない者との間での公平性を欠いている結果を招いてしまっていた。

【意見】指定管理者

予約キャンセルの在り方について、例えば、予約について一定期限前までに本申請（つまり使用料納付と使用許可）に至らない場合については、予約が自動的にキャンセルされるようにする等公平性が保たれるようなルール化することが望ましい。

なお、上記の 5件のケースについて、条例の規定からすると、使用許可には至っていない以上、使用料名目での徴求は困難と思われる。そのため、仮に請求を考えるのであれば、使用料相当損害金という損害賠償請求ということになると思われる。

ク 使用料徴収委託について

【事実関係】

指定管理業務には、施設の使用料の徴収が含まれているところ、この使用料の徴収に関する事務の委託は、基本協定書において、その徴収事務の委託及び処理を規定している。

【意見】観光文化交流局文化芸術推進課

使用料の徴収又は収納を指定管理者に委託する場合は市の事務として、歳入の調定、私人に委託する旨の告示及び公表（地方自治法施行令第 158条第 2項）をする必要がある。また、公金の徴収事務は、指定管理者としての業務とは別に、地方自治法第 243条の 2に基づく委託契約の締結が必要となる。

本件では、基本協定書において、その徴収事務の委託を規律しているが、使用料の徴収委託は指定管理者制度に基づくものではないため、指定管理に係る協定書によるべきではなく、別途、使用料徴収委託契約を締結するのが望ましい¹。

¹ 愛知県指定管理者制度ガイドライン（2025年3月）123頁においても、別途徴収事務委託契約を締結する記載が存する。

7 名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市東区樟木町 3丁目23番地
指定管理者	アクティオ株式会社
指定期間	令和 5年度～令和10年度末
選定方法	公募
所管課	観光文化交流局 歴史まちづくり推進課、文化芸術推進課
施設概要	<p>敷地面積 2487.64m²</p> <p>構 造</p> <p>木造（一部鉄筋コンクリート造）2階建て（復元部分）</p> <p>鉄筋コンクリート造平屋建て（一部 2階建て）（新設部分）</p> <p>※新設部分は書庫棟、附属施設</p> <p>延床面積 699.99m²</p> <p>（復元部分） 488.72m²</p> <p>（新設部分） 201.27m²</p>
設置目的	建築遺産の保存及び活用についての市民意識の高揚を図るとともに、郷土ゆかりの文学資料の保管及び展示により市民文化の振興に寄与するため、文化のみちの拠点施設として旧川上貞奴邸を設置する。

（1） 概要

「日本の女優第 1号」の川上貞奴が、大正時代に居住していた和洋折衷の建物を、創建当時の姿に移築復元し、「文化のみち」の拠点施設として、平成17年 2月 8日に開館。

館内では「文化のみち」を紹介し案内するとともに、川上貞奴関連の資料や郷土ゆかりの文学資料を展示。

主な事業は、館内及び展示物の一般観覧であるが、貸室事業（部屋の貸出し）があることが特徴的である。

(2) 指定管理料（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	39,183,024円

(3) 監査の結果及び意見

ア 駐車場の利用料金について

【事実関係】

旧川上貞奴邸の北側部分に、主に利用者のための駐車場（10台）が存在する。同駐車場料金について、30分以内は無料、それを超えると駐車時間にかかわらず 300円という料金設定である（名古屋市旧川上貞奴邸条例）。なお、退車する際には、精算機を通す必要があるが、現金支払はできないため、建物内の入館受付で駐車カードを購入し、精算機を通すことになる。

【意見】観光文化交流局歴史まちづくり推進課

当該場所は、名古屋市の中でも、比較的高級住宅街とされる場所に位置していて、近隣の民間駐車場料金は、例えば 1時間当たりでも軒並み 300円以上と思われる。

精算にあたっては、館内の入館受付で駐車カードを購入する必要はあるものの、一律 300円の支払さえすれば、この駐車場を利用しながら、近隣周辺に立ち寄り長時間利用することも可能となってしまう。

もちろん駐車場料金を低額にすることによって、当該施設の利用促進をする観点も生まれると思われることから、このメリットを踏まえながらも、近隣駐車場料金相場を勘案して、駐車場料金の設定を見直すことが望ましい。

イ 貸室事業のあり方について

【事実関係】

当該施設には貸室事業があり、集会室（約16m²）、和室1（10畳）、和室2（8畳と3畳）の3室を、それぞれ、午前（10時～13時）、午後（13時30分～16時30分）、夜間（17時30分～20時30分）という枠にて、有料で貸し出している。

他方で、館内の観覧時間は10時から17時までである。

こうした利用時間設定の中、夜間の貸室事業の利用率は十分でない。

【意見】指定管理者・観光文化交流局歴史まちづくり推進課

上記のとおりの利用時間の結果、夜間帯（17時30分～20時30分）は、観覧時間ではなく、夜間の貸室事業のみとなるが、当該時間に対応するためのスタッフの常駐は必要となり、そのためのシフト組みも必要になる。

夜間貸室の利用率が十分でない状況のもとでは、余分な人件費が発生しているとみると也可能な状況と思われる。

今後、夜間の貸室事業について、その利用率の増加に向けた方針や、そもそもそれが難しい場合には、夜間の閉鎖も含めて、協議検討することが望ましい。

ウ 第三者委託について

【事実関係】

「名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館） 指定管理者募集要項」によれば、「指定管理者が行う業務の範囲」には「(2)文化のみちに関する資料等の保管及び展示に関すること」が記載される。

また、「名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館） 指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者が行う事業の範囲である「文化のみちに関する資料等の保管及び展示」に「(2)文化のみち拠点施設として、各種情報・資料の収集・整理、提供及び発信を行うこと」が含まれている。

この点、指定管理者は、過去のコンソーシアムの構成団体（ジョイントベンチャーの構成団体）との間で、令和5年4月1日付で業務委託契約書を締結している。そして、同契約書によれば、委託業務の範囲として「文化のみちに關

する情報の収集、提供及び発信」、「年 4回の運営会議への出席」及び「文化のみちに関する企画事業の開催」が記載されている。

他方、指定管理者の作成する令和 6年度事業報告書における第三者委託の頁に当該団体の記載はなかった。

【意見】 指定管理者

上記の団体との間での業務委託契約書の記載からすると、指定管理者が行う指定管理業務の一部を委託しているのであるから、事業報告書の第三者委託の頁に当該団体を記載することが望ましい。

8 名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市中区大井町7番25号
指定管理者	有限会社アイ・ティー・オー
指定期間	令和 5年度～令和 9年度末
選定方法	公募
所管課	教育委員会事務局 生涯学習課（名古屋市女性会館） スポーツ市民局 男女平等参画推進課（名古屋市男女平等参画推進センター）
施設概要	（名古屋市女性会館） 大・中・小会議室、大研修室、第1～7研修室、第1～4集会室、第1・2和室、生活科学研修室、視聴覚室、文化活動室、多目的室、ホール、ボランティアルーム、活動コーナー、図書資料室、託児室、授乳室、情報フロア、録音室、モニター室、ロビー、喫茶室（令和6年度で廃止）、事務室、更衣室、湯沸室、閉架書庫、倉庫、駐車場（49台）、名古屋市教育委員会職員の執務室等 （名古屋市男女平等参画推進センター） 相談室、第1・2相談事業室等
設置目的	名古屋市女性会館は、「女性の学習・交流・情報の拠点」として、女性の学習活動・グループ活動の支援等を行い、女性教育の振興を図ることを目的として設けられた社会教育施設である。学習や交流をとおして、女性が問題を解決する力を高められるように、各種の事業を展開している。 名古屋市男女平等参画推進センターは、男女平等参画を推進するための総合的な活動拠点としている。男女

が共に性別にとらわれず、対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、市民の皆様・団体・企業・教育機関・行政等と連携して講座・交流事業、女性のための総合相談等、様々な事業を展開している。

(1) 概要

名古屋市中区にある名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センターは、平成26年 4月からイーブルなごやとして、男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うためにスタートしている。

イーブルとは「対等」や「公正・公平」を意味する「イーブン (EVEN)」と「できる・可能である」という意味の「エイブル (ABLE)」を組み合わせた言葉「イーブル (E-ABLE)」で、施設の目的にふさわしく、呼びやすい愛称として一般公募により名付けられた。

(2) 指定管理料・利用実績

項目	説明
指定管理料 (令和 6年度)	92, 268, 647円 名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター

令和 5年度及び令和 6年度の利用実績は以下のとおりである。

使用区分	令和5年度		令和6年度		差	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
大会議室	494	8, 090	434	7, 737	-60	-353
中会議室	660	6, 118	695	7, 346	35	1, 228
小会議室	543	3, 257	596	3, 629	53	372
大研修室	772	16, 922	758	16, 538	-14	-384
第1研修室	598	9, 878	562	9, 872	-36	-6

第2研修室	524	8,647	515	8,798	-9	151
第3研修室	662	3,532	646	3,676	-16	144
第4研修室	624	3,677	634	4,061	10	384
第5研修室	710	2,743	642	2,679	-68	-64
第6研修室	712	4,028	714	4,258	2	230
第7研修室	659	6,094	648	6,195	-11	101
和室 (1)	513	2,561	501	2,562	-12	1
和室 (2)	317	1,707	311	1,712	-6	5
生活科学研修室	492	6,855	534	8,166	42	1,311
視聴覚室	632	19,181	643	18,976	11	-205
文化活動室	823	11,024	841	11,547	18	523
第1集会室	600	7,296	622	7,425	22	129
第2集会室	612	5,140	600	5,064	-12	-76
第3集会室	646	3,503	660	3,778	14	275
第4集会室	710	12,463	696	12,824	-14	361
多目的室	828	6,726	842	7,450	14	724
ホール	311	25,833	337	28,711	26	2,878
合計	13,442	175,275	13,431	183,004	-11	7,729
駐車場利用台数	22,521		24,221		1,700	

また、増減についての分析も以下のとおり行われている。

大会議室を利用していた団体が中会議室に変更したことや、一部団体で利用回数の減少によって利用減がみられた。中会議室については、一部団体による活動場所の変更や、設備の変更したことにより利用増につながった。第5研修室については、利用していた2団体48件の活動中止が利用減に影響した。生活科学研修室については、設備・用途変更したことが利用増につながった。

(3) 監査の結果及び意見

ア 施設の老朽化への対応について

【事実関係】

ホール下の座席を収納する機械あたりに、令和 6年 6月以降雨漏りが確認されている。この場合における修繕については、高額になるため指定管理者からは市に対して報告はしているものの、市の予算措置の関係により現地視察時点では解決には至っていなかった。

【意見】教育委員会事務局生涯学習課

座席を収納する機械に雨漏りが当たった場合、漏電等の危険が伴うことになる。仮に今後は座席を収納しないとした場合であったとしても、雨漏りを放置することは好ましくない。現地視察時点では、修繕箇所や方法について調査・検討中とのことであるが、いずれにしても早期の対応が必要である。

その他にも施設の老朽化に伴って、窓やブラインドが使用できないなどの問題も生じている。市は指定管理者の日々の運営に支障が生じるような施設の老朽化について、今後の修繕計画の方向性を示すことが望ましい。

イ 指定管理者の運営状況について

【事実関係】

指定管理者は現在第3期目ということであるが、第 1期、第 2期までは 2社の共同体で指定管理を請け負っていた。第 3期は初回の公募では指定管理者が決定せず、再募集を経て現在の指定管理者が 1社単独で請け負っており、共同体で行っていたもう 1社は現在協力会社として指定管理にかかわっている。

指定管理者は、協力会社と、大部分の業務委託や修繕依頼をすることを明記した覚書を締結した上で、第 3期目の指定管理者の再募集に応じたという経緯がある。指定管理者は覚書に従って、ほぼ定額の外注委託費、出来高での修繕費を支払って運営のサポートを受けている。

なお、令和 6年度においては収入より支出のほうが上回っている。

【意見】指定管理者

指定管理者は、施設管理を行う上で協力会社のサポートなしでは業務遂行が困難であることから、今後の施設運営に支障が無いよう協力会社と今後の事業の進め方についてより緊密に協議することが望ましい。また、今後利用料金を

はじめとする諸条件の見直しや市民ニーズに合致した講座・セミナーを開催するなど、市と協議重ね施設運営状況の改善に努められたい。

【意見】スポーツ市民局男女平等参画推進課・教育委員会事務局生涯学習課

当該施設では、利用者の高齢化などもあいまって、現状、運営状況が厳しいところ、利用料金をはじめとする諸条件の見直しや市民ニーズに合致した講座・セミナーを開催するなどの施策を講じ、まずは運営状況改善に指定管理者と共に取り組まれたい。市においても男女平等参画推進課では利用率増加施策を検討し、生涯学習課では営利目的での貸室利用についても検討中のことである。

市は、直近の指定管理期間において、施設運営に支障がないよう指定管理者とより一層の協議を重ねることが望ましい。

今後も施設運営を継続する際は、第3期において指定管理者が再公募まで決定しなかったことも加味し、当該施設管理のあり方について、指定管理者制度による運営の改善が第一であるが、より適切な運営方法について検討を行うことが望ましい。

9 名古屋市志段味古墳群歴史の里

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地
指定管理者	しだみの里守グループ（中電クラビス㈱、特定非営利活動法人 古代邇波(にわ)の里・文化遺産ネットワーク、岩間造園㈱によるコンソーシアム）
指定期間	令和6年度～令和10年度末
選定方法	公募
所管課	教育委員会事務局 文化財保護課
施設面積	敷地面積 74,309.97m ² • 体感！しだみ古墳群ミュージアム 建築面積 1,229.38m ² 延床面積 1,560.02m ² • 古墳・緑地 大塚・大久手古墳群地区 60,453.19m ² 白鳥塚古墳地区 11,175.99m ² 白鳥古墳群地区 2,680.79m ²
設置目的	古墳時代の全時期にわたる多様な形態の古墳が集合する全国的に珍しい志段味古墳群とその周辺の自然地形を保存・活用し、歴史を身近に感じ、体験・学習できるとともに、幅広い世代が楽しむことができる施設を整備した。

（1） 概要

名古屋市内最高峰の東谷山と古代の物流の経路である庄内川に囲まれた守山区上志段味にあり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された史跡志段味古墳群並びにその周辺の古墳及び地形を保存し、かつ、活用を図ること目的として設置された。

指定管理者が行う業務は、(1)運営業務に関すること、(2)施設の利用料金に関すること、(3)広告業務に関すること、(4)建物管理に関すること、(5)緑地管理・古墳管理・屋外トイレ管理等に関すること、(6)緊急時対応に関すること、(7)利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること、(8)事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関すること、(9)指定管理者の引継ぎに関すること、(10)その他委員会の定める業務に関すること、である。

(2) 指定管理料・年間利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	114,124,000円
年間利用状況	110,345人

(3) 監査の結果及び意見

ア 屋外設置遊具

【事実関係】

建物の屋外に子供用遊具が2台設置されていた。職員が毎日目視等で点検しているが、専門業者による点検は一度も受けていないとのことだった。

【意見】指定管理者・教育委員会事務局文化財保護課

都市公園法上の公園に設置されたものであれば1年に1回の法定点検が義務であるが、当該施設は都市公園ではないため、法定点検の対象外となっている。しかし、公園同様子どもが使用するものであること、設置から6年以上が経過していることを鑑みるに、安全性の担保のため専門業者による点検は受け、今後の施設運営に万全を期することが望ましい。

イ キャラクターの使用申請

【事実関係】

しだみこちゃん（キャラクター）の使用申請は、申請者から指定管理者に対して使用申請書を提出し、指定管理者において審査を行い、指定管理者から申

請者に対して使用承認通知書を送付するというフローとなっている。また、キャラクターの商品化においては、審査時に市の承認も必要とされる。

現地視察において、使用申請書は保管されているが使用承認通知書の写しが保管されていないもの、商品化に関して市の承認欄が空欄の状態で書類が保管されているものが確認できた。

【指摘】指定管理者

記録の保管を怠ることによってキャラクターの使用に係る申請過程を確認できず、キャラクターの無断使用等に対して適切な措置を講じられないおそれがある。

そのため、申請から承認までの一連の書類については、データもしくは紙での保管を徹底すべきである。

ウ 緑地管理に関する委託

【事実関係】

当該施設は、施設面積が広くその清掃や公園緑地内樹木の剪定などを、一括して共同事業体の構成団体が実施している。当該業務については、特に見積比較を行うなど委託業者も含めた選定などは実施していない。

【意見】指定管理者

緑地管理業務のうち、第三者委託も可能な部分があれば、定期的に見積比較を行うなど経費節減を検討することが望ましい。

10 名古屋市熱田福祉会館

項目	説明
所在地	名古屋市熱田区四番二丁目10番10号
指定管理者	社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会
指定期間	令和 7年度～令和11年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 高齢福祉課
施設面積	鉄筋コンクリート造 2階建 敷地面積：1,759.15m ² 延床面積：651.31m ²
設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第15条に基づく老人福祉施設であって、地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等の便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とした施設である。

(1) 概要

名古屋市熱田区にある市内在住の60歳以上の高齢者が利用する施設であり、行事又は講座等にかかる材料費など実費の一部又は全部は利用者の負担する場合を除き、利用料金は無料である。

指定管理者が行う事業としては (1)相談事業（生活相談・健康相談） (2)教養の向上及びレクリエーション等に関する事業 (3)機能回復訓練 (4)老人クラブや高齢者の自主活動に対する活動の場の提供等の援助 (5)入浴事業 (6)電話相談事業がある。

教養の向上及びレクリエーション等に関する事業としては具体的には、健康新体操、軽体操、意身功、英会話、俳句、民謡、華道などの講座を開設しており、施設には、囲碁、将棋、大正琴などの設備を保有し利用者に提供している。

老人クラブや高齢者の自主活動に対する活動の場の提供等の援助としては、福祉会館利用者による同好会やボランティアグループ等が活動場所を希望する

場合に、福祉会館の各室を提供しており、体操、ヨガ、カラオケや大正琴など20を超える活動がある。

また、当該施設は、熱田児童館が併設された複合施設である。

(2) 指定管理料（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	39,235,053円

(3) 監査の結果及び意見

ア 寄贈品の管理について

【事実関係】

利用者等から福祉会館で利用できる物品を寄贈されるケースがあるが、寄贈が行われる場合の処理ルールが明確になっていないことから、寄贈者の意図として指定管理者に寄贈しているのか、名古屋市に寄贈しているのかわからない状況となっている。また、多くのケースにおいて寄贈者から寄贈の意思を示す書類を入手しておらず、寄贈品として取り扱ってよいのか明確でない物品が多く存在している。

【指摘】 指定管理者

利用者からの寄贈品を有効に使うことは積極的に取り組むべきところではあるものの、物品の寄贈先が不明確になっている場合、事後的に処分を行う際の費用負担の在り方や指定管理者の変更時における物品の取り扱い方法などについて適切に判断ができない可能性がある。

利用者から寄贈を受ける場合には寄贈の意思と寄贈先を明確にした文書を入手するべきである。

イ 倉庫における備品等の管理について

【事実関係】

施設は児童館との複合施設であり、館内倉庫を確認すると同一の倉庫内に、福祉会館と児童館の備品や消耗品等が合わせて保管されており、大まかに棚ご

とに分けられているものの、明確な区分整理ができているとは言えない状況下にあった。

【指摘】指定管理者

指定管理の協定書上、両者は別の契約であり、区分された費用をもとに指定管理料が設定されている。このため、備品や消耗品が区分されず混同された状況下においては、発生する経費の把握が難しくなる。また、適切な管理がなされないことで、紛失などの責任区分が問題となる可能性がある。

施設の面積など制約はあるものの、少なくとも、管理すべき棚を明示するなど明確化し、混在されるリスクを低減させる対応を取るべきである。

【事実関係】

倉庫内の管理状況を確認すると、棚の前に物が積まれており、一部の備品を取り出すには、前の物をどかす必要がある棚も散見された。また、そのうち、防災備品の前に物がある状況も発見された。

また、LED交換時に不要となった使用済み蛍光管が数本保管されている状況もあった。

【意見】指定管理者

防災備品は、有事の際に適時搬出できる必要がある。また地震の際に棚が倒れるなどし、備品が利用できなくなる可能性もあるため、倉庫の管理は留意が必要である。

また、不用品は適時に処分し、必要なスペースの確保に努めることが望まれる。

ウ 同好会の私物の管理について

【事実関係】

現地視察を実施した結果、倉庫内（イとは別倉庫）において各同好会が利用する物品が保管されており、そのうち、大正琴など個人所有のものも保管されていた。指定管理者にヒアリングしたところ、当該大正琴について同好会が福

祉会館に置いたままにすることについて、許可の申請等はされていないとのことであった。

また、倉庫は、開館時は施錠されず同好会実施時には参加者が倉庫より物を持ち出す状況下にあるが、倉庫内には福祉会館の物品も保管されている。

【指摘】指定管理者

利用者の私物を指定管理者の許可なしに施設に常態的に置いておくことは、利用者間の公平性を欠くこととなり、また、当該私物が紛失・盗難にあった場合の責任の所在も曖昧になるため本来は許可をすべきではないと考えるが、雀卓のように利用ごとに持ち運びを行うことが困難と思われるものの中にはあると考えられることから、指定管理者に許可を取って置いておくことや紛失・盗難時には利用者側の責任であることを明確にしておくべきと考える。

【意見】指定管理者

利用者の私物、同好会の所有物、会館の物品がまとめて保管される倉庫が施錠の無い状況で管理される場合、盗難紛失等のリスクは高まり、また発生した場合の原因特定が困難となる。現状、倉庫使用時においては管理者に申し出た上で使用しているとの事であるが、施錠及び鍵の管理が厳密に行われることが望ましい。

エ 情報管理について

【事実関係】

現地視察を実施した結果、事務所の手提げ金庫の中に、U S B メモリ 3本があり、内容が防犯カメラ映像と思われるメモとともに保管されていた。

内容について指定管理者にヒアリングしたところ、前任のころより保管されているものであり、以前にトラブルがあった際の防犯カメラ映像では無いかと推測しているが、内容について確認していないとのことであった。

【指摘】 指定管理者

金庫内において、内容不明のメモリを保管する点については、問題が残り、内容によっては個人情報など保管されるべきでないものである可能性もある。少なくとも、内容、事実の確認を行い対応するべきである。

オ 備品小票の貼付漏れについて

【事実関係】

指定管理者は、市との協定書に基づき、管理事務の執行上の必要により市が貸付けた備品について、協定書別添 2における「貸付備品及び貸出用消耗品等の管理に関する事務取扱要項」に従って管理しなければならない。また、同要領第 3項では、備品小票（規則第97号様式）を付して整理することが求められている。

現地視察において備品小票の確認を行った所、小票の貼付もれ、または、旧小票のままとなっている備品が散見された。

【指摘】 指定管理者

指定管理者は年に 1回「物品関係内訳書」と現物を確認することとなっており、小票の貼付もれや、旧小票のままのものなどを把握した場合には、再発行をするなどして、現物と内訳書記載の備品を正確に照合できるようにするべきである。

カ 貸付備品の台帳の確認について

【事実関係】

基本協定書に基づき、市が貸付する備品については、「物品関係内訳書」において個別の備品の内訳を記載しているが、現地視察の結果、相談室内の車いすや、サロンキッチンにある冷蔵庫など台帳に記載のない貸付備品が発見された。

【指摘】指定管理者・健康福祉局高齢福祉課

基本協定書締結時においては、お互いに貸与備品の内訳が実態と整合したものとなっているか相互に確認を行うべきである。

キ AED表示の状況について

【事実関係】

仕様書によると、施設においてAEDが備え付けられることとされている。当施設においては、本部事務所内キャビネットにおいて保管され、有事の際にはこれを利用することになっている。一方で、AEDの存在を示す表示は、館内にいくつかあるものの、それがどこで保管されているかは、表示を確認するだけでは判断できない状況にある。

【指摘】指定管理者

AEDの利用は、一秒を争う有事の際である。AEDの場所が明確にわからない状況では、適切にこれを用いることができない。館内の表示には、事務所において保管されていることを明記し、事務所前には大きくそこに保管されていることを表示するべきである。

11 名古屋市笠寺福祉会館

項目	説明
所在地	名古屋市南区白雲町57番地
指定管理者	社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会
指定期間	令和 7年度～令和11年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 高齢福祉課
施設面積	鉄筋コンクリート造 2階建 敷地面積：2,178.43m ² 延床面積：852.69m ²
設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第15条に基づく老人福祉施設であって、地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等の便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とした施設である。

(1) 概要

名古屋市南区にある市内在住の60歳以上の高齢者が利用する施設であり、行事又は講座等にかかる材料費など実費の一部又は全部は利用者の負担する場合を除き、利用料金は無料である。

指定管理者が行う事業としては (1)相談事業（生活相談・健康相談） (2)教養の向上及びレクリエーション等に関する事業 (3)機能回復訓練 (4)老人クラブや高齢者の自主活動に対する活動の場の提供等の援助 (5)入浴事業 (6)電話相談事業がある。

教養の向上及びレクリエーション等に関する事業としては具体的には、趣味講座としてフラダンス、体操、民謡、フォークダンスなどの講座を開設しており、囲碁、将棋、卓球、ビリヤード、ベビーゴルフなどの設備を保有して、利用者に提供している。

老人クラブや高齢者の自主活動に対する活動の場の提供等の援助としては、地域の高齢者により組織された地域活動団体や、福祉会館利用者による同好会やボランティアグループ等が活動場所を希望する場合に、福祉会館の各室を提供しており、麻雀同好会などの活動がある。

(2) 指定管理料・利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	37,554,452円

令和6年度 福祉会館利用実績

館名	利用者数			利用証発行数			講座		健康相談		生活相談		機能回復訓練		入浴	
	団体利用	個人利用	計	新規	更新	計	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
都	5,108	18,064	23,172	336	710	1,046	330	5,169	10	13	0	0	72	1,731	268	3,323
高岳	8,994	35,233	44,227	276	947	1,223	410	9,693	13	52	10	10	78	1,763	258	4,600
上飯田	9,113	39,499	48,612	272	859	931	362	6,990	22	115	7	13	196	5,868	273	3,670
天神山	4,577	22,938	27,515	273	622	895	163	2,795	11	14	3	3	203	4,493	281	3,425
名楽	4,914	28,225	33,139	286	660	946	320	5,401	13	20	0	0	88	1,581	270	7,087
前津	6,877	31,520	38,397	130	286	396	428	10,828	18	52	0	0	176	6,009	187	1,517
昭和	6,872	25,768	32,640	270	740	1,010	291	5,791	13	80	1	2	119	2,346	292	417
瑞穂	9,085	27,000	36,085	273	808	1,081	208	4,396	7	10	11	3	60	1,827	273	2,789
熱田	4,170	29,133	33,303	157	475	632	284	5,394	10	21	1	1	133	4,274	273	6,533
中川	2,818	24,097	26,915	192	641	833	466	7,170	15	28	1	1	60	1,120	268	1,983
港	662	23,359	24,021	236	458	694	334	6,789	12	159	0	0	126	2,584	247	3,254
笠寺	7,038	24,315	31,353	229	525	754	436	7,724	11	17	0	0	108	2,409	274	2,760
守山	5,855	21,636	27,491	456	817	1,273	224	5,274	9	50	0	0	60	1,411	169	1,169
緑	4,110	34,852	38,962	357	839	1,196	475	10,479	5	6	15	15	84	2,523	201	1,213
名東	8,635	23,334	31,969	255	585	840	141	2,653	12	37	51	65	193	6,543	271	1,187
天白	3,864	21,026	24,890	262	731	993	373	7,951	21	46	2	2	61	1,659	263	527
計	92,692	429,399	522,691	4,260	10,483	14,743	5,225	104,897	200	720	102	115	1,817	47,941	4,074	45,454

(3) 監査の結果及び意見

ア 健康支援スタッフの欠員について

【事実関係】

指定管理者は、市に提出している事業計画書において、健康支援スタッフを配置するとしている。健康支援スタッフは保健師、看護師、准看護師等の資格を有し、健康相談や機能回復訓練、健康づくり事業に対応するスキルと熱意のある職員としているが、コロナ禍で看護系の職種の採用が難しくなったこともあり、令和6年度において健康支援スタッフは配置せず、生きがい支援スタッフの加配で対応したとしている。

生きがい支援スタッフについては高齢者に対する接遇や高齢者の身体的特性などの知識を持ち、生活相談に対応する介護福祉士等の資格保持者や老人福祉センターでの職務経験を有する熱意のある職員と定義している。

指定管理者へのヒアリングによれば健康支援スタッフの欠員自体により業務への支障やサービスの低下は生じていないとのことである。

なお、基本協定書や仕様書においては具体的なスタッフの配置内容については明記がなされていないが、公募における選定基準としては事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していることが評価項目となっている。

また、所管局において令和6年度の名古屋市笠寺福祉会館の管理運営状況について年度評価を実施しており、職員体制（職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。）について、「○」と評価し、事業実施状況（計画通り事業が実施されているか。）についても、「○」と評価している。

【指摘】指定管理者

結果として生きがい支援スタッフの加配で対応することができたとしても、事業計画書において健康支援スタッフを配置するとしながら、実施していないことは必ずしも適切ではない。また、公募時においては健康支援スタッフを配置することを前提に応募者としての評価を受けているとすると、当初の事業の実施体制から変更が生じていると考えられる。

コロナ禍もあって看護系の職種の採用が難しいという状況が要因であれば、少なくとも名古屋市と体制変更について協議し、了承を得たうえで、毎年度の事業計画書において健康支援スタッフの配置を前提としない形での計画を策定すべきである。

【指摘】健康福祉局高齢福祉課

仮に健康支援スタッフを配置していない現状の職員体制や事業実施状況について問題ないと考えている場合であっても、年度評価を行う上で考慮すべき事項であると考えられることから、評価コメント・特記事項等の記載にあたっては当該状況についての名古屋市としての評価を具体的に記載すべきである。

イ ベビーゴルフ場の取り扱いについて

【事実関係】

笠寺福祉会館から2~3百メートル離れた場所に設置されたベビーゴルフ場については、笠寺福祉会館において利用の許可手続を行うなど、管理下にある施設となっている。利用状況については利用実績管理表で管理しているが、令和7年 4月以降は 4月に 9名が利用したのみと利用は限定的であり、また、現地視察時においても草が伸びており、利用できる状況にはなっていなかった。

指定管理者へのヒアリングによれば、場所としては福祉会館から離れているため目が届きにくく、また、常時状況の確認を行うことはできないことから、仮に利用者において事故等が生じた場合には迅速な対応に懸念があるとのことである。



【意見】健康福祉局高齢福祉課

ベビーゴルフ場自体はその利用頻度を踏まえると現状において有効に活用されているとは評価しがたい。市全体として資産を有効に活用するという観点、利用者の安全性の観点、利用状況と維持管理コストを踏まえた費用対効果の観

点なども踏まえて、引き続きベビーゴルフ場として利用するかどうかについて検討することが望ましい。

ウ PCの管理について

【事実関係】

名古屋市老人福祉センター（福祉会館）管理業務の仕様書においては、「個人情報が記載されている書類及び記録媒体は、施錠できる所など管理上安全な場所に保管すること、パソコン等は個人情報等を内蔵ディスクに保存しないとともに、ワイヤー等で固定する、パスワードで管理するなどの措置を講じて情報の流出を予防すること」との記載がある。また、事業計画書においても、「すべてのパソコンにパスワードを設定し、個人情報のデータについては、ファイルにパスワードをかけ、厳重に管理します。パソコン自体は盜難防止ワイヤーで机等に固定して盜難防止に努めます。」と記載している。

当日業務を実施しているパソコンの利用状況を閲覧したところ、一部のPCについてはワイヤーで固定されておらず、パスワード管理も不十分であった。

【指摘】指定管理者

仕様書や事業計画書に記載されているとおり、パソコンのワイヤーでの固定やパスワード設定、個人情報のデータについてのパスワード管理等の情報漏洩対策を適切に実施する必要がある。

仮に当該取り扱いについて実務上難しい状況があるような場合においては、情報漏洩を防ぎながらも実際に運用可能な水準の対策を名古屋市と協議の上、講じるべきである。

エ 公印の管理及び公印の押印管理簿の適切な作成について

【事実関係】

現地観察時に公印の管理状況について確認を実施したところ、鍵のかからない机上の箱の中で保管されていた。また、公印を押印した際に押印管理簿の整備状況について確認したところ、令和 7年度においては適切に押印状況の管理

がなされていたが、令和 3年～ 6年においては管理簿の記載が行われていなかつた。

【指摘】 指定管理者

公印については鍵のかかる金庫等で保管するとともに、使用した内容や枚数等の記録や上席者による確認を継続的に行うべきである。

オ 銀行印の管理について

【事実関係】

現地視察時に銀行印の管理状況について確認を実施したところ、鍵のかからない館長の机の引き出しに保管されていた。

【指摘】 指定管理者

銀行印については鍵のかかる金庫ないしは鍵のかかる机の引出で保管するよう改善すべきである。

カ 寄贈品の管理について

【事実関係】

利用者等から福祉会館で利用できる物品を寄贈されるケースがあるが、指定管理者に対して寄贈が行われる場合の処理ルールが明確になっていないことから、寄贈者の意図として指定管理者に寄贈しているのか、名古屋市に寄贈している意図であるにもかかわらず受領書の入手が漏れているのかが分からず状況となっている。また、多くのケースにおいて寄贈者から寄贈の意思を示す書類を入手しておらず、寄贈品として取り扱ってよいのか明確でない物品が多く存在している。

【指摘】 指定管理者

利用者からの寄贈品を有効に使うことは積極的に取り組むべきところではあるものの、物品の寄贈先が不明確になっている場合、事後的に処分を行う際の

費用負担の在り方や指定管理者の変更時における物品の取り扱い方法などについて適切に判断ができないこととなる。

利用者から寄贈を受ける場合には寄贈の意思と寄贈先を明確にした文書を入手するべきである。

キ 物品の管理について

【事実関係】

現地視察を実施した結果、健康相談室のロッカーや事務室の棚の上に物が入っている段ボール箱などが置かれている状況であり、落下を防止するようなストッパー等は特段設けられていなかった。

【指摘】 指定管理者

物品が落下した際に利用者や職員に危害が及ばないように、物品の置き場所については安全性の観点を踏まえて見直すべきである。

ク 同好会の私物の管理について

【事実関係】

現地視察を実施した結果、2階の多目的室に麻雀同好会の雀卓が 4台置かれており、囲碁室にも雀卓が2台置かれていた。指定管理者にヒアリングしたところ、当該雀卓について同好会が福祉社会館に置いたままにすることについて許可の申請等がされていないとのことであった。

【指摘】 指定管理者

利用者の私物を指定管理者の許可なしに施設に常態的に置いておくことは、利用者間の公平性を欠くこととなり、また、当該私物が紛失・盗難にあった場合の責任の所在も曖昧になるため本来は許可をすべきではないと考えるが、雀卓のように利用ごとに持ち運びを行うことが困難と思われるものの中にはあると考えられることから、指定管理者に許可を取って置いておくことや紛失・盗難時には利用者側の責任であることを明確にしておくべきと考える。

ヶ 図書室の活用について

【事実関係】

当該施設においては「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通達)に基づいて図書室を設置している。

図書室の蔵書の更新状況について指定管理者にヒアリングを実施したところ、特段蔵書の更新は実施していないとのことであった。

【意見】 指定管理者

図書室を有効活用するという観点からは、利用者に対するアンケート等を実施し、希望に応じた蔵書の更新を行うことが望まれる。

コ 備品の適切な処理について

【事実関係】

令和 6年度において熱中症予防のための市の備品としてポータブルクーラーの購入を行っているが、修繕費として処理されており、備品登録がなされていなかった。

【指摘】 指定管理者

備品を取得した場合には、物品関係内訳書を更新するため、市に対して適切な報告を行うべきである。

サ 備品小票の貼付漏れ及び記載状況について

【事実関係】

令和 4年度及び令和 5年度に取得した備品について備品番号が記載された備品小票が貼付されていなかった。

また、備品小票自体は貼付してあるものの、古い備品については備品番号の記載が不鮮明になっているなどの状況が認められた。

【指摘】指定管理者・健康福祉局高齢福祉課

備品番号の発行については適時に行うとともに、備品についてはもれなく備品小票を添付して管理する必要がある。また、指定管理者は年に 1回「物品関係内訳書」と現物を確認することとなっており、不鮮明な記載になっていることを把握した場合には、再発行をするなどして、現物と内訳書記載の備品を正確に照合できるようにするべきである。

シ 物品関係内訳書及び関係書類の適時な作成

【事実関係】

指定管理者は年に 1回「物品関係内訳書」と現物を確認し、市への報告を行うこととなっている。また、備品の「預り証」「不用通知」「返還書」「引継書」等の関係書類を作成した上で、提出することとなっているが、令和 4年度末及び令和 5年度期首においての物品関係内訳書と現物確認の市への報告や「預り証」「不用通知」「返還書」「引継書」の作成が行われておらず、健康福祉局高齢福祉課から令和 6年 3月 14日に報告や作成の指示が行われた。

【指摘】指定管理者・健康福祉局高齢福祉課

物品関係内訳書や関係書類については適時に作成するべきである。

ス 基本協定書に記載している貸与貸付備品のリストの確認

【事実関係】

基本協定書において市が貸与する備品について、「物品関係内訳書」において個別の備品の内訳を記載しているが、令和 2年度において締結した基本協定書の別添 4「物品関係内訳書」に、令和 2年度以前に購入した備品の一部が含まれていなかつた。

【指摘】指定管理者・健康福祉局高齢福祉課

基本協定書締結時においてはお互いに貸与貸付備品の内訳が実態と整合したものとなっているか相互に確認を行うべきである。

セ 保守点検等の適切な実施について

【事実関係】

基本協定書においては自動扉保守点検、空調設備保守点検を年 1回以上受けることとしているが、令和 6年度事業報告書においては自動扉保守点検、空調設備保守点検について未実施として報告がなされている。

なお、所管局において令和 6年度の名古屋市笠寺福祉会館の管理運営状況について年度評価を実施しており、建物・設備の保守点検（建物・設備が適切に管理されているか。）について、「○」と評価している。

【指摘事項】 指定管理者

基本協定書に従って、設備の保守点検を行うべきである。

【指摘事項】 健康福祉局高齢福祉課

管理運営状況の評価を実施する際には、事実に基づいて適切な評価を実施するべきである。

12 名古屋市天白福祉会館

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市天白区池場五丁目1801番地
指定管理者	たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム
指定期間	令和7年度～令和11年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 高齢福祉課
施設概要	敷地面積 2507.79m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 2階建（福祉会館 1階、児童館 2階） 延床面積 （福祉会館） 610.69m ² （児童館） 581.73m ²

（1）概要

名古屋市には、市内各区に 1か所ずつ福祉会館及び児童館があり、福祉会館と児童館が同一建物内に併設して設置されている施設も複数存在する。天白区も併設館の一つである（1階が福祉会館、2階が児童館）。

福祉会館は、老人福祉法第15条に基づく老人福祉施設であって、地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等の便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とした施設である。

天白福祉会館内には、事務室、相談室、談話室、浴室、囲碁・将棋室、茶室、和室、集会室、わくわく室がある。

(2) 指定管理料（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	38,548,000円

(3) 監査の結果及び意見

ア レンタルDVDの試写会について

【事実関係】

指定管理者がレンタル店から有料でレンタルしたDVD映画を、館内利用者向けに、「天白シアター」として定期的に無料の上映会（定員は40名）を実施している。なお、利用者からの費用は一切徴収していない。

【指摘】指定管理者

当該施設で行われているレンタルDVDの上映会について、営利を目的とするものでなく、利用者から料金を一切受け取っていないことからして、著作権法上の問題を問われることはないものと思われる（著作権法第38条）。

もっとも、無料上映であってもレンタルDVDを不特定多数の者に向けて上映することについて、レンタル業者が設定するレンタル規約に抵触する可能性があると思われる（通常は、私的利用に限られるとの約定があると思われる。）。そのため、レンタル業者との間で契約違反を問われることのないよう、予めその規約を確認し、必要であればレンタル業者との間で、現在の扱いに問題があるか否かの確認合意をとておくべきである。

イ 備品管理のあり方

【事実関係】

現地視察の結果、施設内に、備品台帳に登録がない物品（ピアノ、鏡、自転車など）が多数存在した。特に、自転車については、現在も定期的に使用されているもので、その価値もある程度残存しているものと思われるが、それが誰の所有に帰属するのか不明な状態であった。

また、現存する卓球台に関しては、備品台帳上の数量と合致していなかった。

【意見】指定管理者

可能な限り台帳と整合させ、不要な物品について廃棄を含めて、その利用方針を検討することが望ましい。

特に自転車については、その使用時に事故発生のリスクも存在する。その際に、運転手の責任のみならず、所有者としての責任が問われる場面も考えられる。また、指定管理者の変更時に、次の指定管理者へ引継されるべきものか、指定管理者に処分を委ねるものなのか、所有権の帰属によってその判断が分かることから、確認しておくべき必要性が認められる。以上より、特に、現状も利用している自転車については早急に所有者を確認しておくことが望まれる。

ウ 物置倉庫の設置について

【事実関係】

当該施設の庭部分に、比較的大きな物置倉庫（正六面体に近い形状である。）が設置されていたが、地面との設置については、地面の上にレンガが敷かれて、その上に当該物置が設置されているという状況であった。

【意見】指定管理者

当該物置は、正六面体に近い形状で、土台面との比較でいえば、極端に高さのあるものではないが、それでも地震などが起きた場合に、当該物置が倒壊するリスクがゼロなわけではない。また、物置購入時には、設置にあたって当該物置の固定についても求められている可能性もある。

当該物置に関しての固定の仕方について見直しを検討することが望ましい。

13 名古屋市清風荘

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市千種区香流橋一丁目 2番26号
指定管理者	社会福祉法人 なごや福祉施設協会
指定期間	平成31年度～令和11年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 介護保険課
施設概要	敷地面積 4,049.52m ² 延床面積 5,917.22m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 6階建 建設年度 平成13年度（移転改築） 入所定員 160名（単身136名、夫婦24名）
設置目的	老人福祉法第20条の6に基づく軽費老人ホームであり、高齢者である入所者に、低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜等を供与し、明るい生活を送ることができるようすることを目的とした施設である。

(1) 概要

清風荘は、老人福祉法第20条の6に基づいて設立された「軽費老人ホーム」であり、一人暮らしや家庭の事情などにより、自宅で生活できない自立した高齢を対象として、低額な使用料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設である。

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 入所者の入所許可に関する事務
- ② 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関する事務
- ③ 施設の維持管理及び修繕に関する事務

- ④ 施設の使用料の徴収に関すること
- ⑤ その他管理運営に必要な業務

(2) 指定管理料・利用状況

項目	説明
指定管理料	234, 292, 980円（令和6年度）
利用状況	単身 125名、夫婦 2名（R7. 10. 10時点）

(3) 監査の結果及び意見

ア 備品管理について

【事実関係】

備品管理については、軽費老人ホーム名古屋市清風荘の管理業務に関する基本協定書第22条 3項及び軽費老人ホーム名古屋市清風荘及び名古屋市安田荘管理業務の仕様書（以下「仕様書」という。）第21条 2項によれば、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に規定する貸付備品の管理の例により行うものとされている。

また、上記要領の第 3によれば、「貸付備品には、備品小票（規則第97号様式）を付してこれを整理するものとする。」と規定される。

しかし、現地視察の結果、施設内の備品について、指定管理者の市への備品の申請漏れにより、市より備品小票が発行されず、備品小票が貼付されていないものが存在した。

【指摘】 指定管理者・健康福祉局介護保険課

備品小票は、物品確認のために登録および貼付が求められているものであるから、正しい情報を登録した上で、貼付すべきである。

【意見】 健康福祉局介護保険課

市の「指定管理者制度の運用に関する指針」では、市において、適切な指定管理業務を実施しているか評価することと定められている。また、市が作成す

る評価シートの評価結果における維持管理の欄には「備品の管理」も記載されている。

そのため、指定管理者が適切に備品の管理を行っているかを評価するためにも、指定期間の満了時など適当な時期に、現地に赴いた上で、当該小票の貼付状況を確認し、備品台帳と突合することが望ましい。

イ 不用備品の処分について

【事実関係】

不用備品の取扱いについては、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」の第 6によれば、「受託者は、貸付備品が破損、変質その他の理由により使用することができなくなったとき、又は使用しない貸付備品があるときは、その旨を名古屋市に通知し、名古屋市が指示する取扱いの方法に従わなければならぬ。」とされている。

清風荘では、施設の屋上に繋がる階段に、利用していない物品が保管されていた。

【意見】指定管理者

利用していない物品のうち、備品については、名古屋市に遅滞なく通知し、その他の物品についても相当期間、利用していないのであれば、処分することが望ましい。

ウ 使用料徴収委託について

【事実関係】

指定管理業務には、施設の使用料の徴収が含まれているところ、この使用料の徴収に関する事務の委託は、年度協定書において、その徴収事務の委託及び処理を規定している。

【意見】健康福祉局介護保険課

使用料の徴収又は収納を指定管理者に委託する場合は市の事務として、歳入の調定、私人に委託する旨の告示及び公表（地方自治法施行令第158条第2項）

をする必要がある。また、公金の徴収事務は、指定管理者としての業務とは別に、地方自治法第 243条の 2に基づく委託契約の締結が必要となる。

本件では、年度協定書において、その徴収事務の委託を規律しているが、使用料の徴収委託は指定管理者制度に基づくものではないため、指定管理に係る協定書によるべきではなく別途、使用料徴収委託契約を締結するのが望ましい²。

エ 防犯カメラについて

【事実関係】

仕様書第30条第 1項によれば、「清風荘等に設置された事故の防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的として、特定の場所に継続的に設置され、かつ特定の個人を識別できる画像を撮影し記録する機能を有するもの（以下、「管理用カメラ」という。）の設置及び運用については、・・・「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成19年 9月10日施行）の趣旨に従い実施するものとする。」とされている。

そして、上記指針の第 7条によれば、「録画画像の保存期間は、 2週間以内の必要最小限の期間とする」と規律されている。

他方、清風荘では、複数の防犯カメラが設置されていたが、録画画像は 2か月で消去される設定であるとのことであった。

【指摘】 指定管理者

個人情報の適切な管理の観点から、保存期間を 2週間以内の期間と定めて、適切な個人情報管理に務めるべきである。

【意見】 健康福祉局介護保険課

指定管理者が適切に個人情報の管理を行っているかどうか確認し、指導を徹底することが望ましい。

²愛知県指定管理者制度ガイドライン（2025年 3月）123頁においても、別途徴収事務委託契約を締結する記載が存する。

オ 入所者の喫煙について

【事実関係】

名古屋市老人福祉施設条例施行細則第 8条 1号によれば、入所者は火気の取扱いに注意し、就寝後の喫煙等をしないこととされている。

本施設には喫煙所が設けられているところ、現地視察において、喫煙室は24時間利用可能であるとのことであった。

【意見】 指定管理者

市の条例施行細則に従い、消灯後の喫煙室の利用については、入所者に対して、注意喚起を行うことが望ましい。

カ 入所者の飲酒について

【事実関係】

名古屋市老人福祉施設条例施行細則第8条2号によれば、入所者は、「飲酒・・・他人の迷惑となる行為をしないこと」とされている。

令和 5年に施設内において、酩酊状態で歩行困難となり転倒した可能性が高いとされる事故が発生している。また、現地視察において、飲酒については施設側から入所者に対して特に制限をかけていないとの回答があった。

【意見】 指定管理者

市の条例施行細則に従い、飲酒については、入所者に対して事故が起きないよう定期的な注意喚起を行うことが望ましい。

キ 夫婦部屋の稼働率について

【事実関係】

夫婦部屋は12部屋存するが、現地視察では 1部屋しか利用されていない状況であった。

なお、健康福祉局介護保険課より、現状においても、夫婦部屋を単身者用として利用することは可能であるとの見解が示されている。

【意見】指定管理者

健康福祉局介護保険課より、上述したように、夫婦部屋を単身者用として利用できるとの見解が示された。

そのため、夫婦部屋を単身者用の部屋として利用する等、夫婦部屋の稼働率を向上させる方策を検討されたい。

【意見】健康福祉局介護保険課

夫婦部屋の稼働率向上のため、指定管理者に対し上述した健康福祉局介護保険課の見解を改めて周知するのが望ましい。

ク 移動販売について

【事実関係】

(ア) 名古屋市清風荘では毎週金曜日に施設の部屋を利用して、移動販売店が果物やお菓子類日用品などを販売している。

この移動販売店が本施設を利用するにあたり、市及び指定管理者のいずれも施設の使用料の徴収していない。

(イ) 現地視察でのヒアリングでは、この移動販売店の位置づけについて明確な回答は得られなかった。また、募集要項、仕様書及び基本協定書や指定管理者の事業概要（令和6年度版）、「令和6年度 清風荘運営方針」にも移動販売店に関する記載は存しない。

そのため、市に対して移動販売店の施設利用が指定管理業務にあたるのか、指定管理者の自主事業にあたるのか、その位置づけを明確にされるよう回答を求めたところ、市からは当該移動販売店の施設利用は、「仕様書に記載された指定管理業務の「第3条（2）ウ 社会生活上の便宜の供与」に当てはまる」との回答を得た。

なお、移動販売について、特段の手続は取られていないとのことであった。

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

施設の一部を利用して移動販売を行うこと自体が、社会生活上の便宜の供与に当てはまり、施設入所者の利益に適うものとしても、これは有料で営利行為を行うものであるため、目的外使用許可等の適切な手続を履践することが望ましい。

ケ 事務費・事業費の区分について

【事実関係】

当該施設に関する指定管理料は、基本協定書第 8条、年度協定書第 3条において記載され、年度協定書では下記のように記載されている。

(指定管理料)

第 8条 甲は、乙の管理業務の執行に対して、指定管理料を支払うものとし、指定管理料の詳細については、年度ごとに別途締結する年度協定書において定めるものとする。

- 2 指定管理料は、人件費、管理費及び事業費に区分する。
- 3 人件費、管理費及び事業費の間においては、原則として、相互流用することができない。ただし、管理費と事業費の間については、給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されている等、入所者処遇が適正である場合に限り、相互流用することができる。
- 4 人件費、管理費は定額払い（以下「定額払分」という。）とし、事業費は概算払い（以下「概算払分」という。）にて支払うものとする。

[年度協定書一部抜粋]

(経費区分及び経費の積算)

第12条 経費区分については、社会福祉法人会計基準の区分によるものとする。また、経費の積算については、別記 1「経費の積算基準」を参考にして行うものとする。

[仕様書12条]

経費の積算基準

1 委託料の積算期間について

平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日までの期間に係る事業実施に必要な経費を委託料として積算すること。

2 委託料の内訳について

委託料は、人件費、管理費（事務費）、事業費で区分して積算すること。

3 人件費について

法人の給与規定に基づき必要な経費を積算すること。

4 管理費について

ア 施設維持管理費に必要な経費を積算すること。

イ 食事提供業務を委託する場合の経費は管理費で計上すること。

5 事業費について

ア 入所者の処遇に必要な経費の総額については、別記 2のとおりとすること。

イ 事業費の単価については、国基準の変更により、変更を行う場合がある。また、入所実績に応じ、年度ごとに積算を行う。

[仕様書別記 1]

ここで、人件費と管理費は定額払分として過去実績等に応じて定額で支払われるのに対し、事業費は概算払分として、概算払いの後、当該年度の実績に応じて精算されるものとなっている。精算は、経費の積算を行った概算払金額と決算で計算された事業費を比較し、上限を概算払額として計算されている。

現地視察において、施設の総勘定元帳を確認したところ、①事業費の中に、当該法人の利用する会計ソフトに係るリース代（月額4,686円）が賃借料として計上されている点、②事務費の中に利用者の給食にかかる委託料（年間25,698,200円）が含まれており、この金額を基とした精算がおこなわれていた。

事業費か事務費かの区分は、仕様書12条に定められるように、社会福祉法人会計基準の考え方によるものとされているが、基本的には、事業費は利用者の

処遇に直接要する費用であり、管理費は本部や施設運営事務にかかる費用であると考えられる。この考えに従うならば会計ソフトにかかる費用は事務費となり、利用者給食にかかる委託料は事業費であるべきである。

【指摘】指定管理者

当該費用（会計ソフトに係るリース代）については管理費（事務費）として計上するべきものであり、給食費については事業費として計上するべきと考えられる。処理方針を改めるべきである。

【指摘】健康福祉局介護保険課

当該内容は、精算時において確認されるべき内容である。精算時の確認手法について再度検討の上、令和 6年度の指定管理料について、対応の是非を判断する必要がある。

14 名古屋市安田荘

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市昭和区安田通 2丁目 4番地の 2
指定管理者	社会福祉法人愛生福祉会
指定期間	令和元年度～令和10年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 介護保険課
施設面積	敷地面積 2,711.01m ² 延床面積 3,494.38m ³
設置目的	安田荘は、老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の 6に基づく軽費老人ホームで、低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜等を供与し、明るい生活を送ることができるようすることを目的とした施設である。

(1) 概要

安田荘は、老人福祉法の規定により設立された「軽費老人ホーム（A型）」で、一人暮らしや家庭の事情などにより、ご自宅で生活できない自立した高齢の方に、 低額な使用料金で、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設である。

指定管理者が行う業務の範囲は、入所者の入所決定に関する事務、入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関する事務、施設の維持管理及び修繕に関する事務、使用料の徴収に関する事務である。

(2) 指定管理料・年間利用状況

項目	説明
指定管理料	187,482,933円（令和6年度）
年間利用状況	利用者数 84人（R7.9.1時点）

(3) 監査の結果及び意見

ア 施設の設備等の保守及び点検業務について

【事実関係】

軽費老人ホーム名古屋市安田荘管理業務の仕様書第10条 5では、施設の保守管理のため必要な業務は「別表 1施設設備保守管理点検業務」のとおりとすると定められており、その詳細は別表 1のとおり（以下「保守点検業務」とする。）である。保守点検業務項目は、指定管理制度開始当初から全く変わっていないとのことであった。

指定管理者は保守点検業務について内容を把握しておらず、名古屋市も指定管理者が執行すべき保守点検業務の内容について明確な説明ができなかった。

【指摘】 指定管理者

保守点検業務の内容を把握し、着実に執行するとともに、執行した保守点検業務を後日確認できるように記録簿を作成するべきである。

【指摘】 健康福祉局介護保険課

保守点検業務について指定管理者が理解できるようにその内容を説明し、着実に執行できるように指導するべきである。その上で、保守点検業務項目が、指定管理制度開始当初から全く変わっていないことが現状に即しないならば、市は、適切な保守点検業務項目について指定管理者と調整を図るべきである。

別表 1 施設設備保守管理点検等業務

項目	必要管理項目	頻度
自家用電気工作物保守点検	日常保守管理	毎日
	定期点検	月 1回以上
冷房設備保守点検	日常保守管理	毎日
	定期点検	安田荘：年 4回以上
給水装置（各種ポンプ）保守点検	日常保守管理	毎日
浴場用濾過装置等保守点検	日常保守管理	毎日
消防設備点検	日常保守管理	毎日
	定期点検	年 2回以上
特殊建築物点検	建築設備定期点検	年 1回
	敷地及び構造定期点検	3年に 1回
エレベーター設備保守点検	日常保守管理	毎日
	定期点検	安田荘：月 2回以上
受水槽・高架水槽・雨水槽・膨張水槽の清掃	日常保守管理	毎日
	定期点検	安田荘：月 1回以上
害虫害獣駆除	日常保守管理	毎日
	定期実施	安田荘：月 1回以上
電話自動交換設備保守点検	日常保守管理	必要に応じ隨時
	定期実施	安田荘：月 1回以上
厨房グリストラップ清掃	日常保守管理	毎日
	定期点検	安田荘：年 2回以上
簡易専用水道検査	日常保守管理	必要に応じ隨時
窓ガラス清掃	日常保守管理	必要に応じ隨時
その他施設維持管理に必要な業務	日常保守管理	必要に応じ隨時

イ 入所資格について

【事実関係】

名古屋市老人福祉施設条例第 2条では、入所できる者は (1) から (5) の要件（以下「入所要件」とする。）を備えた者と定めている。

- (1) 市内に在住していること。
- (2) 65歳以上であること。ただし、市長が特に必要があると認める者については、この限りでない。
- (3) 身寄りのないこと又は家庭の事情等により家族と同居できないこと。
- (4) 収入の月額が使用料の額をこえ、かつ、おおむねその 2 倍に相当する額以下であること。
- (5) 独立して日常生活を営むことができること。

入所要件の確認については指定管理者が行っており、入所希望者からの聞き取りや年金通知書の写しなどを確認する程度の方法がとられている。

また、入所後に利用者の入所要件を再度確認することはない。

【指摘】指定管理者

入所要件は入所資格があるかないかを判定するうえで極めて重要な要件である。よって、入所後にも継続的に入所要件を確認するべきである。少なくとも適切な期間（監査人は1年に1回がその期間と考える）毎に入所要件の確認をすべきである。

【指摘】健康福祉局介護保険課

指定管理者が入所後に利用者の入所要件の確認を行っていないことについて、市は、継続的に入所要件を確認するよう指導すべきである。

ウ 不用備品について

【事実関係】

貸付備品の管理に関する事務取扱要領第 6条では、「受託者は、貸付備品が破損、変質その他の理由により使用することができなくなったとき、又は使用しない貸付備品があるときは、その旨を名古屋市に通知し、名古屋市が指示する取扱いの方法に従わなければならない。」と定められているが、施設のランドリーには使用不能なガス式の洗濯機が置かれたままにされており、名古屋市にも報告がされていなかった。

【指摘】 指定管理者

使用することができなくなった貸付備品については遅滞なく名古屋市に通知するべきである。

【指摘】 健康福祉局介護保険課

指定管理者が使用することができなくなった貸付備品について遅滞なく名古屋市に通知するよう指導を徹底すべきである。

エ 貸付備品について

【事実関係】

貸付備品の管理に関する事務取扱要領第 4条では、「貸付備品を借り入れたとき、並びに破損、変質その他の理由により貸付備品を名古屋市に返還したとき、又は貸付備品を亡失し、第10の規定により報告書を提出したときは、そのつど物品関係内訳書（別記様式）を整理しなければならない。」と定められているが、現地視察の結果、物品関係内訳書に記載された貸付備品と実際の貸付備品に相違があった。

【指摘】 指定管理者

貸付備品の現物実査を行う体制方法を見直すなど、正確な物品関係内訳書を作成できるようにするべきである。

15 名古屋市きよすみ荘

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 2
指定管理者	特定非営利活動法人かくれんぼ
指定期間	令和 2年度～令和12年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 介護保険課
施設概要	敷地面積 6,000.00m ² 延床面積 4,333.79m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 4階建 建設年度 昭和55年度 入所定員 130名（単身 100名、夫婦30名）
設置目的	老人福祉法第20条の 6に基づく軽費老人ホームであり、高齢者である入所者に、低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜等を供与し、明るい生活を送ることができるようすることを目的とした施設である。

(1) 概要

きよすみ荘は、老人福祉法第20条の 6に基づいて設立された「軽費老人ホーム」であり、一人暮らしや家庭の事情などにより、自宅で生活できない自立した高齢を対象として、低額な使用料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設である。

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 入所者の入所許可に関する事務
- ② 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関するこ
- ③ 施設の維持管理及び修繕に関するこ

- ④ 施設の使用料の徴収に関すること
- ⑤ その他管理運営に必要な業務

(2) 指定管理料・利用状況

項目	説明
指定管理料	183,389,872円（令和6年度）
利用状況	単身100名、夫婦2名（R7.9.5時点）

(3) 監査の結果及び意見

ア 備品管理について

【事実関係】

備品管理については、軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の管理業務に関する基本協定書第22条 3項及び軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の管理業務の仕様書第21条 2項によれば、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に規定する貸付備品の管理の例により行うものとされている。

また、上記要領の第 3によれば、「貸付備品には、備品小票（規則第97号様式）を付してこれを整理するものとする。」と規定される。

しかし、現地視察の結果、施設内の備品について、備品としての申請漏れにより備品小票が貼付されていないものが存在した。

【指摘】 指定管理者

当該小票は、物品確認のために添付貼付が求められており、これを基に喪失などの事実を確認するものであるため、指定管理者において市に対して備品の申請した上で、速やかに貼付を行うべきである。

【意見】 健康福祉局介護保険課

市の「指定管理者制度の運用に関する指針」では、市において、適切な指定管理業務を実施しているか評価することと定められている。また、市が作成する評価シートの評価結果における維持管理の欄には「備品の管理」も記載されている。

そのため、指定管理者が適切に備品の管理を行っているかを評価するためにも、指定期間の満了時など適当な時期に現地に赴いた上で、当該小票の貼付状況を確認し、備品台帳と突合することが望ましい。

イ 不用備品や残置動産類の処分について

【事実関係】

不用備品の取扱いについては、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」の第 6によれば、「受託者は、貸付備品が破損、変質その他の理由により使用することができなくなったとき、又は使用しない貸付備品があるときは、その旨を名古屋市に通知し、名古屋市が指示する取扱いの方法に従わなければならぬ。」とされている。

きよすみ荘では、施設の敷地内に存する小屋に、指定管理者制度導入以前の物品、過去の指定管理者が残置した物品（指定管理業務で作成された書類を含む）、利用していない物品、元入居者の残置物等が相当数保管等されていた。



① 自転車



② ゴルフ道具



③ 流しそうめん道具



④ 卓球台



【意見】指定管理者

利用していない物品のうち、備品については、名古屋市に遅滞なく通知するべきである。また、その他の物品についても相当期間、利用していないのであれば、処分することが望ましい。

【意見】健康福祉局介護保険課

指定管理者において、小屋内の動産類について整理しなければならないと考えていたようであるが、指定管理者制度導入以前から存在する物品や前指定管理者が残置した物品等が残っていることからすると、市と指定管理者との間での備品の扱いについての協議が十分に実施できていなかったと考えられる。そのため、指定管理者が使用することができなくなった貸付備品について遅滞なく名古屋市に通知するよう指導するのが望ましい。

【意見】健康福祉局介護保険課

今回の施設内に存在する動産類の処分には相当な費用を要するものと想定され、また、指定管理者制度導入前の物品も含まれていることを踏まえ、その費用負担については、市と指定管理者との間で協議して定めることが望ましい。

ウ 使用料徴収委託について

【事実関係】

指定管理業務には、施設の使用料の徴収が含まれているところ、この使用料の徴収に関する事務の委託は、年度協定書において、その徴収事務の委託及び処理を規定している。

【意見】健康福祉局介護保険課

使用料の徴収又は収納を指定管理者に委託する場合は、市の事務として、歳入の調定、私人に委託する旨の告示及び公表（地方自治法施行令第 158条第 2項）をする必要がある。また、公金の徴収事務は、指定管理者としての業務とは別に、地方自治法第 243条の 2に基づく委託契約の締結が必要となる。

本件では、年度協定書において、その徴収事務の委託を規律しているが、使用料の徴収委託は指定管理者制度に基づくものではないため、指定管理に係る協定書によるべきではなく、別途、使用料徴収委託契約を締結するのが望ましい³。

エ 防犯カメラについて

【事実関係】

軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の管理業務の仕様書第30条第1項によれば、「きよすみ荘に設置された事故の防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的として、特定の場所に継続的に設置され、かつ特定の個人を識別できる画像を撮影し記録する機能を有するもの（以下、「管理用カメラ」という。）の設置及び運用については、・・・「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成19年9月10日施行）の趣旨に従い実施するものとする。」とされている。

そして、上記指針の第7条によれば、「録画画像の保存期間は、2週間以内の必要最小限の期間とする」と規律されている。

他方、きよすみ荘では、複数の防犯カメラが設置されていたが、録画画像の保存期間については定めておらず、順次上書きされているとのことであった。

【指摘】指定管理者

上記指針が存在するが、この指針が徹底されていないため、個人情報の適切な管理の観点からも、保存期間を2週間以内の期間と定めて、適切な個人情報管理に務めるべきである。

【意見】健康福祉局介護保険課

指定管理者が適切に個人情報の管理を行っているかを確認するため、現地に赴く等により、録画状況を確認することが望ましい。

³ 愛知県指定管理者制度ガイドライン（2025年3月）123頁においても、別途徴収事務委託契約を締結する記載が存する。

才 入所者の喫煙について

【事実関係】

名古屋市老人福祉施設条例施行細則第 8条 1号によれば、入所者は、火気の取扱いに注意し、就寝後の喫煙等をしないこととされている。

施設には喫煙所が設けられているところ、現地視察において、就寝時間をむかえて電気を消灯するなどした後も喫煙室を利用している入所者が存在することであった。

【意見】指定管理者

市の条例施行細則に従い、消灯後の喫煙室の利用については、入所者に対して、注意喚起を行うことが望ましい。

カ 事務費・事業費の区分について

【事実関係】

当該施設に関する指定管理料は、基本協定書第 8条、年度協定書第 3条において記載され、年度協定書では下記のように記載されている。

(指定管理料)

第 8条 甲は、乙の管理業務の執行に対して、指定管理料を支払うものとし、指定管理料の詳細については、年度ごとに別途締結する年度協定書において定めるものとする。

- 2 指定管理料は、人件費、管理費及び事業費に区分する。
- 3 人件費、管理費及び事業費の間においては、原則として、相互流用することができない。ただし、管理費と事業費の間については、給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されている等、入所者処遇が適正である場合に限り、相互流用することができる。
- 4 人件費、管理費は定額払い（以下「定額払分」という。）とし、事業費は概算払い（以下「概算払分」という。）にて支払うものとする。

[年度協定書一部抜粋]

(経費区分及び経費の積算)

第12条 経費区分については、社会福祉法人会計基準の区分によるものとする。また、経費の積算については、別記 1「経費の積算基準」を参考にして行うものとする。

[仕様書12条]

(別記 1)

経費の積算基準

1 委託料の積算期間について

平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日までの期間に係る事業実施に必要な経費を委託料として積算すること。

2 委託料の内訳について

委託料は、人件費、管理費（事務費）、事業費で区分して積算すること。

3 人件費について

法人の給与規定に基づき必要な経費を積算すること。

4 管理費について

ア 施設維持管理費に必要な経費を積算すること。

イ 食事提供業務を委託する場合の経費は管理費で計上すること。

5 事業費について

ア 入所者の処遇に必要な経費の総額については、別記 2のとおりとすること。

イ 事業費の単価については、国基準の変更により、変更を行う場合がある。また、入所実績に応じ、年度ごとに積算を行う。

[仕様書別記 1]

ここで、人件費と管理費は定額払分として過去実績等に応じて定額で支払われるのに対し、事業費は概算払分として、概算払いの後、当該年度の実績に応じて精算されるものとなっている。精算は、経費の積算を行った概算払金額と決算で計算された事業費を比較し、上限を概算払額として計算されている。

現地視察において、施設の総勘定元帳を確認したところ、事業費（委託費）の中に、当該施設の税務会計にかかる委託料が計上され、この金額を基とした精算がおこなわれていた。

事業費か事務費かの区分は、仕様書12条に定められるように、社会福祉法人会計基準の考え方によるものとされており、基本的には、事業費は利用者の処遇に直接要する費用であり、管理費は本部や施設運営事務にかかる費用であると考えられる。少なくとも、経理に関する費用は事務に係るものであり、事業費とするべき性質ではない。

【指摘】指定管理者

当該費用については管理費（事務費）として計上するべきものであり、処理方針を改めるべきである。

【指摘】健康福祉局介護保険課

当該内容は、精算時において確認されるべき内容である。精算時の確認手法について再度検討の上、令和6年度の指定管理料について、対応の是非を判断する必要がある。

キ 夫婦部屋の稼働率について

【事実関係】

夫婦部屋は15部屋存するが、現地視察では1部屋しか利用されていない状況であった。

なお、健康福祉局介護保険課より、現状においても夫婦部屋を単身者用として利用することは可能であるとの見解が示されている。

【意見】指定管理者

健康福祉局介護保険課より、上述したように夫婦部屋を単身者用として利用できるとの見解が示された。

そのため、夫婦部屋を単身者用の部屋として利用する等、夫婦部屋の稼働率を向上させる方策を検討されたい。

【意見】健康福祉局介護保険課

夫婦部屋の稼働率向上のため、指定管理者に対し、上述した健康福祉局介護保険課の見解を改めて周知するのが望ましい。

16 名古屋市緑寿荘

項目	説明
所在地	名古屋市守山区小幡北1902番地
指定管理者	社会福祉法人九十九会
指定期間	令和 5年度～令和14年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 介護保険課
施設概要	敷地面積 9,355.98m ² 建 物 3,372.42m ² 構 造 鉄筋コンクリート造3階建 施設内容 居室、静養室、集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、相談室 定 員 100名（全室個室）
設置目的	老人福祉法第20条の6に基づく軽費老人ホーム（A型）であり、ひとり暮らしや家庭の事情などにより家族と一緒に生活できない自立した高齢者の方に、低額な使用料で、健康で明るい生活を行ってもらうことを目的とした施設である。

(1) 概要

緑寿荘は、老人福祉法第20条の6に基づいて設立された「軽費老人ホーム」であり、名古屋市の北東部にある小幡緑地公園に隣接し、周辺は緑の宝庫で居室から野鳥の囀りが聞こえ、四季折々の風景の中で散策が満喫でき、都会では楽しめない閑静な住環境下で過ごすことのできる環境とされている。なお、現在の指定管理者が平成23年4月1日から運営管理にあたっている。

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 入所者の入所許可に関する事務
- ② 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関すること
- ③ 施設の維持管理及び修繕に関すること
- ④ 施設の使用料の徴収に関すること
- ⑤ その他管理運営に必要な業務

(2) 指定管理料・利用状況

項目	説明
指定管理料	180,833,224円（令和6年度）
利用状況	男性39名、女性55名、計94名（R7.3.31時点）

(3) 監査の結果及び意見

ア 指定管理期間について

【事実関係】

現在の指定管理者は、①平成23年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで（当初は令和 3年 3月31日までの10年間の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和 5年 3月31日まで 2年間延長された）、および②令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日まで、いずれも10年間の指定管理期間が設定されている。

ヒアリングの結果、軽費老人ホームは入所者の生活の場であり、継続的な支援が必要であるため、庁内での協議も経て、10年間の指定管理期間を設定しているとのことであった。

この点、平成21年 3月作成（令和 7年 4月改定）の名古屋市「指定管理者制度の運用に関する指針」では、「指定期間は原則として 4年間とする。ただし、施設の特性等を鑑み、施設所管局の判断により、弾力的に 3年間もしくは 5年間とすることも可能とする。また、合理的な理由がある場合には、3年から 5年以外の期間を指定期間とができるものとする。」とされ、「合理的な理由」に該当する事由の例示として、「入所型の社会福祉施設などで、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が特に必要となる場合」が挙げられている。

また、「5年を超える期間を指定期間とする場合、長期間とすることによる効果、社会経済情勢の変化への対応、競争性の確保等を勘案し、10年間を指定管理期間の目安とする」とされている。

さらに、「3年から5年以外の指定期間とする場合には、その具体的な理由を公表するものとする」、「施設の構造・特性・設置状況等や社会経済情勢の変化により、現行の期間を見直すべき事由が生じた場合には、上記趣旨を踏まえながら、再度、指定期間の検証を行うものとする」とされている。

【意見】健康福祉局介護保険課

指定管理者制度が行政運営にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべく、市民サービスの向上と経費の節減等の効果を目的として導入されていることからすれば、10年間という長期の指定管理期間を継続させる場合には、その都度、指定期間が適切であるか等について検証し、検証結果を記録して保存することが望ましい。

イ 備品管理のあり方について①

【事実関係】

指定管理者は、市との協定書に基づき、管理事務の執行上の必要により市が貸付けた備品について、協定書別添5における「貸付備品の管理に関する事務取扱要項」に従って管理しなければならない。また、同要領第3項では、備品小票（規則第97号様式）を付して整理することが求められている。

現地視察の結果、令和7年度から備品管理の対象が2万円から5万円に変更されたことに伴い、一部の備品には新しい管理番号の記載された備品小票が貼付されていた。

また、備品台帳に登録されていない備品の一部には、指定管理者が独自に作成した備品小票が貼付されていた。

【参考報告】指定管理者

備品台帳に登録されている備品とそうでない備品が一見して明確に認識できため、参考報告とする。ただし、全ての備品について行われる必要がある。

ウ 備品管理のあり方について②

【事実関係】

現地視察の結果、3階北棟に図書コーナーが設けられ、書籍が設置されていた。書籍には、「民生局 緑寿荘」の押印や備品小票が貼付され、一部の書籍の背表紙には管理番号らしき数字の記載されたシールが貼付されていた。また、一部の書籍のみが備品台帳に登録されていた。

ヒアリングの結果、現在の指定管理者が施設管理を始める前から設置されていたものが大半であり、現在の指定管理者が新たに購入したり、持ち込んだものはないとのことであった。また、以前は、定期的に守山図書館から、守山図書館が除却した図書を譲り受け図書を更新したこともあるが、特段の手続は取っていないとのことであった。



〔書棚の状況〕



〔残っている旧民生局の小票及び名古屋市図書館の小票〕

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

一部の図書のみが備品台帳に登録されている理由が不明であり、その他の図書についても、市の所有物であるのか指定管理者の所有物であるのか不明である（少なくとも、市の図書館から除却されて持ち込まれた図書は市の所有物ではなくなっていると思われる）ため、一定のルールを設けて適切に管理することが望ましい。

エ 備品管理のあり方について③

【事実関係】

備品管理については、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に規定する貸付備品の管理の例により行うものであり当要領の第3によれば、「貸付備品には、備品小票（規則第97号様式）を付してこれを整理するものとする。」と規定される。

しかし、現地視察の結果、施設内の備品について、備品小票が貼付されていないまたは古いもの（CD・DVDプレーヤー、マイク台、1階寮母室冷蔵庫、1階宿直室ロッカー等）、備品台帳に登録されていないもの（CD・DVDプレーヤー、マイク台、1階寮母室冷蔵庫、1階宿直室ロッカー、非接触型の体温測定器等）、及び備品台帳の記載が不正確であるもの（2階集合室スピーカー等）が発見された。



[小票の無いまたは古い備品（冷蔵庫・体温測定器・マイク台）]

【指摘】指定管理者・健康福祉局介護保険課

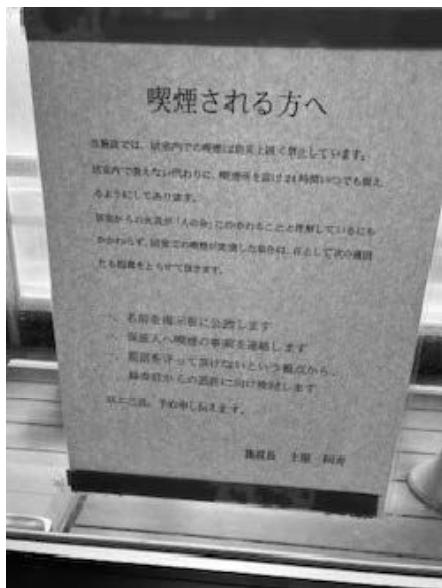
物品管理のために備品台帳への登録、および備品小票の貼付を行うことが求められているため、正しく登録した上で、貼付すべきである。

オ 入所者の喫煙について

【事実関係】

現地調査の結果、2階と3階にそれぞれ喫煙所が設けられ、24時間利用が可能となっており、その旨の案内文も掲載されていた。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則第8条1項では、「入所者は、火気の取扱いに注意し、就寝後の喫煙等をしないこと」とされている。



【意見】指定管理者

市の条例施行細則に従い、消灯後の喫煙室の利用については、入所者に対して、注意喚起を行うことが望ましい。

カ 災害備蓄品の管理について

【事実関係】

現地調査の結果、1階の倉庫2ヶ所に災害備蓄品がそれぞれ2日分と3日分が整然と保管されており、献立表も掲示されていた。



[倉庫における災害備蓄品の保管状況]

【参考報告】

災害発生時に備えて平時から適切に準備されており、倉庫の保管状況も整然とし、他の施設の模範となりうる状況であったため、参考報告とする。
他施設においても当該状況を参考に行われることが望まれる。

キ 医薬用外劇物の保管について

【事実関係】

現地調査の結果、1階倉庫に風呂場で使用する掃除道具と一緒に医薬用外劇物である「ショウクリーナSS-114」（性状／酸性液体、主成分：塩酸）が保管されていた。

ヒアリングの結果、いつ、誰が購入したものか不明であり、少なくとも現在の指定管理者は使用したことがないとのことであった。

医薬用外劇物は、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第11条により、保管場所は、鍵のかかる丈夫なものとし、他の物と区別された専用の場所に保管することが求められている。また、法第12条により、保管場所には「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしなければならない。



[保管されていた医薬用外劇物]

【指摘】指定管理者

医薬用外劇物は、毒物及び劇物取締法を遵守して保管しなければならない。現状では、保管場所が区分されず、その表記も無いため、継続して保管する場合には同法を遵守する必要がある。

ク 目的外使用について①

【事実関係】

現地視察の結果、2階和室が専ら入所者に対する有料のマッサージ室として利用されており、施設に出入りする特定のマッサージ師の所有物が残置されていた。

また、机の上には、記入済みの鍼灸療養用の同意書や作成済みの鍼灸治療費請求書兼領収書が残置されていた。

ヒアリングの結果、マッサージ室として利用するにあたり、特段の手続は取られていないとのことであった。



[和室の状況]

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

施設の一部をマッサージ室として使用すること自体は、施設入所者の利益に適うものと考えられるが、マッサージ師が有料で営利行為を行うものであるため、目的外使用許可等の適切な手続を履践することが望ましい。

【指摘】指定管理者

現地視察において、当該和室を確認した所、当日はマッサージ日では無く、部屋は空いていない状況にあったが、机上に利用者の氏名住所など記載された同意書や請求書が置かれていた。また、別の卓上には、未使用のレターパックが置かれていた。

当該部屋は施錠されていたものの、この部屋は左写真の左側よりふすまで別の部屋につながっており、この部屋から入ることは可能な状況にあった。

自由に侵入可能な部屋の机上に個人情報を置くことは、個人情報保護法の問題にあたり、指定管理者はマッサージ師に対し厳しく指導を実施する必要がある。

また、レターパックなどの換金性の高いものについても、盗難リスクがあり、盗難があった際、管理者の責任問題に発展しかねない。当該状態も合わせて指導するべきである。

ケ 目的外使用について②

【事実関係】

現地視察の結果、1階にマルシェ開催のチラシが掲示されていた。

ヒアリングの結果、現地視察時は開催されていなかったものの、定期的に特定の業者が出入りし、2階集合室を利用して、マルシェが開催されているとのことであった。また、マルシェ開催にあたり、特段の手続は取られていないとのことであった。



[マルシェ開催のチラシ]

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

施設の一部をマルシェとして使用すること自体は、施設入所者の利益に適うものと考えられるが、これは有料で営利行為を行うものであるため、目的外使用許可等の適切な手続を履践することが望ましい。

コ 隣地の立木の枝の越境について

【事実関係】

現地調査の結果、施設の敷地内に隣地の立木の枝が越境しており、施設の非常階段の一部を覆っていた（下写真、左側のフェンスより右が敷地内）。



[敷地外の樹木が敷地内に張り出した状況]

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

立木の枝が折れる等して非常階段を塞ぐ事態や施設入所者が負傷することも想定されるため、速やかに隣地所有者に越境した枝を切除するよう要望するところが望ましい。

サ 不用設備等の処分について

【事実関係】

現地調査の結果、施設の敷地内に使用されていない焼却炉が設置されていた。ヒアリングの結果、指定管理者から市に対して撤去等の要望をしたことはないとのことであった。



[使用していない焼却炉]

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

不要な設備の残置は、敷地の有効利用に反するものであり、また施設入所者が負傷する原因にもなり得るため、市に遅滞なく通知し、協議の上処分することが望ましい。

シ 不用品の処分について

【事実関係】

現地調査の結果、敷地内の自転車置場に、既に亡くなった施設入所者が使用していた自転車が複数台残置されていた。

ヒアリングの結果、相続人が不在の施設入所者や、遺品の引継ぎの出来ない施設利用者が亡くなった場合に残置された施設利用者の私物の取扱方法については、特に定まっていないとのことであった。

入所契約書には、契約終了後の入所者の所有物について、保証人がいる場合は保証人が引き取る旨の記載があり、現地調査時に確認できた残置物は、全て保証人がついていた入所者の所有物であった。



[残置自転車]

【指摘】指定管理者

保証人がいる場合には、入所契約書に従い、保証人に引き取ってもらうべきである。

なお、保証人がいない場合や相続人不明の場合であっても、亡くなった施設利用者の私物を残置することは市の財産の有効活用に反するため、処分するための方法を定め、速やかに運用することが望ましい。

ス 施設内の任意団体の運営について

【事実関係】

現地調査の結果、施設内に任意の施設利用者で構成される任意団体が発足しており、ボランティア活動を通じて地域社会に貢献することを目的として運営されていた。

ヒアリングの結果、指定管理者の職員は当該団体の構成員ではないが、事実上、当該団体の金銭管理等の事務手続を業務時間内に行っているとのことであった。

また、当該団体には、ボランティア活動等による内職収入があり、毎年度、繰越金が発生し、令和 6年度末時点において一時的に預金残高が生じているも

のの、その取扱方法は団体規約に定められていない。ただし、実際には、団体の活動により得た収入は全額寄付しているとのことであった。

【意見】指定管理者

当該任意団体の取り組み自体は素晴らしいものであるため、指定管理者の職員が業務時間内に当該任意団体の事務作業を行うことを許容するための根拠規定を明確に定めることが望ましい。

また、多額の預金残高が生じることは望ましくないため、使途等を含めた取扱方法を団体規約等で明確に定めることが望ましい。

17 名古屋市寿荘

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市天白区植田2丁目201番地
指定管理者	社会福祉法人 八起社
指定期間	令和5年度～令和14年度末
選定方法	公募
所管課	健康福祉局 介護保険課
施設概要	敷地面積 14,660.93m ² (借地) 延床面積 8,782.07m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 3階建 (一部平屋、2階建) 入所定員 養護老人ホーム250名 ※入所定員とは別に高齢者短期入所ベッド確保等事業専用に4床がある。
設置目的	老人福祉法第20条の4に基づく養護老人ホームで、老人福祉法第11条第1項第1号の措置に書ける者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

(1) 概要

名古屋市寿荘は、老人福祉法上の養護老人ホームであり、入所できるのは、65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難で所得額が一定の基準以下の者である。

(2) 沿革

昭和27年 生活保護法に基づく養老施設「寿寮」として設置

昭和30年 増築により定員増

昭和38年 老人福祉法の施行に伴い、養護老人ホームとなる
昭和47年 増改築により定員増
平成2年 現在地へ移転し、「寿荘」と改称
平成25年 「寿荘」の指定管理制導入に伴い、1期目から社会福祉法人八起
社が指定管理者となり、現在に至る。

(3) 指定管理料（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	479,848,053円

(4) 施設の現在の状況

定員は 250名であり、ほぼ満床状態が続いている。
退所事由の多くは、入所者の自立生活レベルが低下して、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）入所が必要なほどの介護度になったことによる他施設移転が多い。もっとも、特養は身元保証人を求めるところが多く、これが理由となって特養入所に至らない場合もある。こうしたことから、寿荘においては、身元保証人となる身元保証会社に依頼できるよう、入所者の手持ち資金管理をしている実態がある（実質的に社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業的な業務を担うこともある）。

なお、寿荘には、指定管理外とはなるが、緊急保護事案に備えた部屋が 4床ある。

(5) 監査の結果及び意見

ア 指定管理期間の公表

【事実関係】

名古屋市の指定管理者指針において、指定管理期間は原則として 4年間とされ、ただし、施設の特性等を鑑み、施設所管局の判断により、弾力的に 3年間もしくは 5年間とすることも可能とされている。また、合理的な理由がある場合には、3年から 5年以外の期間を指定期間とすることができまするものともされ

ている。そして、3年から5年以外の指定期間とする場合には、その具体的な理由を公表するものとすることとされている。

寿荘の指定管理期間は10年とされているが、その具体的理由の公表はない。

【指摘】健康福祉局介護保険課

指定管理期間が10年とされている具体的理由の公表をすべきである。

なお、寿荘においては、約250名もの入所者がいる大規模養護老人ホームであり、相当な管理運用ノウハウがなければ、適切な事業運営は不可能と思われる。そのため、3年から5年という期間で事業者が転々とすることは、法が当該施設の設置を要請する趣旨や入所者の利便性の見地からして望ましいことではないと思われる。その意味で、指定管理期間を長期間に設定することには十分合理性が認められるものと考える。

イ 備品管理のあり方

【事実関係】

指定管理者は、市との協定書に基づき、管理事務の執行上の必要により市が貸付けた備品について、協定書別添5における「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に従って管理しなければならない。そして、同要領第3項では、備品小票を付すことが求められている。しかし、現地視察の結果、施設内の備品について備品小票の貼付の無いものがあった。

【意見】指定管理者

当該小票は、物品確認のために貼付が求められており、これを基に喪失などの事実を確認するものであるため、速やかに貼付を行うことが望ましい。

【意見】健康福祉局介護保険課

市においても、指定管理者が適切に備品管理を行っているかを確認するため、指定期間の満了時など適当な時期に、現地に赴いた上で、当該小票の貼付状況を確認し、備品台帳と突合することが望ましい。

ウ 中庭の私的利用

【事実関係】

寿荘には中庭があるところ、1階の個室は、そのベランダから直接中庭への出入りが可能となっている。そして、その中庭に面した1階の個室の入所者が私的に花を植えるなどして花壇として利用されている。

【意見】 指定管理者

中庭に植えられているものは花などであり、寿荘としての品位を損なうものではないとは思われるが、一部分とはいえた中庭の私的利用を容認することは入所者間の公平性を欠くことから、こうした中庭の利用方法について、上記の問題点をクリアするような方策を検討することが望ましい。

エ 大規模災害時の備え

【事実関係】

寿荘は、定員 250名という大規模養護老人ホームであることからすると、大規模災害が発生した場合、少なくともその人員対応の想定も必要となり、寿荘では、災害用の簡易トイレなどの備品購入をするなど、随時、名古屋市との協議のうえ対応は進めている。また、停電時の非常用発電機について、現在は火災時に消防設備が確実に作動するようことを目的として設置されているものの、災害時に入居者へ対応していくには容量が不十分なようである。

【意見】 健康福祉局介護保険課

予算にも関わる内容であるものの、入居者への対応も含めた十分な発電容量などを検証するなど、大規模災害発生時の対応についても検討することが望ましい。

18 名古屋市笹島寮

項目	説明	
所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目9番22号	
指定管理者	社会福祉法人 芳龍福祉会	
指定期間	令和7年度～令和11年度末	
選定方法	公募	
所管課	健康福祉局 保護課	
施設概要	敷地面積 1,643m ² 延床面積 3,024m ² 構 造 鉄筋コンクリート造地上4階建 定 員 更生施設 60名 自立支援事業なかむら 74名 (男性60名 女性12名 自立支援住宅2名)	
設置目的	<p>【更生施設笹島寮】</p> 生活保護法第38条に基づき、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。	<p>【自立支援事業なかむら】</p> 生活困窮者自立支援法第3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者（ホームレス等）の就労等による自立を支援する事業を実施する

(1) 概要

名古屋市中村区にある名古屋市笹島寮は、生活保護法に基づく更生施設と、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び居住支援事業（シェルタ一事業）を行う施設が併設された施設である。

(2) 沿革

昭和21年 7月 短期宿泊施設名古屋寮として事業開始

昭和21年10月 設置・運営を名古屋市に移管、生活保護法上の施設として認可

昭和22年 4月 日雇労働者等の宿所提供的施設として蘇鉄寮が現所在地にて事業開始

昭和26年 7月 施設種別を宿所提供的施設に変更

昭和37年 1月 名古屋寮、蘇鉄寮の 2施設を統合、簡易宿泊所笹島寮
(定員 220名) として事業開始

平成元年 8月 施設老朽化に伴う全面改築工事に着手 (平成4年4月竣工)

平成15年10月 施設種別変更のための改修工事着手

平成16年 4月 施設種別を更生施設に変更するとともに、指定管理者として社会福祉法人芳龍福祉会を指定。併せて、自立支援事業なかむらの事業開始 (同年 5月10日より受入開始)

平成18年 4月 通所訪問事業開始

平成25年 4月 自立支援住宅事業開始 (自立支援事業の付帯事業)

(3) 指定管理料・利用状況 (令和6年度)

項目	説明
指定管理料	137, 449, 000円

令和 7年 4月 1日時点における利用状況は以下のとおりである。

区分		利用定員	現在員
更生施設	男性	60人	23人
	通所	25人	19人
自立支援事業	男性	60人	15人
	女性	12人	8人
	自立支援住宅	2人	2人
	自立支援事業合計	74人	25人

(4) 監査の結果及び意見

ア 備品台帳と現物の齟齬について

【事実関係】

指定管理者は、市との協定書に基づき、管理事務の執行上の必要により市が貸付けた備品について、協定書別添 6における「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に従って管理しなければならない。そして、同要領第 6項では、備品小票を付すことが求められている。

しかし、現地視察の結果、備品台帳において記載される備品番号と備品小票に記載される番号が異なるもの、洗濯機や碁盤など台帳記載のものであるのか不明であり、品名や受入年月日などで推測するものが複数あった。

【意見】指定管理者・健康福祉局介護保険課

備品番号は台帳と現物を紐づけるものであり、これにより現物管理がなされるべきものである。小票が古く、指定管理導入以前よりこの状況であったものと推察されるが、物品管理の視点からは一度備品番号等を精査し、小票の再発行など必要な対応を全物品において行うことが望ましい。

イ 備品等購入の必要性について

【事実関係】

現地視察の結果、1階の倉庫内に平成16年度に取得したと思われる会議用テーブルについて、段ボールが一度も開けられていない状態で保管されていた。ヒアリングの結果、現在の指定管理者が管理を始めた頃には既に存在していたとのことであった。

【意見】健康福祉局保護課

平成16年度に取得されたものは現在の指定管理者の責任ではないものの、備品を購入する際には、購入費用が無駄になることがないよう必要性を十分に考慮した上で決定することが望ましい。

ウ 預かり金品等の適正管理について

【事実関係】

指定管理者の定める「入所者預り金管理要領」において、事務局キャビネットでの預り金の上限は 1万円とし、これを超える場合は寮長のキャビネットへ移動させ保管する旨の定めがある。しかし、現地視察において事務局キャビネット内に保管されている入居者預り金を確認すると、複数の入所者について、1万円を超える預り金が保管されていることが確認された。

【指摘】 指定管理者

現金や通帳等の貴重品は、紛失、盗難、横領等を避けるため適切に管理される必要があり、そのために預り金管理要領が定められているのであるから、同要領に従って管理しなければならない。

【事実関係】

入所者からの預り金については、入所する際、所有する現金や通帳・キャッシュカードなどを事務局において預かることとなっている。入所者は生活保護を受けるものであり、その収入管理が適当であると判断されるもの、または本人の希望により管理を行っている。

また、預り時においては金品管理依頼書を記載し、預かりの手続としている。

【指摘】 指定管理者

入所時において入所者が金品管理依頼書を記載し該当するものを預かることになるが、入所後追加的に依頼があった場合（例えば預り通帳が増えた場合など）には特段の依頼書を受けることなく、受け入れ管理簿に記載しているのみとなっている。金品管理依頼はその預りの証跡となるものであり、適時更新や追加提出を求める運用をすべきものと考えられる。

エ 消火器の設置場所について

【事実関係】

現地視察の結果、建物 1階の廊下の奥行きのない棚の上に、落下防止措置が講じられないまま消火器が設置されていた。

ヒアリングの結果、消防署の点検において指摘されたことはないとのことであった。



[落下防止措置のない消火器]

【意見】 指定管理者

消防署から指摘がされていないとしても、消火器が落下した場合に通行人と接触するおそれがあるため、落下防止のための措置を講じることが望ましい。

オ 残置物の保管について

【事実関係】

現地視察の結果、建物 3階の喫煙室内に所有者不明のライター数個と 5円玉 1枚が残置されていた。



【意見】指定管理者

ライターは危険物であり、また少額であっても金銭が放置されることは入所者とのトラブルの原因となり得るため、指定管理者において定期的に施設内の見回りを行い、所有者不明の物品が放置されることのないようにすることが望ましい。

力 施設所在地の利用について

【事実関係】

施設の建物は、昭和21年に事業が開始されて以降、平成元年から平成4年4月にかけて、施設老朽化により躯体部分を含めた全面改築工事が行われているものの、その後さらに約33年が経過している。また、建物の躯体の他に、ボイラー施設等も老朽化している。

【意見】健康福祉局保護課

本件施設は名古屋の中心地に所在しているおり、不動産（土地）としての価値は極めて高いと思われることから、将来的に施設の大規模修繕・建て替えを検討するに際しては、施設を移転させることも含めて、市の財産を最大限有効活用できるようにすることが望ましい。

キ 個人情報の管理

【事実関係】

現地視察において施設の事務所内を確認したところ、居住者の名簿が事務室の机上において管理され、キャビネット等での保管状況になかった。

【意見】 指定管理者

名簿には居住者の氏名・生年月日などの個人情報が記載されており、これらの漏洩や盗難リスクに備えるため、鍵のかかるキャビネット等において保管されることが望まれる。

19 名古屋市五条荘

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市南区五条町 3丁目 1番地
指定管理者	社会福祉法人名古屋厚生会
指定期間	平成30年度～平成9年度
選定方法	公募
所管課	子ども青少年局 子ども福祉課
施設面積	敷地面積 1,574.96m ² 建築面積 787.51m ² 延床面積 1,707.28m ²
設置目的	児童福祉法第38条に基づく母子生活支援施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童（以下「母子等」という。）を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。

(1) 概要

五条荘は、配偶者のない母親とその子どもを入所させて保護するとともに、その世帯の自立に向けて必要な支援をする施設である。

指定管理者が行う業務は (1)母子等の保護及び自立の促進のための生活の支援に関する事 (2)退所した者について相談その他の援助に関する事 (3)五条荘の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く）に関する事 (4)災害や事故等、緊急時の対応に関する事 (5)指定期間終了による業務の引継ぎに関する事 (6)その他名古屋市長が定める業務、である。

(2) 指定管理料・利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	99,202,430円
年間入退所実績	入所 5世帯13人、退所 5世帯11人

(3) 監査の結果及び意見

ア 使用不能居室について

【事実関係】

全30居室（うち1室は名古屋市母子等緊急一時保護事業用）のうち 1室を貸出用備品の倉庫として使用しており、本来の目的に使用できていない状態が 3～4年続いている。従前使用していた屋上倉庫が雨漏り修繕時に撤去となり、その後消防法の観点から同所には新設できず、市と協議した結果、ここ数年は満床の状態ではないため、居室の倉庫利用を決めたとのことである。

【指摘】子ども青少年局子ども福祉課

指定管理者としては、この状態が良くないことは認識しているが、建物内、敷地内に倉庫を新設することが困難であり、近隣のコンテナ倉庫は津波浸水地域であることから借りることもできない状態であるとのことである。また、内容物が貸出用備品であることから緊急利用に備え、遠方の倉庫を借りることは非現実的である。この状態は指定管理者のみで解決できる問題ではない。担当課においては近隣にある市の施設に相談するなどし、早急に解決に動くべきである。もしどうしても解決できないということであれば、居室としての登録をやめ、倉庫とすべきである。

イ 鍵の管理について

【事実関係】

施設のマスターキーは 1組、事務室に常備されており、使用時に持ち出し、速やかに返還するため管理簿等での管理はされていない。また、居室の鍵については外出時に事務室に預ける規定になっており、その預かった鍵は窓口下のオープン棚に保管されている。

【意見】指定管理者

事務室内に保管されているが、事務室に入るドアが日中施錠されておらず、その気になれば入れてしまう状況であるため、現在の状態は望ましくない。マスターキーに関しては簡易的な管理簿（例えば、時間、出入のサインを書き込める表を貼っておく）を使用するなどすることが望ましい。居室の鍵を置く棚については、ふたをつけるなどワンアクションでは取れないようにされることが望ましい。

ウ 備品管理について

【事実関係】

平成22年の指定管理開始時に貸与されたもの備品については管理されていたが、それ以降市からの貸付備品が全く増減していない。入居者への貸与備品など施設運営に必要な備品については指定管理料から購入したもの、法人として購入したものがあり、いずれも法人の物品台帳に記載されている。

施設内は指定管理者が法人として購入し管理している備品（基本協定書28条1項 2号による任意購入品）が大多数であり、指定管理者が変更となった場合、今の状態ではその備品について買い取る（または、指定管理者からの寄付を受ける）などの措置が必須となる。

この状況は、①指定管理者が協定以上の負担を負っている②公の施設運営に必要な資産が施設に充足されない可能性がある③これらにより指定管理者変更の足かせになりかねないといった問題点があり、状況によっては最少の費用により最大の効果を得るという指定管理者制度の趣旨に反する可能性がある。

【指摘】指定管理者・子ども青少年局子ども福祉課

本来、貸与貸付備品の更新は、市の負担によりなされるべきものであり、市及び指定管理者はこの点を理解し必要な手続とともに備品更新を行う必要がある。また、すでに指定管理者の負担により更新された備品が存在する点について、市においてはこの状況を軽視せず、対応策を準備しておくべきである。

エ 預り金の処理について

【事実関係】

入所者が使用した水道料金の実費分と町内会費の預かりを指定管理者が行つており、その入出金は指定管理者の帳簿に記録されている。また、領収書等には五条荘印を押印するが、印鑑使用時の上席者確認印が長期間にわたり漏れていた。

【指摘】 指定管理者

指定管理者においては適切に管理されるべきである。

オ 第三者評価結果の反映について

【事実関係】

指定管理者は当該移設の運営・管理にあたり、社会的養護施設として福祉サービス第三者評価を3年に1度受けている。

当該評価においては具体的な評価項目を定めるとともにa～c（aについては対応が十分なされているという判断であり、cについては対応が十分になされていないと判断となっている）の評価が行われる。

当該施設の評価結果の閲覧及び評価結果を受けた対応について確認したところ、「職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。」という項目において 2回連続でc評価となっている状況や令和 5年度の評価において「母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組みを行っている。」という項目では満足度調査を実施しているものの、コメント欄がないため、具体的な意見の把握が難しいとの指摘がなされている。一方で、現状の満足度調査の実施に当たってもコメント欄は設けられていない状況が認められた。

なお、当該第三者評価を受ける年度においては評価を受けるためのコストに対応して、名古屋市からの指定管理料が増額されているとのことであった。

【意見】指定管理者・子ども青少年局子ども福祉課

第三者評価を受けるためのコストが指定管理料で充当されている事実を踏まえると、指定管理者としては第三者評価による指摘事項等を反映した事業運営に取り組むべきであり、市においても第三者評価の指摘内容を確認したうえで指定管理者を指導することが望まれる。

力 人員配置について

【事実関係】

業務仕様書においては母親等の保護、生活支援、自立支援等の援助全般に携わる職員（母子支援員）を 4名常勤により配置としているが、現地訪問時においては職員の退職により 3名体制となっていることであり、人員定数を満たしていない状況であった。

【意見】指定管理者

現状では職員が退職した後の人員補充となっている状況が認められるため、職員の退職意向等を踏まえて、サービスの低下を招くことがなく必要な人員定数が満たされるように、今後は採用計画の立案と実行をする必要がある。

20 名古屋市青少年交流プラザ

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市北区柳原 3丁目 6 番 8号
指定管理者	トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体
指定期間	令和 5年度～令和 9年度末
選定方法	公募
所管課	子ども青少年局 青少年家庭課
施設面積	敷地面積 2,912.17 m ² 延床面積 2,294.97 m ³
設置目的	社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。 都市型の施設である本館と、自然豊かな場所に宿泊機能を備えた分館を一体的に運営し青少年が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる空間を提供するとともに、青少年の交流の拠点としての役割を担う。 様々な事業の企画運営をすることで青少年の意欲に応じた活動を応援する。

(1) 概要

名古屋市北区にある、名古屋市青少年交流プラザは上記目的の都市型施設である本館部分であり、青少年交流の場の提供を目的とする。

無料で開放されるオープンスペースにおいて勉強や読書、仲間とのコミュニケーションに利用でき、ミーティングルームや活動室、100名収容のプレイルームや音楽スタジオなどを有料で貸し出している。また、イベントとして様々な体験プログラムを行っている。

指定管理者は、当該施設運営に係る、施設の利用、使用許可に関する事項、使用料の徴収に関する事項、維持管理修繕、利用案内、利用促進に関する事項等を行う。

(2) 指定管理料・年間利用指標（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	102,416,000円
年間利用指標	利用者数 157,078人（延べ）

(3) 監査の結果及び意見

ア 備品小票の添付について

【事実関係】

「名古屋市青少年交流プラザの管理運営にかかる基本協定書」に基づき、管理事務の執行上の必要により名古屋市が貸付けた備品については、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」により管理される必要がある。当該要領上では、第3項において備品小票を付すことが求められている。

【指摘】指定管理者

現地視察の結果、館内の備品について小票貼付の無いものが散見された。当該小票は、物品確認のため貼付が求められこれを基に喪失などの事実を確認するものであるため、指定管理者は正しく貼付を行うべきである。

イ 物品関係内訳書の更新管理について

【事実関係】

上記「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」第4項において、貸付備品の異動に關しその都度物品関係内訳書（以下台帳）の整理が求められている。また、管理する台帳においては配置場所や納入日を記載することで現物確認が実施しやすいよう記載することとされている。

これに關し現地視察において台帳を確認した所、配置場所の異なるもの、納入日等が異なるもの、現物が確認されず台帳上状態を不明としているものなどが散見された。ヒアリングの結果、指定管理引継時において現物が不明である備品なども多かったこともあり当該状況下にあることである。

【指摘】 指定管理者

現物確認のできない備品が台帳に存在し続けることで、管理の手間も残りかつ実態を表さない資産状況を示すことになるため、名古屋市との協議の上、除却など台帳整理が必要である。

ウ プレイルーム内の私物保管について

【事実関係】

名古屋市青少年交流プラザは公の施設であり、当該施設において私的利用や独占利用は禁止されるべきものである。また、必要がある場合は市への届け出等を必要とするべきである。

施設往査時において、当該施設のプレイルームにおいて市の貸出備品でも指定管理者所有の物品でも無いものが保管されていた。ヒアリングの結果、当該施設で委託している舞台関係の講師の私物であるが、従前より利用されており施設使用許可等の手続の有無は不明とのことであった。

【指摘】 指定管理者

当該物品は施設における舞台講座時に利用するものであり、その利用そのものが否定されるものではない。一方で、特段の申請などが行われていないことは望ましくなく、目的外使用許可の手続をすべきである。



[プレイルーム袖の私物：写真下舞台等]

21 名古屋市営久屋駐車場

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
指定管理者	名鉄協商グループ (構成団体：名鉄協商株式会社、名鉄協商パーキング サービス株式会社)
指定期間	令和5年度～令和7年度末
選定方法	公募
所管課	住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課
施設概要	延べ面積 21,364.74m ² 地上部 67.53m ² 地下1階 10,727.86m ² 地下2階 10,569.35m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 地下2層 収容台数 509台 (うち、自動二輪車専用5台) 出入庫取扱時間 7:00～24:00 出入庫取扱時間外 24:00～7:00
設置目的	市街地における長時間の駐車需要に応じ、もって道路 の効用の保持及び円滑な道路交通の確保を図る

(1) 概要

久屋駐車場は、名古屋市中区栄の繁華街の中にある地下駐車場である。

駐車料金は次のとおりである（但し、一定の場合の減免制度あり）。

- ・ 普通料金（午前7時から午前0時）30分300円（平日のみ最大1,500円）
- ・ 夜間料金（午前0時から午前7時）600円
- ・ 回数駐車券 300円券11枚つづり 3,000円
- ・ 回数駐車券 300円券100枚つづり 27,000円
- ・ 全日定期券 48,600円

- ・ 昼間定期券（午前8時から午後7時30分）33,750円
- ・ 夜間定期券（午後5時30分から午前9時）31,000円
- ・ 平日昼間定期券（平日のみ、午前8時から午後7時30分）23,600円

また、電気自動車用普通充電スタンド（E V・P H E V 200V専用）が2台分用意されていて、規定の駐車料金以外の利用料金はかからない。

（2）指定管理者の変遷

平成26年～29年度 名古屋まちづくり公社

平成30～令和 4年度 タイムズグループ

令和 5年～ 7年度 名鉄協商グループ

（3）指定管理料（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	121,207,263円

（4）監査の結果及び意見

ア 共同体との協定書締結について

【事実関係】

久屋駐車場に関して、名古屋市は、名鉄協商株式会社と名鉄パーキングサービス株式会社を構成員とする「名鉄協商グループ」との間で協定書締結をしている。なお、この名鉄協商グループ間内部での管理規約は存在しない。

そして、指定管理者が、清掃業者への（再）委託契約する際の契約当事者は、「名鉄協商グループ」とはなっておらず、名鉄協商株式会社単独である。

【意見】住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課

久屋駐車場に限らず、共同事業体を指定管理者とするケースは比較的多く存在すると思われる。

しかしながら、こうした共同事業体が指定管理する際の協定書に関して、名古屋市が用いているものは、通常の個人、法人と締結することを念頭においた書式をそのまま援用して作成されているため、特段、共同事業体であることを意識した条項となっていない。こうした場合、仮に、名古屋市が指定管理者に対して責任追及する場合には、それが、共同事業体への請求にとどまるのか（この場合には、共同事業体の財産に対してしか執行ができないのか）、それとも、各構成員に対して請求が可能なのか（この場合、各構成員はそれぞれ連帯責任を負うのか）などが不明瞭となってしまう。

例えば、第23条（損害賠償、第三者への賠償、賠償に係る求償）の条項は、1項で「業務において、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない」と、2項で「前項に規定する場合において、甲が第三者に対し損害の賠償を行った場合は、甲は当該賠償額及びその他賠償に伴い発生した費用を乙に求償することができる。」と規定されているが、仮に、「甲」である名古屋市が、指定管理者たる「乙」に何らかの請求する事態が発生した場合、その請求先が不明瞭となり、請求行為に支障を来す事態も想定される（共同事業体は独自の財産を有していないようと思われる）。

また、書面上だけの問題かもしれないが、協定書が、共同事業体との締結を念頭におかれていなかったため、許容されている清掃業者への再委託についても、契約書面上は単なる構成員が契約している体裁となっていて、「指定管理者が」再委託をしたという契約書にはなっていない。最終的な責任所在が指定管理者だけなのか、各構成員にも追及できるのかなどを明確にさせた協定書を作成することが望ましい。

イ 減免手続への配慮について

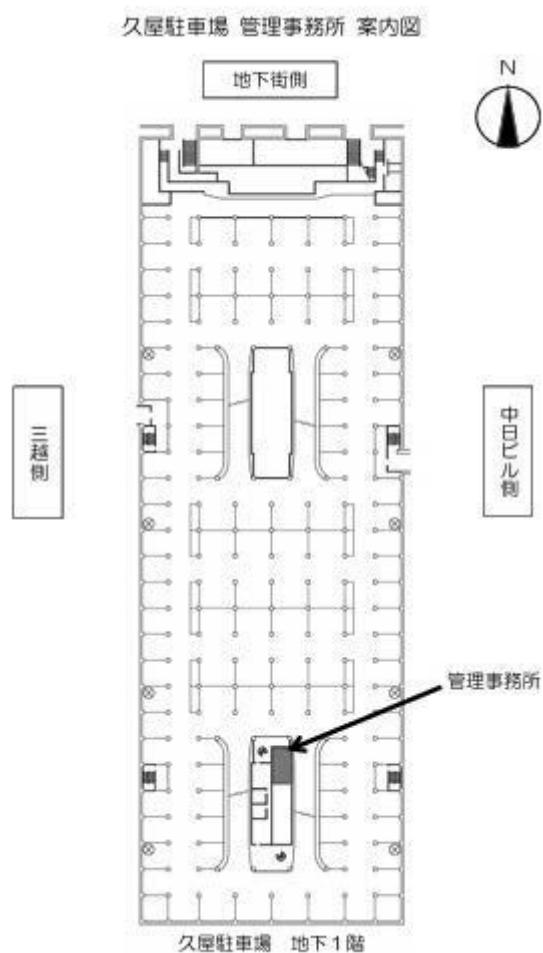
【事実関係】

久屋駐車場内には、栄地下街に隣接した場所の地下一階及び二階に、車椅子使用者等障害者用の駐車区画（以下「障害者用駐車区画」という。）が設けられている。

他方で、障害者等を対象とした減免手続については、久屋駐車場管理事務所内まで立ち寄る必要があるところ、同管理事務所は下記図の地下一階の場所に設置されている。

こうしたことでもあって、障害者用駐車区画利用者が減免手続のため管理事務所に立ち寄れるようにするために、管理事務所前にも、一台分、障害者用駐車区画が設けられている。

しかし、現地視察当时、管理事務所前の障害者用駐車区画には、高級外車が駐車され続けていた。



【意見】指定管理者・住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課

現状、障害者用駐車区画位置については、目的地への移動に配慮しスロープやエレベーターの近くに設置したものと思われるが、同区画から管理事務所までは一定の距離があり、同駐車区画利用者が減免手続の履行をするために管理

事務所までの往来が必要になる点で障害者等の減免手続利用者の利便性については必ずしも配慮が十分でないと思われる。

また、管理事務所前に設置されている障害者用駐車区画の駐車区画も 1台分用意されているが、現地視察当時、一定時間（少なくとも30分以上）、高級外車（障害者マークは貼られていなかった。）が停車され続けた状態にあったことからすると、日常的に、同区画が無制約に利用されてしまっていることが想定される。この場合、管理事務所前に設置されている障害者用駐車区画が、真に減免手続利用者のために供する区画として機能していない可能性がある。

減免手続利用者に関しての利便性向上に向けて検討するとともに、管理事務所前の障害者駐車区画の利用について注意喚起するなど、対策を講じることが望ましい。

ウ 備品管理のあり方について

【事実関係】

「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」第4項において、貸付備品の異動に関しその都度物品関係内訳書（以下台帳）の整理が求められている。また、第9条において、1年に1度台帳との照合を行うことが求められている。

「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」第6項において、指定管理者は、基本協定書に基づき名古屋市に所有権が帰属することとなる備品を取得した時は、すみやかにその旨を名古屋市に通知しなければならないとされている。

また、第7項において、名古屋市は、第6の規定により通知を受けたときは、すみやかに名古屋市会計規則第136条に基づく受入れの手続を行ったうえで、指定管理者等に当該備品を貸付けるものとされている。

しかし、現地視察の結果、施設内に、台帳に登録がない物品が多数発見された。

【指摘】 指定管理者・住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課

担当者も詳細を認識し得ないほど、相当以前から残置されている古い物品が存在しているようであるが、可能な限り台帳と整合させ、不要な物品についての廃棄を含めて、その利用方針を検討するべきである。

エ 指定管理者交代時の引き継ぎ作業について

【事実関係】

指定管理者が変更となる際に旧指定管理者が作成した引き継ぎ物品台帳が存在するが、その台帳に記載されていない物品も多数残置されている状況であった。また、この残置物品については、特段、寄付などの手続も行われていなかった。

【意見】指定管理者・住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課

指定管理者変更となる際には、常に、原状回復のあり方が問題となる。締結されている協定書によれば、原則は原状回復であり、例外的に指定管理者の物品の引き継ぎ・残置を許容する場合には、旧指定管理者が有する所有権の帰属を確認する必要がある。すなわち、名古屋市の物とするのか（その際には手続が必要となる。）、新指定管理者の物とするのかである。こうした物品の管理は、最終的に処分する際に、名古屋市で処分できるのか否かに関わる事項であることから、現実的には、その物品の価値も見ながら、必要に応じて所有権帰属について明確にさせておくことが望ましい。

なお、以上の指定管理者変更時の原状回復のあり方は、台帳に記載されていない物品の所有権が指定管理者にある場合に問題となるものであるところ、市は、現地視察した際の問題点の指摘を踏まえて、令和7年11月28日、本来的に市の所有権とされているべき物品（指定管理料の中から現在の備品受入基準5万円以上のもの）についての受入処理を行ったとのことであった。こうした処理によって、所有者不明物品の原状回復問題は事後的にではあるがクリアしたことになるので、参考報告とする。

22 オアシス21（公園・バスターミナル）

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市東区東桜一丁目11番1号
指定管理者	栄公園振興株式会社
指定期間	令和4年度～令和8年度末
選定方法	非公募
所管課	住宅都市局 都心まちづくり課
施設面積	敷地面積 約2.0ha 延床面積 約25,200m ²
設置目的	オアシス21は、旧栄公園地区における憩い、ふれあいの調和、そして地上と地下における回遊性の確保を目指して、都心部の貴重なオープンスペースを有効活用し、他に例をみない魅力的な都心の「立体型公園」を整備するため、名古屋市が中心となり提案競技が実施され、公園・バスターミナル・地下広場・店舗が一体となった複合施設として設置されました。（事業計画書より）

（1） 概要

「オアシス21」は都心の魅力の向上、賑わいの創出、憩いの場の提供など「都心にきらめく水と緑の宝箱」をコンセプトとした、全国でもめずらしい立体型の公園である。周辺施設との連絡を積極的に図ることにより、地上・地下の人の流れ、回遊性を確保し、幅広い年代の方々に楽しんでいただけるテナントや多彩なイベントにより、賑わいの拠点の一つとして都心の活性化に努めている。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下の通りである。

(名古屋市久屋大通公園条例より抜粋)

オアシス21（公園）

- (1) 別表第1施設を一般の利用に供すること。
- (2) 都市公園条例第4条第1項又は第3項の許可に関すること。
- (3) 別表第1施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(名古屋市バスターミナル条例より抜粋)

オアシス21（バスターミナル）

- (1) バスターミナルを一般の利用に供すること。
- (2) バスターミナルの維持管理及び修繕に関すること。
- (3) その他市長が定める業務。

(2) 指定管理料・年間利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	(公園) 94,558,900円 (バスターミナル) 91,105,250円
年間利用状況	利用者数 14,185,578人（銀河の広場）、 669,940人（水の宇宙船）

(3) 監査の結果及び意見

ア 指定管理料により実施する修繕費

【事実関係】

オアシス21（公園・バスターミナル）の指定管理に関する基本協定（以下「協定書」とする。）第15条では、「本施設の修繕（1件 5,000千円未満のものに限る。）を指定管理料により実施するものとする。」と定められている。つまり、500万円未満の修繕については入札をすることなく市との協議で発注先を決めることができる。

しかし、名古屋市で指定管理制度を採用している施設のほとんどが指定管理料により実施できる修繕は250万円未満に限っており、なぜ当該協定だけが

500万円になっているのか、その根拠について市担当者に尋ねたところ、500万円以上の工事は建設業許可を取る必要があるためとの回答があった。

また、500万円が税込みであるか税抜きであるかの記載がなかったため市担当者に尋ねたところ、税込みとの回答があった。

【指摘】住宅都市局都心まちづくり課

そもそも指定管理者が工事を請け負って修繕を行うことは想定されておらず、建設業許可の500万円基準を根拠とすることには無理があると思われる。

また、名古屋市契約規則では、予定価格が下記の表に掲げる金額を超える場合は入札が必要とされている。

工事又は製造の請負	400万円
財産の買入れ	300万円
物件の借入れ	150万円
財産の売払い	100万円
物件の貸付け	50万円
前各号に掲げるもの以外のもの	200万円

なお、工事又は製造の請負の金額が400万円に改正される前は250万円が採用されており、施設のほとんどが指定管理料により実施できる修繕を250万円未満に限っている根拠と思われる。

よって、名古屋市契約規則を参考にするのであれば、指定管理料で実施できる修繕は400万円以下とするか、他の施設と足並みを揃えるべきである。

さらに、協定書には金額が税込みであることを記載するべきである。

イ 修繕費の精算

【事実関係】

協定書第15条7では、「乙は、修繕費について、次のとおり甲に請求するものとする。(1)翌年度4月までに請求するものとする。」と定められており、立て替えた修繕費の都度請求も可能であると思われるが、実態は、指定管理者が高

額な修繕費を年度末まで立て替えている状態になっている。指定管理者としては、できれば四半期に 1度くらいの精算をお願いしたいとのことであった。

【意見】住宅都市局都心まちづくり課

指定管理者と協議のうえ、修繕費の立替が高額にならないよう配慮することが望まれる。

ウ 修繕の必要性

【事実関係】

施設を視察したところ、早急に修繕が必要だと思われる箇所があった。例えば、バスセンターの雨漏りや地上の公園部分（外）に陥没した部分があるなどである。これらについては、視察時点では大規模修繕の中期計画には入っておらず、修繕も未定だとのことであった。

【意見】住宅都市局都心まちづくり課

こうした箇所は利用者に損害を与える可能性があるため、修繕の計画を立て少しでも早く修繕されることが望まれる。

エ 管理業務事業報告書について

【事実関係】

管理業務仕様書では、「指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な物品を指定管理料で購入することができるものとします。」とされており、購入された備品は名古屋市からの貸出備品として管理される。

しかし、指定管理者から提出される管理業務事業報告書の収支状況に記載されている一般管理費には予算の額がそのまま記載されており、その内訳等について記載が無いため、指定管理料で購入した備品があったとしても管理・把握することができない状況となっていた。なお、現在、指定管理者が管理している貸出備品はA E Dと車いすの2点のみとなっている。

【意見】住宅都市局都心まちづくり課

貸出備品が正確に管理されているかを確認するためにも管理業務報告書の収支状況の内訳は重要なものであり、実際の支出が確認できるように現在の報告書を改めることが望まれる。

23 名古屋市営金城ふ頭駐車場

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 2
指定管理者	名鉄協商株式会社
指定期間	平成29年 3月 1日～令和 8年度末
選定方法	公募
所管課	住宅都市局 名港開発振興課
施設面積	敷地面積 30,521.17m ² 建築面積 26,648m ² 延床面積 143,982m ²
設置目的	金城ふ頭の都市交通と物流交通の動線を分離する市の交通処理計画の一環として、開発区域に発生集中する自動車を収容できる十分な容量と、交通渋滞を抑制し得る効率的な処理能力を持つ集約駐車場を整備した。

(1) 概要

金城ふ頭エリア再開発に伴う長時間の駐車需要に応じた、一棟で5,010台を収容する国内最大級の自走式駐車場である。

指定管理者は駐車場管制機器設置および備品等整備業務、維持管理業務、運営業務、金城ふ頭まちづくり協議会への参画、その他これらを実施する上で必要な関連業務を行う。

(2) 指定管理料・年間利用状況（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	349,235,744円
年間利用状況	駐車台数 711,196台

(3) 監査の結果及び意見

ア 不用備品の処分

【事実関係】

不用備品の取扱いについては、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」の第 6によれば、「受託者は、貸付備品が破損、変質その他の理由により使用することができなくなったとき、又は使用しない貸付備品があるときは、その旨を名古屋市に通知し、名古屋市が指示する取扱いの方法に従わなければならぬ。」とされている。

棟内管理室 2階に埃をかぶったプリンターやモニターなど一定期間使用した形跡が窺えない貸付備品が保管されていた。また、貸付備品ではないが 3階管理室（インフォメーションセンター）には過去のイベントポスターがそのまま置かれていた。

【指摘】 指定管理者

当該備品が使用することができなくなったもの、または使用しないものであるならば、事務取扱要領に従って市に通知し、市の指示を仰ぐべきであり、使用できるものならば、積極的に活用すべきである。

【意見】 指定管理者

上記ポスターが保管されている場所は倉庫ではなく管理室内であったことから、保管するべきものであれば倉庫に保管、必要のないものということであれば管理室に置いておくことは適当ではないので速やかに処分されることが望ましい。

イ 自主事業による車椅子の留め置き

【事実関係】

3階管理室にレゴランドジャパン所有の車いすが 3台置かれていた。監査当日に他社所有の物品を手続なしに置いているかどうか問い合わせたところ、手続の有無は不明であることであった。後日、所管課が確認したところ、平成29年 9月 4日に住宅都市局より指定管理者に対し「金城ふ頭駐車場でのレゴ

ランド車椅子取り扱いについて（依頼）」が発遣され、レゴランドからの依頼により、金城ふ頭駐車場利用者の利便性向上のため、指定管理者の自主事業として協力要請がされているものであった。その内容は、レゴランドの来場者で車椅子を必要とする方のために、金城ふ頭駐車場に車椅子を留め置き、利用者が来訪するとレゴランドから連絡が入り、車椅子を貸し出すと言う業務で、車いす貸出受付票を作成し指定管理者が管理することとされている。



【指摘】指定管理者

利用者目線に立っており、取組み自体はとても良いことだが、指定管理者の自主事業として車椅子の留め置きを行っている以上、車椅子留め置き箇所について、直ちに目的外使用許可の手続をすべきである。

【指摘】住宅都市局名港開発振興課

市からの依頼により、指定管理者が自主事業を行うこととなった経緯を鑑みれば、当該自主事業について目的外使用許可の手続がされていないならば、市は事業の実施年度に直ちに許可手続の不備について、指定管理者へ指導すべきであった。また、その後現在まで 8年間、目的外使用許可の手続がされていない事も問題である。市は、少なくとも毎年の指定管理者の事業評価の際には、適切な事務手続がなされているか確認すべきである。

24 稲永公園野鳥観察館

項目	説明
所在地	愛知県名古屋市港区野跡四町目11番 2号 (稲永公園内)
指定管理者	東海・稲永ネットワーク 構成団体：東海緑化株式会社 名古屋鳥類調査会
指定期間	令和5年度～令和9年度末
選定方法	公募
所管課	緑政土木局 都市農業課
施設概要	建物面積 203.8m ² 延床面積 256.6m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 2階建 設置年度 昭和60年度
設置目的	庄内川河口 (藤前干潟) の水鳥観察および野鳥保護に関する知識の普及ならびに自然保護に関する意識の高揚を図るため

(1) 概要

稲永公園野鳥観察館は、昭和60年4月に財団法人日本宝くじ協会から寄贈を受け、庄内川河口 (藤前干潟) の水鳥観察および野鳥保護に関する知識の普及ならびに自然保護に関する意識の高揚を図るため設置された施設である。

指定管理者が行っている指定管理業務は、稲永公園野鳥観察館指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）によると以下のとおりである。

ア 運営業務

- ① 野鳥の観察、野鳥保護に関する相談及び指導
- ② 野鳥保護に関する資料の展示及び管理
- ③ 野鳥に関する講習会等開催の調整

- ④ 野鳥保護行事の開催
 - ⑤ 施設の広報・案内
 - ⑥ 来館者数等の把握・集計
 - ⑦ 指定する書籍の販売
 - ⑧ 施設の活性化につながる自主事業
- イ 施設の維持管理業務
 - ウ 行為許可に関する業務
 - エ 施設及び建物の整備補修に関すること
 - オ その他の業務

(2) 指定管理料・利用者数（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	9,214,000円
年間利用者数	一般入館者数：25,729名 団体入館者数：2,616名

(3) 監査の結果及び意見

ア 望遠鏡について

【事実関係】

施設で利用している望遠鏡は、市の貸付品、企業からの貸与品及び指定管理者の個人所有の3種類が存在するが、各望遠鏡の帰属先の区別が困難となっている。

【意見】 指定管理者

企業からの貸与品も存することから、紛失を防止するためにも望遠鏡自体にシール等を貼付し、各帰属先の区別ができるようにすることが望ましい。

イ 物品販売について①

【事実関係】

指定管理者の自主事業として、物品販売が実施されている。物品販売を行うにあたり、令和 5年 3月15日付で指定管理者から市に対して公園施設設置許可の申請が行われている。

現地視察において、書籍類や双眼鏡、リュックサック等が展示されていることが確認できた。また、双眼鏡については、倉庫として利用している映写室内に複数の在庫が保管されていることが確認できた。



他方、公園施設設置許可申請書には「稻永公園野鳥観察館 販売品リスト」が添付されていたが、リュックサックは記載されておらず、双眼鏡・望遠鏡については「注文毎に仕入れる」という記載になっていた。

なお、許可条件によれば、「販売品が追加された場合、設置許可の再申請までは求めておらず、公園管理者への協議で足りる」こととなっている。

【意見】 指定管理者

販売品の仕入方法の変更や販売品の追加状況を適切に管理するため、市との協議内容を文書化して最新の販売状態を確認できるようにすることが望ましい。

【指摘】指定管理者

自主事業の販売物品の在庫を倉庫に保管するのであれば、別途許可申請を行う必要がある。そのため、指定管理者において現在の許可の範囲内で在庫管理を行うか、別途許可申請を行うか検討すべきである。

ウ 物品販売について②

【事実関係】

物品販売の売上等の現金管理については、手提金庫を利用して行われており、指定管理者の管理する口座には入金して管理はされていなかった。

【指摘】指定管理者

基本協定書13条 2項では、「自主事業に係る経費及び収入は、前項の口座とは別の口座で管理するものとする。」とされている。

そのため、自主事業の販売物品の売上については、現金管理ではなく、口座での管理を徹底されたい。

エ 現金管理について

【事実関係】

現地視察において、鍵のかからない場所に手提金庫を保管しており、現金管理に問題があることが判明した。

【指摘】指定管理者

盗難の危険性もあることから、金庫を設置するなどした上で、早急に現金管理を改めるべきである。

オ 植栽管理について

【事実関係】

業務仕様書上、業務の対象施設は「建物（事務室、観察室、研修室、映写室、エントランスホール他）、エントランスデッキ（入り口部スロープ）、案内看板

及び野鳥モニュメント（稻永公園内）」とされている。そのため、屋外については業務の対象となっていない。

また、指定管理者の業務内容に植栽の剪定業務は含まれていないが、現地視察において、指定管理者より屋外の植栽の剪定作業をすることがある、との回答が得られた。

なお、令和6年度の収支予算案及び収支報告書では、植栽の除草・剪定にかかる費用は修繕工事費に計上されている。また、令和6年度の収支報告書によれば、植栽の除草・剪定の外に修繕工事としてエアコンの修理を行ったため、予算を超える支出があったとして赤字が計上されている。



【指摘】緑政土木局都市農業課

指定管理者の対象施設に屋外は含まれておらず、また、業務内容に植栽の剪定業務は含まれていないため、指定管理者に指定管理料の範囲内で剪定作業を実施させるのであれば、業務仕様書の変更や年度協定書で別途記載するかを検討すべきである。

【意見】緑政土木局都市農業課

植栽の除草・剪定作業に係る費用が修繕工事費に計上されているため、施設の小規模な修繕が必要となった際に、予算超過によって指定管理者において必要な小規模な修繕工事を行うことができなくなるおそれがある。

そのため、今後、指定管理者の業務内容に植栽の除草・剪定作業を加える場合には、当該作業にかかる費用を踏まえた指定管理料を設定されることが望ましい。

25 庄内緑地

項目	説明
所在地	名古屋市西区山田町大字上小田井字敷地3527他
指定管理者	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ
指定期間	令和 5年度～令和 9年度末
選定方法	公募
所管課	緑政土木局 緑地利活用課
施設面積	敷地面積：380,674m ²
設置目的	庄内川の小田井遊水地を利用した公園で、昭和43年12月の都市計画事業認可以来「水と緑と太陽」をテーマに、野趣あふれる総合公園として整備が進められた。

(1) 概要

庄内緑地は名古屋市西区にある公園であり、約3.5haある市内有数の芝生広場を中心に、わんぱく広場、バラ園、ピクニック広場、サイクリングコース、ボート池、大噴水、シンボルツリー(ケヤキ)などのほか、有料公園施設として、テニスコート(全天候・6面)、ゲートボール場(10面)、陸上競技場がある。

指定管理者が行う事業としては以下の事業が含まれている。

ア 緑化普及・啓発に関する事業

- ① 緑化に関する講習会及び展示会の開催
- ② 市民との協働事業の実施
- ③ イベントの実施

イ 健康増進事業

- ① 健康運動及びレクリエーション教室の実施
- ② 自転車の貸し出し業務の実施

ウ 施設の維持管理

- ① 園地の巡視・点検
- ② 園地の清掃、除草
- ③ 樹木の剪定・刈込等管理、芝生管理

- ④ 草花等の花壇管理
 - ⑤ 観賞温室の管理
 - ⑥ 機械・設備等の建物管理
 - ⑦ 水景施設、特殊施設の管理
 - ⑧ ドッグラン・スケートパーク等
- エ その他施設の管理、有料公園施設の受付等
- ① 有料公園施設の利用の受付、使用料の徴収
 - ② 有料公園施設の管理
- オ 行為許可（利用料金の徴収含む）、行為許可の受付事務

（2）指定管理料（令和6年度）

項目	説明
指定管理料	146,112,607円

（3）入園者数の過去5年間の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,196千人	1,244千人	1,243千人	1,294千人	1,313千人

（4）監査の結果及び意見

ア 園内の放置物

【事実関係】

指定管理者の業務として園内の巡視・点検が含まれている。施設往査時に園内を観察した際に、第1駐車場付近においてチェーンが外れて落ちてしまっている自転車が放置された状態で存在していた。



【意見】指定管理者

施設の巡視の際に放置物がないかどうかについても確認を行っているとのことであるが、園内の利用者の安全管理のためにも、大型の放置物についてはできる限り速やかに発見・撤去できるように管理水準のさらなる向上が望まれる。

イ バーベキュー運営業者の残置物

【事実関係】

庄内緑地はバーベキューを行うことができる公園となっており、園内では指定管理者が委託した業者が利用者向けにバーベキューの機材及び食材の提供を行っている。

施設往査時に園内及び施設内を視察した際に、当該業者が利用者に貸し出した機材等が一部区画で野積みされている状況となっていた。



また、庄内緑地内にある庄内緑地グリーンプラザの器具室においては夏の期間に利用していた冷凍ストッカーが保管されていたが、当該保管に際して市への許可申請等の手続は実施していないとのことであった。

【意見】指定管理者

自主事業として行うバーベキュー事業の運営においては、公園の景観や利用者の安全を損なうような状況とならないよう指定管理者自らが適切に管理する必要がある。

また、倉庫での冷凍ストッカーの一時的な保管は、許可申請等の手続を経て行うべきと考える。

ウ 車いす使用者用駐車施設の数

【事実関係】

指定管理者へのヒアリング及び現地視察において庄内緑地の車いす使用者用駐車施設については 3台分が設置されていることを確認した。

【意見】緑政土木局緑地利活用課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）では、不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数（以下 1または 2）以上の車いす使用者用駐車施設を設けることとされている。

1. 駐車施設の総数が200以下の場合 2%以上
2. 駐車施設の総数が201以上の場合 1%+2以上

庄内緑地の駐車場台数は 643台であることから、現在の 3台では不足が生じていることとなる。努力義務ではあるものの法令の趣旨を踏まえて、車いす使用者用駐車施設の数を増やすような対策が望まれる。

エ 管理帳簿の適切な記録

【事実関係】

指定管理者は施設の管理や経理業務の実施に際して管理帳簿を作成しているが、現地視察時に管理帳簿を閲覧した結果、以下の状況を確認した。

- ① 施設の鍵管理台帳において、鍵の受取確認欄が空欄になっていた
- ② 収入印紙の管理台帳において収入印紙を使った際の受領印が空欄になっていた

【指摘】指定管理者

管理帳簿は指定管理事業における各業務が適切に行えるようにするために作成するものであり、改めて担当者による適切な運用を周知徹底するとともに、上席者においても管理帳簿を確認した際に当該担当者の運用が適切に行われていない場合には、是正するように指導を行う必要がある。

オ 設備の点検記録の適切な作成

【事実関係】

巡回により園内の設備を点検した際ににおいて記録簿を作成しているが、設備についての懸念等が過去の巡回により識別されたものの特段の修繕等が行われ

ていないケースにおいて、直近の巡回では不具合がないとの判断になっているケースがあった。

【意見】指定管理者

巡回による園内の設備の点検については重大事故防止のために非常に重要であり、その判断過程については明確になるような形で記録しておくことが望まれる。

カ 収支報告書の適切な作成

【事実関係】

庄内緑地指定管理者業務仕様書においては毎年度事業報告書を市へ提出することが求められており、その中においては収支決算書等（管理業務と自主事業とを区分したもの）の報告が含まれている。

令和 6年度の収支報告書（指定管理業務分）を閲覧し、指定管理者が記録している帳簿記録等との整合性を確認したところ、一部の支出項目の金額に誤りが認められた。

（単位：円）

区分	市への当初提出金額	実際の金額	差額
一般管理費	9,318,000	10,107,023	789,023
租税公課等	6,945,451	6,156,428	▲789,023

今回差額が生じた要因は、一般管理費に含めるべきである指定管理施設の管理運営業務を行う本部職員が庄内緑地にて勤務した際の給料と庄内緑地までの交通費を、一般管理費に含めずに租税公課等に含めてしまったことによるものとのことであった。

【指摘】指定管理者

収支報告については施設の運営に関する収支の状況を明らかにするための重要な資料であり、実際の帳簿記録等に基づいて正確に作成し、市に提出する必要がある。